

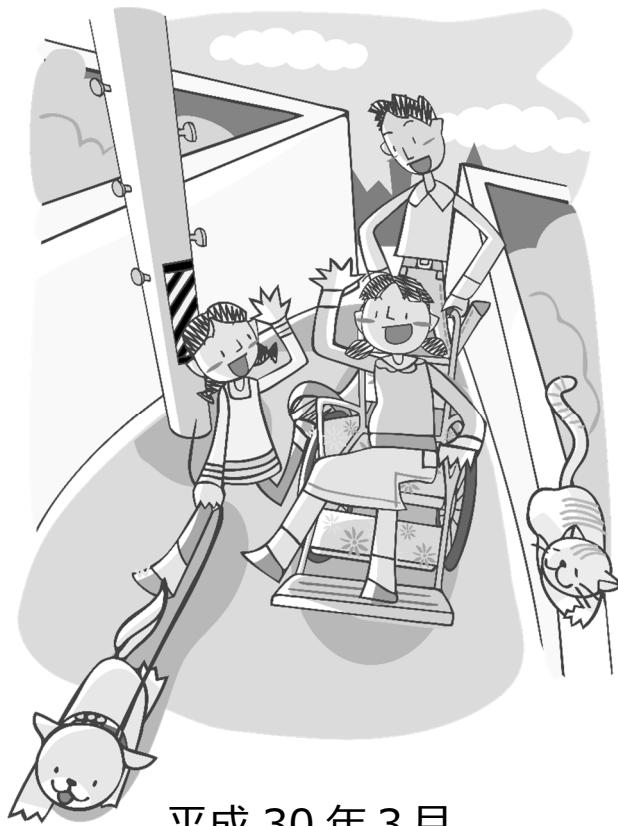
赤穂市障がい者福祉長期計画

第3次赤穂市障がい者福祉プラン

第5期赤穂市障がい福祉計画

第1期赤穂市障がい児福祉計画

障がいの有無に関わらず、だれもが尊重しあえる
思いやりに満ちたやさしい共生社会の実現



平成30年3月

赤穂市

表紙裏

市長あいさつ

本市では、平成24年に「赤穂市障がい者福祉長期計画」を策定し、障がいのある人の多様化するニーズに応えるため、障害福祉サービスや地域生活支援事業などの様々な施策・事業を展開してまいりました。

この間、国においては、平成25年に障害者自立支援法を改正した障害者総合支援法が施行され、新たな障がい福祉施策が講じられるなど、個々のニーズに基づいた地域生活支援体制の整備等が図られたほか、平成28年には、不当な差別的取扱いを禁止し合理的な配慮の提供を求める障害者差別解消法が施行されるなど、社会参加機会の確保及び地域社会での共生の実現に向けて、日常生活や社会生活における総合的な支援への取組が進められております。

このように障がいのある人を取り巻く環境が変化する中、今後の本市の障がい者施策の指針として、「障がいの有無に関わらず、だれもが尊重しあえる思いやりに満ちたやさしい共生社会の実現」を基本理念に、障がい児福祉計画を加えた新たな「赤穂市障がい者福祉長期計画」を策定いたしました。

この計画では、障がいに対する理解の促進や相談支援体制の充実、日常生活を支える支援などに取り組むこととしており、市民や団体、事業者及び企業の皆様との連携・協働により、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるやさしいまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言を賜りました赤穂市障害者自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート及びヒアリング等にご協力いただいた市民の皆様、関係各位に心からお礼申し上げます。

平成30年3月



赤穂市長 明石元秀

目 次

第1編 赤穂市障がい者福祉長期計画の考え方

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
(1) 国の動き	1
(2) 兵庫県の動き	1
(3) 赤穂市の動き	2
2 計画の性格	2
(1) 法的位置づけ (平成30年度以降)	2
(2) 他計画との関係	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制 (策定プロセス)	4
(1) 赤穂市障害者自立支援協議会における検討	4
(2) 計画の評価・検証	4
(3) 障がいのある人等からの意見の集約	5
(4) パブリックコメントの実施	5
5 計画の推進体制	6
(1) 庁内連携体制の強化	6
(2) 各種団体、地域との連携	6
(3) 国・兵庫県・近隣市町との連携	6
(4) 計画の評価・検証	6
第2章 赤穂市の現状	7
1 人口の推移	7
2 障がい者手帳所持者数等の推移	8
(1) 障がい者手帳所持者数の推移	8
(2) 自立支援医療 (精神通院医療) 受給者数の推移	13
(3) 特定医療費 (指定難病) 受給者数の推移	13
(4) 小児慢性特定疾患受給者数の推移	14
3 障害福祉サービスの利用状況	15
(1) 訪問系サービス	15
(2) 日中活動系サービス	16
(3) 居住系サービス	17
(4) 相談支援	17
(5) 障害児通所支援	18
4 地域生活支援事業の実施状況	19
(1) 相談支援事業等	19
(2) 意思疎通支援事業等	19
(3) 日常生活用具給付等事業	20

(4) 移動支援事業.....	20
(5) 地域活動支援センター.....	21
(6) その他の事業.....	21
 第2編 第3次赤穂市障がい者福祉プラン	
第1章 計画の基本的な考え方.....	23
1 基本理念.....	23
2 基本目標.....	24
3 施策の体系.....	26
第2章 施策の推進方向.....	27
基本目標1 障がいに対する理解の促進.....	27
(1) 障がいや障がいのある人に対する理解の促進.....	27
(2) 交流の促進.....	31
(3) 福祉の担い手の育成.....	33
基本目標2 日常生活を支える支援.....	35
(1) 相談・情報提供体制の充実.....	35
(2) 障害福祉サービス等の充実.....	38
(3) 経済的な支援.....	42
(4) 差別の解消及び権利擁護の推進.....	44
基本目標3 一人ひとりに応じた働き方の支援.....	46
(1) 一般就労に向けた支援.....	46
(2) 福祉的就労の支援.....	50
基本目標4 こころと体を支える保健・医療体制の充実.....	53
(1) 保健サービスの充実.....	53
(2) 医療・リハビリテーションの充実、確保.....	55
基本目標5 子どもの健やかな成長の支援.....	58
(1) 療育の充実.....	58
(2) 特別支援教育等の充実.....	62
基本目標6 安心して暮らせる地域づくり.....	66
(1) 安心して暮らせる環境の整備.....	66
(2) 防災・防犯対策.....	69
基本目標7 社会参加の促進.....	72
(1) 参画と協働の取り組み.....	72
(2) スポーツ・文化活動の促進.....	74
(3) 余暇活動の場の確保.....	76
 第3編 第5期赤穂市障がい福祉計画、第1期赤穂市障がい児福祉計画	
第1章 計画の基本理念等.....	77
1 計画の目的等.....	77

2 計画の期間	77
3 基本方針	78
(1) 訪問系サービスの保障	78
(2) 希望する障がいのある人への日中活動系サービスの保障	78
(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	78
(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進	78
(5) 相談支援体制の充実	78
(6) 障がいのある子どもを支援する体制の確保	78
第2章 地域生活または一般就労への移行の数値目標	79
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	79
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	79
3 地域生活支援拠点等の整備	80
4 福祉施設から一般就労への移行	80
5 障がい児支援の提供体制の整備等	81
6 市から障害者就労施設等への優先発注の促進	81
第3章 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策	82
1 訪問系サービス	82
(1) 居宅介護	83
(2) 重度訪問介護	83
(3) 同行援護	84
(4) 行動援護	84
(5) 重度障害者等包括支援	85
2 日中活動系サービス	85
(1) 生活介護	85
(2) 自立訓練（機能訓練）	86
(3) 自立訓練（生活訓練）	86
(4) 就労移行支援	87
(5) 就労継続支援A型	87
(6) 就労継続支援B型	88
(7) 就労定着支援	88
(8) 療養介護	89
(9) 短期入所（ショートステイ）	89
3 居住系サービス	90
(1) 自立生活援助	90
(2) 共同生活援助（グループホーム）	90
(3) 施設入所支援	91
4 相談支援	92
(1) 計画相談支援	92
(2) 地域移行支援	93

(3) 地域定着支援.....	93
第4章 障がいのある子どもに対するサービスの見込量と今後の方策	94
1 障害児通所支援	94
(1) 児童発達支援.....	94
(2) 医療型児童発達支援	95
(3) 放課後等デイサービス.....	95
(4) 保育所等訪問支援	96
(5) 居宅訪問型児童発達支援.....	96
2 障害児相談支援	97
(1) 障害児相談支援.....	97
(2) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置.....	97
第5章 地域生活支援事業の実施に関する事項	98
1 理解促進研修・啓発事業	98
2 自発的活動支援事業	98
3 相談支援事業	99
(1) 障害者相談支援事業	99
(2) 基幹相談支援センター	99
(3) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	100
4 成年後見制度利用支援事業	100
5 成年後見制度法人後見支援事業	101
6 意思疎通支援事業	101
7 手話奉仕員養成研修事業	102
8 日常生活用具給付等事業	102
9 移動支援事業	103
10 地域活動支援センター	103
11 その他事業	104
(1) 日中一時支援事業	104
(2) 点字・声の広報等発行事業	104
(3) 訪問型歩行訓練事業	105
(4) 訪問入浴サービス事業	105

資料編

1 赤穂市障害者自立支援協議会設置要綱	107
2 赤穂市障害者自立支援協議会委員名簿	109
3 赤穂市障がい者福祉長期計画策定経過	110
4 市内障害福祉サービス等事業所	111
5 用語解説	112

本計画における統計データやアンケート調査結果、元号の表記について

- ※ 統計データやアンケートの調査結果で示している割合（パーセント）は、小数点第2位以下で四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならないことがあります。
- ※ アンケートのグラフ及び表に記載されている「n」は、質問に対する回答者数を表しています。
- ※ 平成31年5月で改元されますが、現時点では元号が未定ですので、平成で表記しています。

第1編

赤穂市障がい者福祉長期計画の考え方

トビラ裏

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

（1）国の動き

わが国では、昭和 56 年の「国際障害者年※」を契機に、翌年の昭和 57 年に「国連障害者の十年」の国内行動計画として、障がい者施策に関するはじめての長期計画である「障害者対策に関する長期計画」が策定されました。以後、数回にわたり国の計画が見直され、平成 25 年 9 月に「障害者基本計画」が策定されました。

国の「障害者基本計画」では、共生社会の実現に向け、障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障がいのある人自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向が示されました。

法制度の改正においては、平成 23 年の「障害者基本法」の改正をはじめ、「障害者虐待防止法※」（平成 24 年 10 月施行）、「障害者総合支援法※」（平成 25 年 4 月施行）、「障害者優先調達推進法※」（平成 25 年 4 月施行）、そして平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」が施行されました。

また、平成 28 年 6 月に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（以下、「障害者総合支援法等一部改正法」という。）」において、障がいのある子どものサービスにかかる提供体制の計画的な構築を推進するため、市町村において「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

（2）兵庫県の動き

兵庫県では、「国際障害者年」を契機に、障がいのある人に対する施策の総合化・体系化を図るため、昭和 57 年 3 月に障害者基本法に基づく「兵庫県国際障害者年長期行動計画」が策定されました。

以後、数回にわたり計画が見直され、平成 27 年 3 月に「ひょうご障害者福祉計画」が策定されました。この計画では「自己決定」と「共生」の 2 つを基本理念に、障がいのある人、そうでない人、あらゆる行為主体が障がいによって分け隔てられることなく、自分のしたいことや望んでいることに向かって進んでいくことができる社会を構築することをめざす計画となっています。

(3) 赤穂市の動き

本市では、平成 24 年 3 月に障害者基本法に基づく「赤穂市障がい者福祉プラン（第 2 次）」と、障害者総合支援法（旧、障害者自立支援法）に基づく「第 3 期赤穂市障がい福祉計画」を一体的に策定しました（赤穂市障がい者福祉長期計画）。また、平成 27 年 3 月には障害者総合支援法に基づく「第 4 期赤穂市障がい福祉計画」を策定しました。

「赤穂市障がい者福祉プラン（第 2 次）」を策定して約 5 年が経過し、その間、様々な法制度が施行・成立するなど、障がいのある人を取り巻く環境がめまぐるしく変化しています。

平成 29 年度には、「赤穂市障がい者福祉プラン（第 2 次）」と「第 4 期赤穂市障がい福祉計画」が終了することを受け、新たな法制度の動向を踏まえつつ、「第 3 次赤穂市障がい者福祉プラン」と、「第 5 期赤穂市障がい福祉計画」及び「第 1 期赤穂市障がい児福祉計画」を策定します。

2 計画の性格

(1) 法的位置づけ（平成 30 年度以降）

- 第 3 次赤穂市障がい者福祉プラン＝障害者基本法第 11 条第 3 項「市町村障害者計画」
 - 第 5 期赤穂市障がい福祉計画＝障害者総合支援法第 88 条第 1 項「市町村障害福祉計画」
 - 第 1 期赤穂市障がい児福祉計画＝児童福祉法※第 33 条の 20 第 1 項「市町村障害児福祉計画」
- この 3 計画全体を総称して「赤穂市障がい者福祉長期計画（以下、「本計画」という。）」と位置づけます。

【計画の関係】

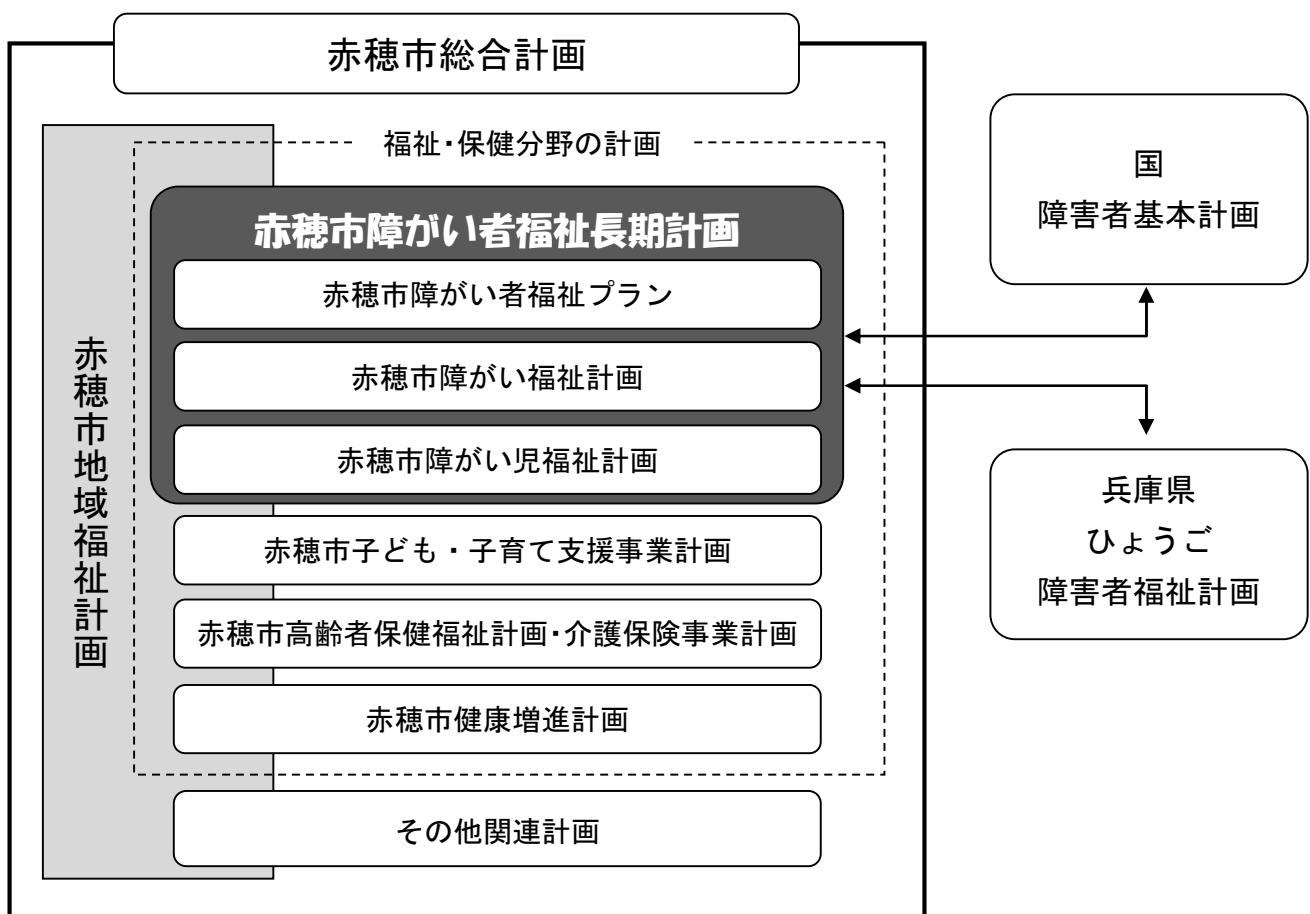
平成 29 年度まで	赤穂市障がい者福祉長期計画		
	名称	赤穂市障がい者福祉プラン（第 2 次）	第 3 期赤穂市障がい福祉計画 第 4 期赤穂市障がい福祉計画
計画期間	平成 24～29 年度（6か年）		第 3 期：平成 24～26 年度（3か年） 第 4 期：平成 27～29 年度（3か年）
根拠	障害者基本法		障害者総合支援法 (旧：障害者自立支援法)



平成 30 年度以降	赤穂市障がい者福祉長期計画		
	名称	第 3 次赤穂市障がい者福祉プラン	第 5 期赤穂市障がい福祉計画
計画期間	平成 30～35 年度（6か年）	平成 30～32 年度（3か年）	平成 30～32 年度（3か年）
根拠	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法

(2) 他計画との関係

本計画は、「赤穂市総合計画」を上位計画とした分野別計画であり、「赤穂市地域福祉計画」のもと、「赤穂市子ども・子育て支援事業計画」「赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」等の関連計画と整合を図るとともに、国や兵庫県における障害者基本計画や障害福祉計画の内容を踏まえ計画を策定します。



3 計画の期間

本計画のうち、赤穂市障がい者福祉プランは、平成30年度から平成35年度までの6年間です。

また、赤穂市障がい福祉計画及び赤穂市障がい児福祉計画は3か年計画であるため、平成30年度から平成32年度までの3年間です。

ただし、社会情勢やニーズの変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
赤穂市障がい者福祉長期計画						
市町村 障害者計画						
	第3次赤穂市障がい者福祉プラン					
						見直し
市町村 障害福祉計画						
	第5期赤穂市障がい福祉計画			第6期赤穂市障がい福祉計画		
			見直し			見直し
市町村 障害児福祉計画						
	第1期赤穂市障がい児福祉計画			第2期赤穂市障がい児福祉計画		
			見直し			見直し

4 計画の策定体制（策定プロセス）

（1）赤穂市障害者自立支援協議会における検討

本計画の策定にあたっては、本市の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たすため、障がい者福祉に関する各種団体・関係機関等で構成する「赤穂市障害者自立支援協議会（以下、「自立支援協議会」という。）」における議論・検討を踏まえ策定しました。

（2）計画の評価・検証

現行計画の各施策・事業等の評価について、府内の担当課等を通じて施策・事業の確認、評価の取りまとめを行い、計画に反映しました。

(3) 障がいのある人等からの意見の集約

① アンケート調査

本計画の策定にあたり、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している人、自立支援医療（精神通院医療）※受給者証を所持している人、障害福祉サービス等を利用している人を対象としたアンケート調査を実施しました。

調査の種類 と対象者	①18歳未満調査 (平成29年度中に18歳に到達する人まで)	平成29年6月1日現在で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している人、自立支援医療（精神通院医療）受給者証を所持している人、障害福祉サービス等の受給者証を所持している人							
	②18歳以上調査	平成29年6月1日現在で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している人、自立支援医療（精神通院医療）受給者証を所持している人、障害福祉サービス等の受給者証を所持している人							
調査期間	平成29年7月5日から平成29年7月28日まで								
調査方法	郵送による配布・回収								
配布・回収 数	調査種類	抽出方法	配布数	回収数	回収率				
	①18歳未満調査	悉皆調査※	225件	136件	60.4%				
	②18歳以上調査	無作為抽出	1,600件	990件	61.9%				

※悉皆調査…対象者全員に対する全数調査

② 団体・事業所アンケート、ヒアリング調査

本市の障がい者施策に関する障がい者団体・事業所・教育機関・行政機関等に対して本計画策定に関するアンケート調査を実施するとともに、希望された障がい者団体・事業所等を対象に後日ヒアリング調査を実施しました。

アンケート調査実施団体等	依頼数	47件	障がい者団体等 6件 サービス提供事業所 28件 関係機関 13件
	回答数	47件	
ヒアリング調査実施団体等 (希望団体等)	実施数	9件	障がい者団体等 2件 サービス提供事業所 6件 関係機関 1件

(4) パブリックコメント※の実施

本計画に対し、市民から広く意見を反映するため、平成29年12月15日から平成30年1月15日までの期間パブリックコメントを実施しましたが、ご意見はありませんでした。

5 計画の推進体制

(1) 庁内連携体制の強化

障がい者施策は福祉分野のみならず、保健、医療、教育、労働など、各分野で取り組む必要があることから、庁内の連携体制の強化を図り、障がい者施策の推進を図ります。

(2) 各種団体、地域との連携

本計画の推進にあたっては、障がい者団体をはじめ、社会福祉協議会や医師会、歯科医師会、ボランティア団体など、様々な機関・団体と連携を図りながら、推進していきます。

(3) 国・兵庫県・近隣市町との連携

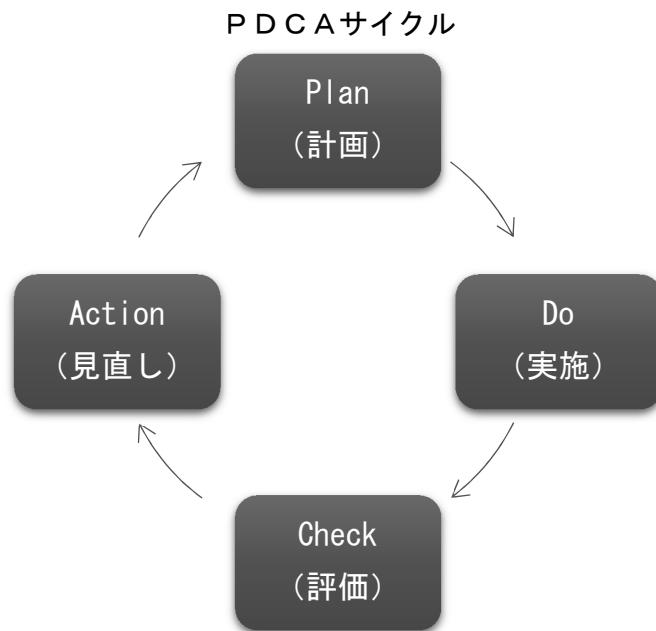
障がい者施策は国や兵庫県の制度に関わるものも多いことから、国や兵庫県の関係機関との連携を図っていきます。

また、障害福祉サービス等の確保にあたっては、本市による取組だけでは難しい場合もあるため、近隣市町との連携を図りながら、十分なサービスの確保・提供に努めます。

(4) 計画の評価・検証

本計画の評価にあたっては、本計画の進捗状況について毎年度、評価・検証を行うとともに、自立支援協議会に進捗状況を報告するなど、着実に計画が進むよう取り組んでいきます。

また、進行管理にあたっては、P D C A (Plan Do Check Action) サイクルに基づき、進行管理を行っていきます。



第2章 赤穂市の現状

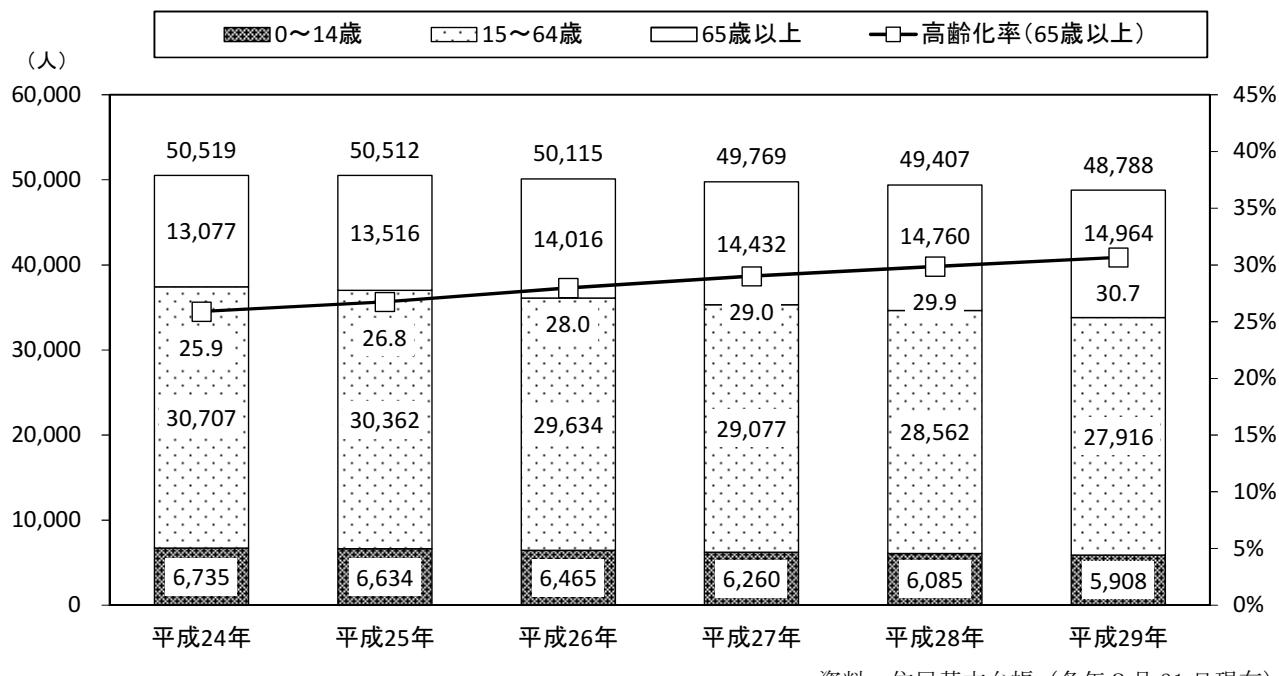
1 人口の推移

本市の人口は年々減少しており、平成29年で48,788人となっています。

年齢3区分別にみると、0～14歳・15～64歳の人口は年々減少しており、65歳以上の人口は増加している状況です。

高齢化率の推移をみると、平成24年の25.9%が平成29年で30.7%と30%を超え、年々高齢化が進んでいる状況です。

【人口と高齢化率の推移】

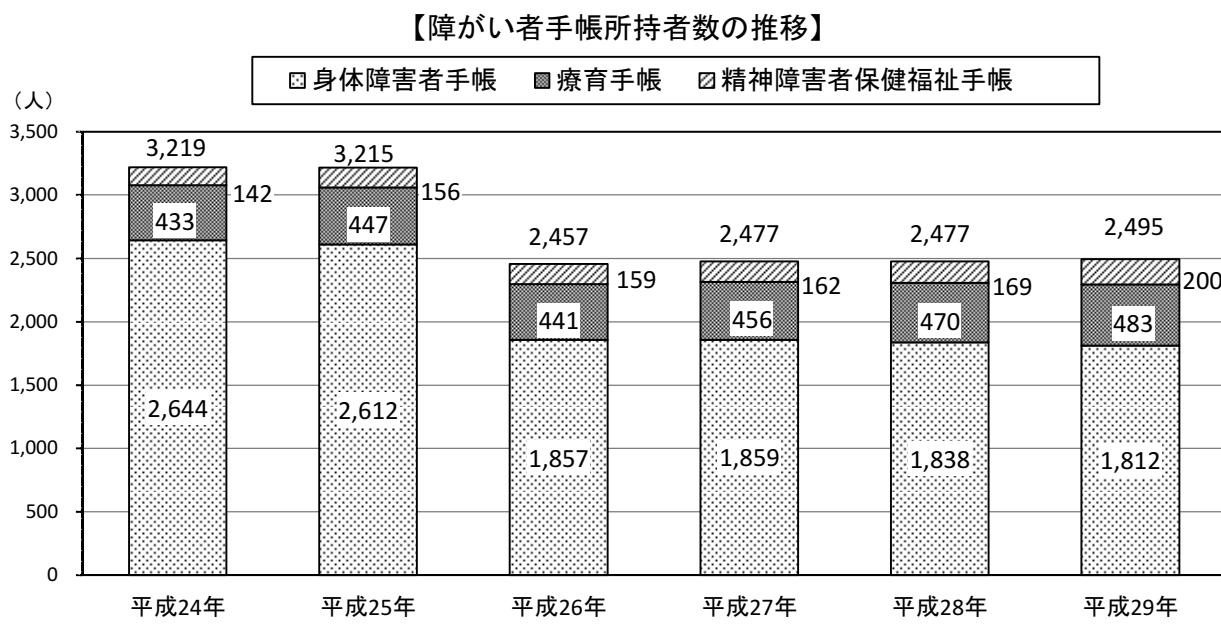


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

2 障がい者手帳所持者数等の推移

(1) 障がい者手帳所持者数の推移

障がい者手帳所持者数の推移をみると、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳は年々増加傾向にあります。平成29年で身体障害者手帳所持者が1,812人、療育手帳所持者が483人、精神障害者保健福祉手帳所持者が200人、合計で2,495人となっています。



資料：市社会福祉課調べ（各年3月31日現在）

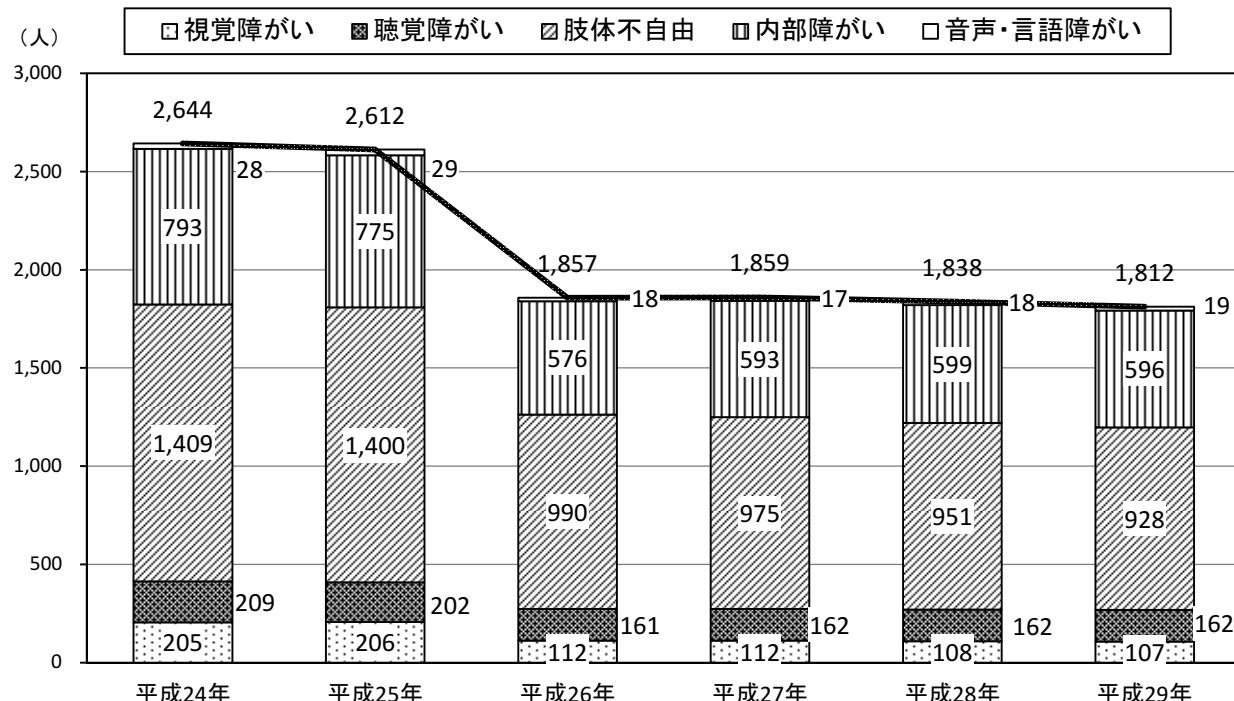
※平成25年度に障がい者福祉システム導入に伴う身体障害者手帳所持者の修正により、平成25年から平成26年にかけて大きく減少しています。（死亡・転出者一部が手帳情報に反映されていなかったため）

①身体障害者手帳所持者数の状況

障がい種別にみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がい[※]となっています。視覚障がいは微減、聴覚障がいは横ばい、音声・言語障がいは微増の傾向にあります。

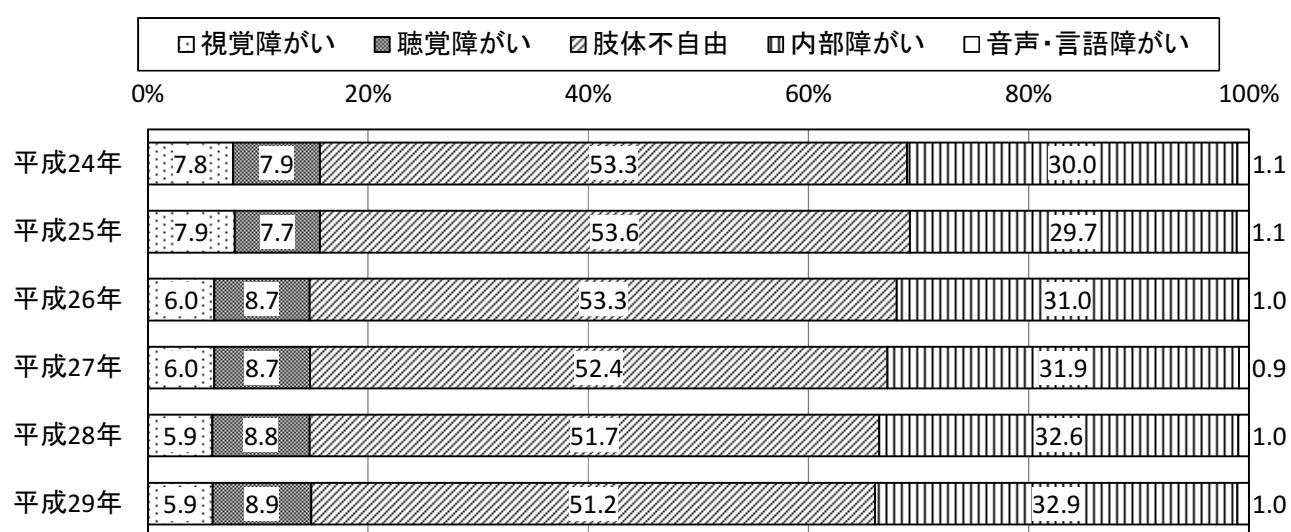
また、障がい種別に構成比の推移をみると、内部障がいの占める割合が年々増加しており、平成29年で32.9%となっています。それに伴い視覚障がい・肢体不自由の占める割合が減少傾向にあります。

【障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移】



資料：市社会福祉課調べ（各年3月31日現在）

【障がい種別身体障害者手帳所持者数の構成比の推移】

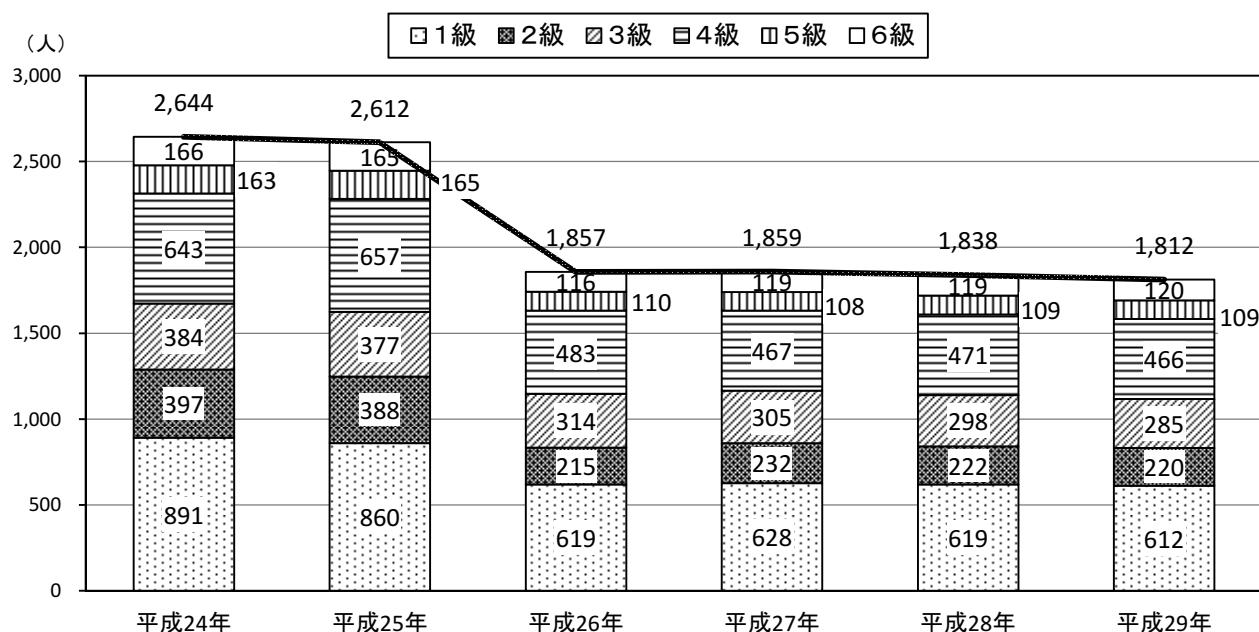


資料：市社会福祉課調べ（各年3月31日現在）

等級別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、各年ともに1級が最も多く、次いで4級、3級と続いています。

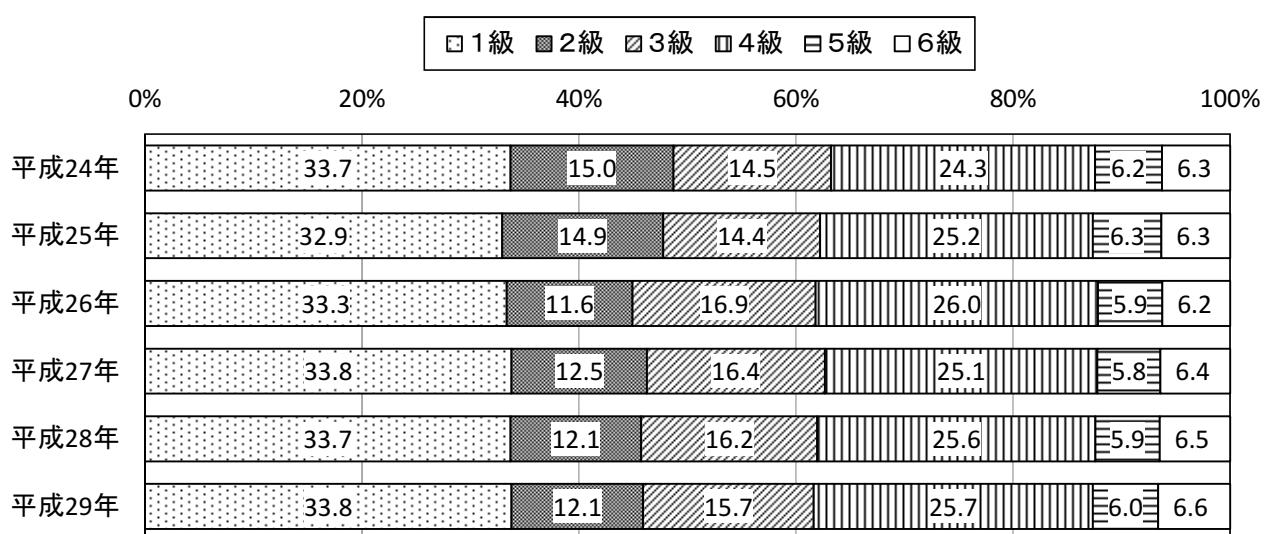
また、等級別の構成比をみると、等級ごとに若干の増減はあるものの大きな変化はなく、平成29年で1級が33.8%を占めています。

【等級別身体障害者手帳所持者数の推移】



資料：市社会福祉課調べ（各年3月31日現在）

【等級別身体障害者手帳所持者数の構成比の推移】



資料：市社会福祉課調べ（各年3月31日現在）

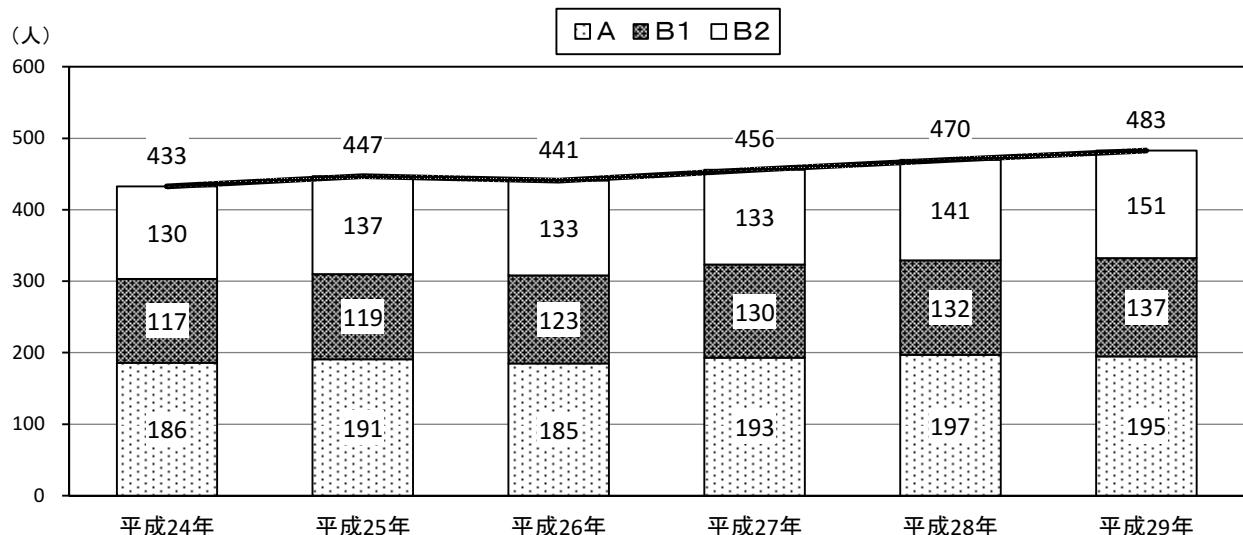
②療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移をみると年々増加しております。平成29年で483人となっています。

判定別にみると、各年ともにA（重度）が最も多く、平成29年で195人（構成比40.4%）となっています。次いでB2（軽度）が151人（構成比31.3%）と続いています。

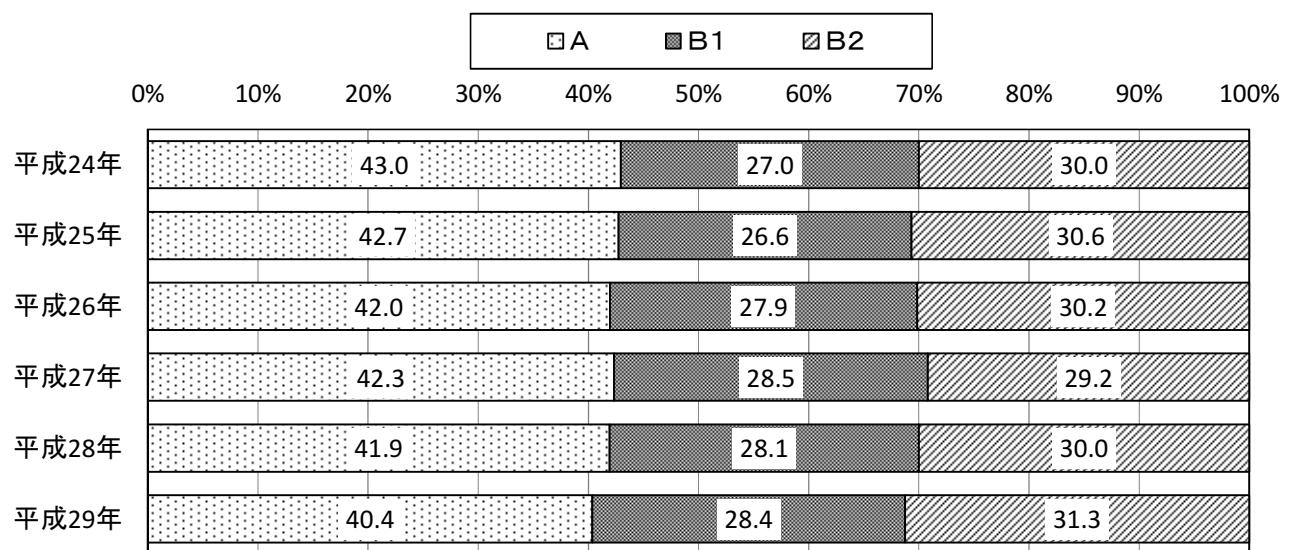
構成比の推移をみると、A（重度）の占める割合は年々減少し、B1・B2（軽度）の占める割合が増加傾向にあります。

【判定別療育手帳所持者数の推移】



資料：市社会福祉課調べ（各年3月31日現在）

【判定別療育手帳所持者数の構成比の推移】



資料：市社会福祉課調べ（各年3月31日現在）

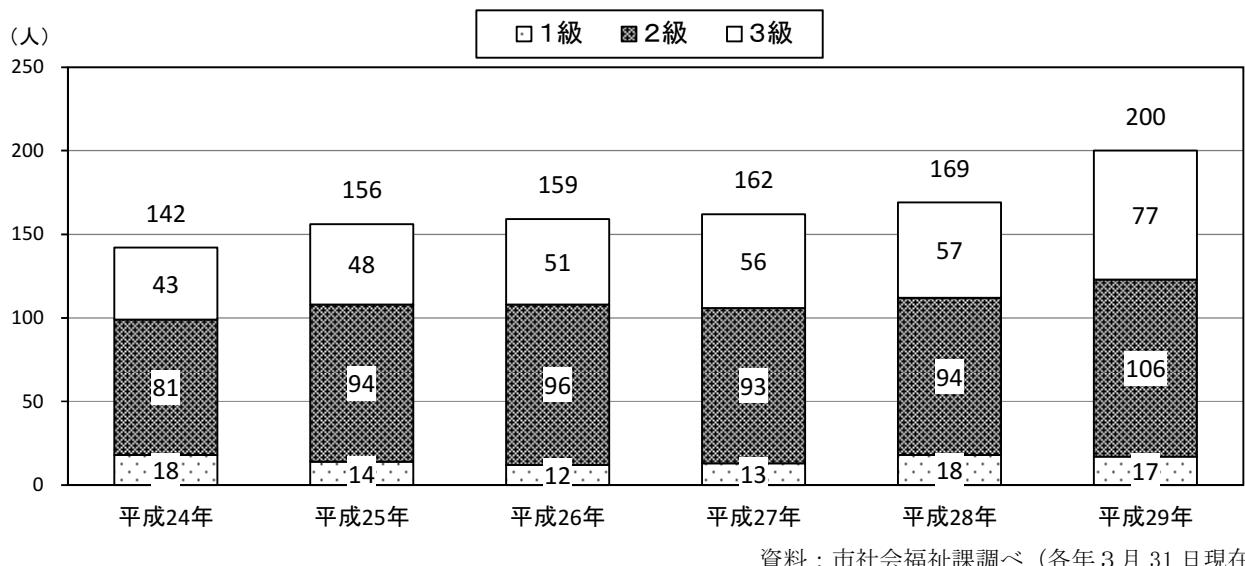
③精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると増加傾向にあり、平成29年で200人となっています。

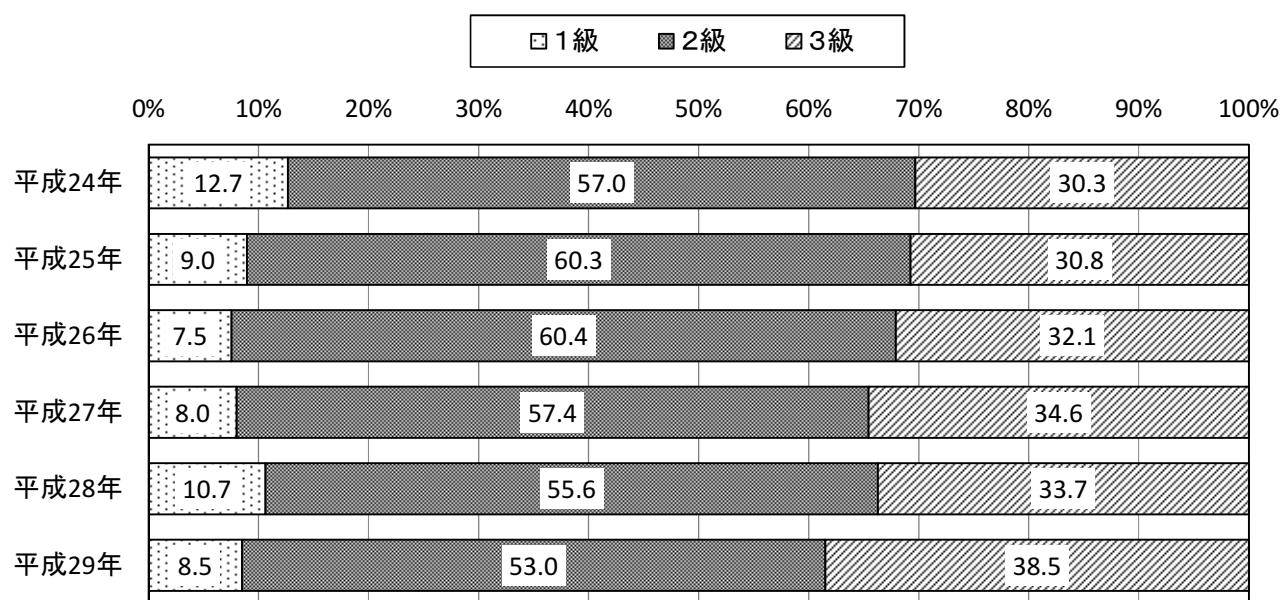
等級別にみると、各年ともに2級が最も多く、平成29年で106人（構成比53.0%）となっており、次いで3級の77人（構成比38.5%）と続いています。

構成比の推移をみると、3級が増加の傾向にあります。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



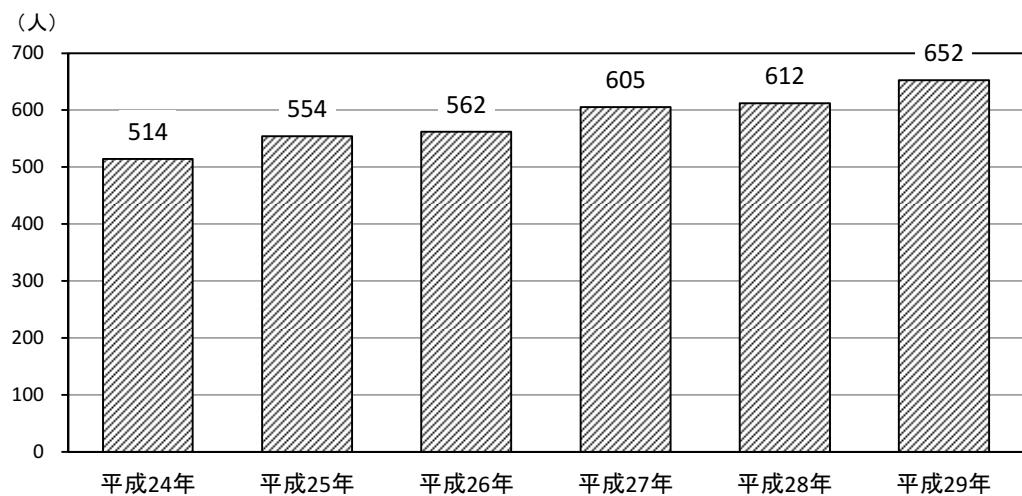
【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の構成比の推移】



(2) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

自立支援医療における精神通院医療受給者数の推移をみると年々増加しており、平成29年で652人となっています。

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移】

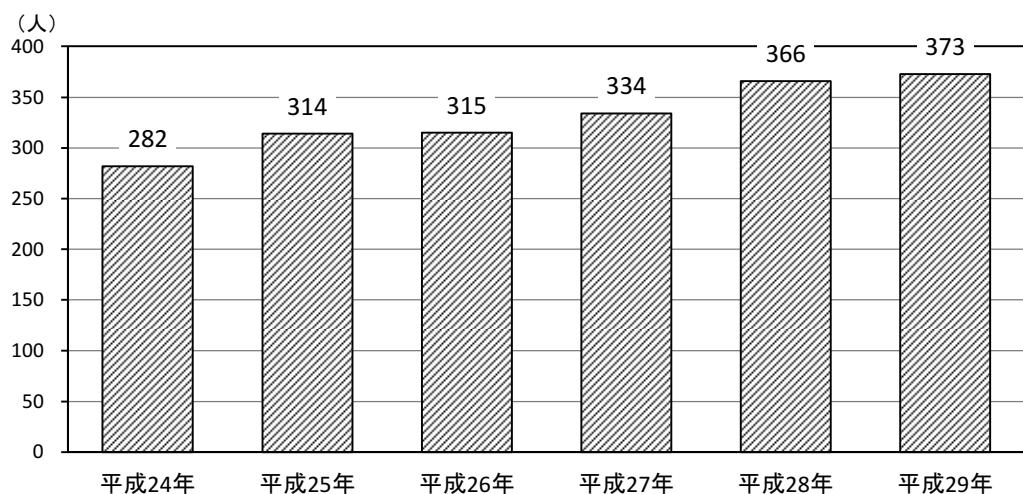


資料：赤穂健康福祉事務所調べ（各年3月31日現在）

(3) 特定医療費（指定難病※）受給者数の推移

特定医療費（指定難病）受給者数の推移をみると年々増加しており、平成29年で373人となっています。

【特定医療費（指定難病）受給者数の推移】

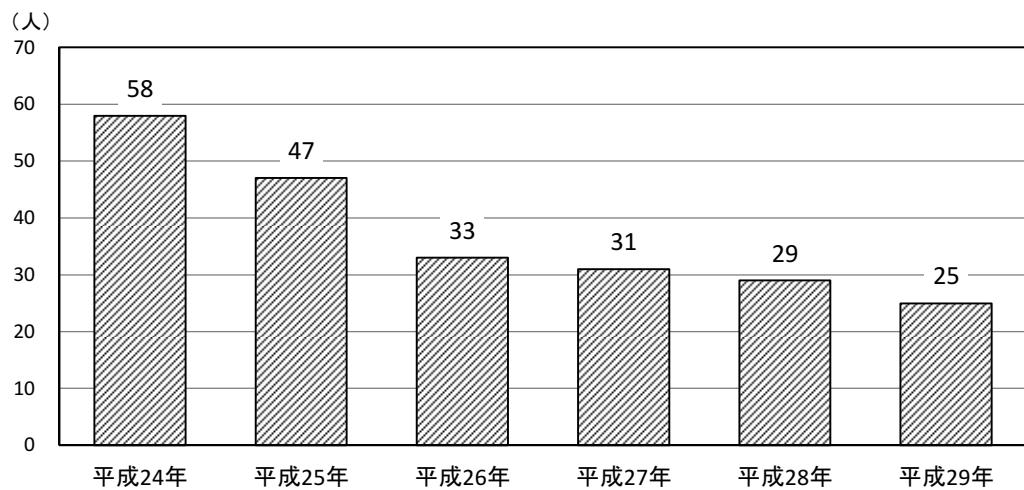


資料：赤穂健康福祉事務所調べ（各年3月31日現在）

(4) 小児慢性特定疾患受給者数の推移

小児慢性特定疾患受給者数の推移をみると年々減少しており、平成29年で25人となっています。

【小児慢性特定疾患受給者数の推移】



資料：赤穂健康福祉事務所調べ（各年3月31日現在）

3 障害福祉サービスの利用状況

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスの利用状況をみると、時間数・実利用者数ともに大きな変化はありません。

また、各サービスとともに計画値を下回っている状況です。

サービス名	単位	実績値			計画値			計画比		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	総利用時間 (時間/月)	791	768	780	1,091	1,110	1,110	72.5%	69.2%	70.3%
	実利用者数 (人/月)	50	51	49	59	60	60	84.7%	85.0%	81.7%
重度訪問介護	総利用時間 (時間/月)	0	0	8	20	20	20	0.0%	0.0%	40.0%
	実利用者数 (人/月)	0	0	1	2	2	2	0.0%	0.0%	50.0%
同行援護	総利用時間 (時間/月)	764	802	788	1,080	1,253	1,502	70.7%	64.0%	52.5%
	実利用者数 (人/月)	24	24	24	30	30	31	80.0%	80.0%	77.4%
行動援護	総利用時間 (時間/月)	87	87	89	162	219	296	53.7%	39.7%	30.1%
	実利用者数 (人/月)	4	4	4	5	5	5	80.0%	80.0%	80.0%
重度障害者等 包括支援	総利用時間 (時間/月)	0	0	0	0	0	0	-	-	-
	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	-	-	-

資料：市社会福祉課調べ

※ 平成 27 年度・平成 28 年度は実績値、平成 29 年度は見込み値です。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの利用状況をみると、各サービスとも各年で増減しています。

計画値と比較すると、「就労移行支援」「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」の就労系サービスにおいて計画値を大きく上回っています。

サービス名	単位	実績値			計画値			計画比		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
生活介護	延利用者数 (人日/月)	2,251	2,223	2,257	2,387	2,538	2,636	94.3%	87.6%	85.6%
	実利用者数 (人/月)	118	118	118	128	134	137	92.2%	88.1%	86.1%
自立訓練 (機能訓練)	延利用者数 (人日/月)	11	0	10	45	45	45	24.4%	0.0%	22.2%
	実利用者数 (人/月)	1	0	1	2	2	2	50.0%	0.0%	50.0%
自立訓練 (生活訓練)	延利用者数 (人日/月)	0	12	10	11	11	11	0.0%	109.1%	90.9%
	実利用者数 (人/月)	0	1	1	1	1	1	0.0%	100.0%	100.0%
就労移行支援	延利用者数 (人日/月)	137	115	126	70	70	70	195.7%	164.3%	180.0%
	実利用者数 (人/月)	8	6	7	7	7	7	114.3%	85.7%	100.0%
就労継続支援 A型	延利用者数 (人日/月)	713	830	966	546	609	672	130.6%	136.3%	143.8%
	実利用者数 (人/月)	34	41	49	26	29	32	130.8%	141.4%	153.1%
就労継続支援 B型	延利用者数 (人日/月)	1,801	1,959	1,880	1,564	1,615	1,666	115.2%	121.3%	112.8%
	実利用者数 (人/月)	111	124	118	92	95	98	120.7%	130.5%	120.4%
療養介護	実利用者数 (人/月)	7	7	7	7	8	8	100.0%	87.5%	87.5%
短期入所	延利用者数 (人日/月)	103	175	129	127	139	152	81.1%	125.9%	84.9%
	実利用者数 (人/月)	15	21	17	20	22	24	75.0%	95.5%	70.8%

資料：市社会福祉課調べ

※ 平成 27 年度・平成 28 年度は実績値、平成 29 年度は見込み値です。

(3) 居住系サービス

居住系サービスの利用状況をみると、共同生活援助、施設入所支援ともにほぼ横ばいの利用状況にあり、また計画値と比較すると各年ともに計画値を下回っている状況です。

サービス名	単位	実績値			計画値			計画比		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	実利用者数 (人/月)	38	43	39	45	49	53	84.4%	87.8%	73.6%
施設入所支援	実利用者数 (人/月)	64	62	61	74	73	72	86.5%	84.9%	84.7%

資料：市社会福祉課調べ

※ 平成 27 年度・平成 28 年度は実績値、平成 29 年度は見込み値です。

(4) 相談支援

相談支援の利用状況をみると、計画相談支援はサービス等利用計画が義務付けられた平成 27 年度から平成 28 年度にかけて増加し、平成 29 年度で 55 人の利用となっています。利用としては計画値を下回っていますが、今後も障害福祉サービスの利用者の増加に比例して、増加する見込みとしています。

サービス名	単位	実績値			計画値			計画比		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	実利用者数 (人/月)	41	55	55	53	61	64	77.4%	90.2%	85.9%
地域移行支援	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	1	-	-	-
地域定着支援	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	-	-	-

資料：市社会福祉課調べ

※ 平成 27 年度・平成 28 年度は 3 月実績、平成 29 年度は見込み値です。

(5) 障害児通所支援

障害児通所支援の利用状況をみると、児童発達支援・放課後等デイサービスともに平成 27 年度から平成 29 年度にかけて増加し、計画値を上回る利用となっています。

サービス名	単位	実績値			計画値			計画比		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	延利用者数 (人日/月)	409	432	555	329	364	364	124.3%	118.7%	152.5%
	実利用者数 (人/月)	59	63	74	47	52	52	125.5%	121.2%	142.3%
放課後等 デイサービス	延利用者数 (人日/月)	423	431	507	331	430	430	127.8%	100.2%	117.9%
	実利用者数 (人/月)	45	43	47	33	43	43	136.4%	100.0%	109.3%
保育所等 訪問支援	延利用者数 (人日/月)	1	1	1	1	1	1	100.0%	100.0%	100.0%
	実利用者数 (人/月)	1	1	1	1	1	1	100.0%	100.0%	100.0%
障害児 相談支援	実利用者数 (人/月)	17	17	18	16	20	21	106.2%	85.0%	85.7%

資料：市社会福祉課調べ

※ 平成 27 年度・平成 28 年度は実績値、平成 29 年度は見込み値です。

4 地域生活支援事業の実施状況

(1) 相談支援事業等

平成 29 年 4 月に市役所社会福祉課内に「赤穂市障がい者基幹相談支援センター（以下、「基幹相談支援センター」という。）」を設置し、本市における相談体制の強化が図られました。

事業名	単位	実績値			計画値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	未実施	未実施	実施
自発的活動支援	実施の有無	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	実施
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施か所数	1	1	1	1	1
	基幹相談支援センター	設置の有無	未設置	未設置	設置	未設置	未設置
	相談支援機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施
	住宅入居等支援事業	実施の有無	未実施	未実施	実施	未実施	未実施
成年後見制度※利用支援事業	実利用者数	1	0	1	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施

資料：市社会福祉課調べ

※ 平成 27 年度・平成 28 年度は実績値、平成 29 年度は見込み値です。

(2) 意思疎通支援事業等

聴覚・音声・言語機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある人を対象に各種事業を実施しています。

手話通訳者※・要約筆記※者派遣事業は、徐々に利用件数が増えている状況にあります。

手話奉仕員養成研修事業の研修修了者数については、計画値を下回るもの、毎年度 15 人程度の参加が得られています。

事業名	単位	実績値			計画値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	109	130	126	150	150
	手話通訳者設置事業	実設置者数	1	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	研修 修了者数	15	17	16	22	22	22

資料：市社会福祉課調べ

※ 平成 27 年度・平成 28 年度は実績値、平成 29 年度は見込み値です。

(3) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、障がいのある人の日常生活上の便宜を図るために必要な用具を給付しています。

利用状況をみると、排泄管理支援用具は年々増加し、平成29年度で593件の利用となっています。ほかの用具に関しては、各年で増減しながら、一定の利用がある状況です。

事業名	単位	実績値			計画値		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護・訓練支援用具*	給付件数	9	0	4	2	2	2
自立生活支援用具*	給付件数	10	6	7	4	10	12
在宅療養等支援用具*	給付件数	13	16	12	6	6	8
情報・意思疎通支援用具*	給付件数	7	9	11	19	27	40
排泄管理支援用具*	給付件数	477	511	593	492	498	504
居宅生活動作補助用具*	給付件数	2	3	4	8	8	8

資料：市社会福祉課調べ

* 平成27年度・平成28年度は実績値、平成29年度は見込み値です。

(4) 移動支援事業

移動支援事業は、屋外での移動が困難な知的障がいのある人等を対象に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援しています。

利用状況をみると、実利用者数、延利用時間数ともに各年度で増減していますが、利用はほぼ横ばいの状況です。

事業名	単位	実績値			計画値		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
移動支援事業	実利用者数 (人/年)	32	39	34	43	44	44
	延利用時間 (時間/年)	1,236	1,393	1,340	2,072	2,120	2,120

資料：市社会福祉課調べ

* 平成27年度・平成28年度は実績値、平成29年度は見込み値です。

(5) 地域活動支援センター

地域活動支援センターは、障がいのある人等に創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などの支援を行うサービスで、本市では「さんぽみち（医療法人千水会）」と「みのり赤穂（社会福祉法人みのり）」の2か所で実施しています。

利用状況をみると、実利用者数は平成27年度から減少傾向にあり、計画値を下回っています。

事業名	単位	実績値			計画値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター	市内分	実施か所数	2	2	2	2	2
		実利用者数 (人/年)	123	112	105	128	132
	他市町分	実施か所数	0	0	0	0	0
		実利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0

資料：市社会福祉課調べ

※ 平成27年度・平成28年度は実績値、平成29年度は見込み値です。

(6) その他の事業

その他の事業は、各市町村の判断により独自に実施できる事業で、本市では「生活支援事業（福祉機器リサイクル事業）」「日中一時支援事業」「点字・声の広報等発行事業」などを実施しています。

事業名	単位	実績値			計画値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活支援事業 (福祉機器リサイクル事業)	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
日中一時支援事業	実利用者数 (人/年)	21	26	30	16	17	18
	延利用回数 (回/年)	715	971	1,212	628	668	708
点字・声の広報等発行事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自動車運転免許取得・改造助成事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
訪問型歩行訓練事業	実利用者数 (人/年)	0	3	1	—	—	—
訪問入浴サービス事業	実利用者数 (人/年)	—	1	1	—	—	—

資料：市社会福祉課調べ

※ 平成27年度・平成28年度は実績値、平成29年度は見込み値です。

第2編

第3次赤穂市障がい者福祉プラン

トビラ裏

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

これまでの障がい者施策は「共生社会の実現」に向け、生活支援サービスの確保をはじめ、保健・医療・福祉・教育など、様々な分野における支援体制を構築することが目標とされてきました。また、第5期の障害福祉計画に対する国的基本指針では、福祉施設・病院から地域生活への移行、地域生活支援拠点※の整備など、障がいがあっても地域で生活できる仕組みが求められており、ニッポン一億総活躍プランにおいても「地域共生社会の実現」に向け、地域づくりの重要性がうたわれている状況にあります。

平成23年度に策定した赤穂市障がい者福祉プランは、「障がいの有無に関わらず、だれもが尊重しあえる思いやりに満ちたやさしい共生社会の実現」を基本理念に、障がいに対する理解の促進や日常生活における支援、雇用・就労、教育など、様々な施策・事業を展開し、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに取り組んできました。また、本市では平成29年3月に「第2期赤穂市地域福祉計画」を策定し、地域における市民・団体・事業者・行政など多様な主体による助け合い、支え合いの仕組みを整え、すべての人にやさしい協働によるまちづくりをめざしています。

今年度行ったアンケートにおいて、「障がいを理由とした差別や偏見を受けた経験」を尋ねたところ、以前（平成23年）に比べ差別を受けた経験がある人は減少しているものの、差別はなくなくておらず、特に若い年代で受けた経験があると答えた人が多くみられました。また、障がい者団体・事業所を対象に行ったアンケートにおいても、様々な機会や場を活用して、障がいや障がいのある人に対する理解や交流促進を求める声も多くみられました。

このように障がいのある人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められており、市民・団体・事業者・企業・行政などが連携・協働しながら進めていくことが重要となります。

本計画では、赤穂市障がい者福祉プランの基本理念である「障がいの有無に関わらず、だれもが尊重しあえる思いやりに満ちたやさしい共生社会の実現」を継承し、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるやさしいまちづくりを、本市に住む人・関わる人全員で実現に向けて取り組んでいきます。

基本理念

障がいの有無に関わらず、だれもが尊重しあえる

思いやりに満ちたやさしい共生社会の実現

2 基本目標

掲げた基本理念を実現するため、7つの基本目標を設定し、計画の推進を図ります。

基本目標1 障がいに対する理解の促進

障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障がいや障がいのある人に対する理解を深めていきます。

また、様々な場や機会を活用して障がいのある人とないとの交流を促進するとともに、民生委員・児童委員※や各種団体、学校、事業所などと連携し、障がいに対する理解を深めることで、赤穂の福祉力のさらなる向上をめざします。

基本目標2 日常生活を支える支援

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、相談支援・情報提供体制の充実を図るとともに、障害福祉サービスをはじめとした生活支援サービス、経済的支援、権利擁護※まで、幅広く障がいのある人を支える体制の充実を図ります。

基本目標3 一人ひとりに応じた働き方の支援

障がいのある人の雇用促進は、社会参加の促進と自立した生活の実現、経済的な安定につながることから、一般企業等に対して障がい者雇用への理解促進を図り、障がいの種類や特性に応じた働き方ができるよう、福祉的就労※も含めた環境づくりに取り組んでいきます。

基本目標4 こころと体を支える保健・医療体制の充実

障がいの原因となる疾病等の適切な予防及び早期発見・早期治療の推進を図り、生まれたときから高齢期まで、各ライフステージ※に応じた健康保持・増進等のための各種保健事業の推進を図ります。

また、各関係機関と連携を図りながら、障がいのある人が身近な地域で必要な医療・リハビリテーション※が受けられる体制づくりに取り組んでいきます。

基本目標5 子どもの健やかな成長の支援

障がいのある子どもがその年齢や個性に応じて、希望に応じた必要な教育・療育※が受けられるよう、保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校及び特別支援学校※等の充実を図り、子ども達の健やかな成長につながるよう取り組んでいきます。

また、障がいのある子どもが身近な地域において、障がいの種類・特性に応じた適切な療育が受けられるよう、各種サービスの確保と充実に努めるとともに、保健・医療・福祉・教育など様々な関係機関と連携しながら支援体制の充実に努めます。

基本目標6 安心して暮らせる地域づくり

障がいの有無に関わらず、だれもが地域で安心して、安全に暮らすことができるよう、住まいの場が確保できるよう支援するとともに、防災・防犯対策に取り組みます。

また、障がいの有無に関わらず子どもから高齢者まで、だれもが利用しやすい公共施設や公共交通機関、道路、公園などの整備に努めるとともに、だれもが利用しやすく配慮されたユニバーサルデザイン※の考えに基づいた福祉のまちづくりを進めます。

基本目標7 社会参加の促進

障がいのある人の自己実現とQOL（生活の質）の向上につなげ、障がいのある人の地域社会への参画と協働の機会を広げることができます。

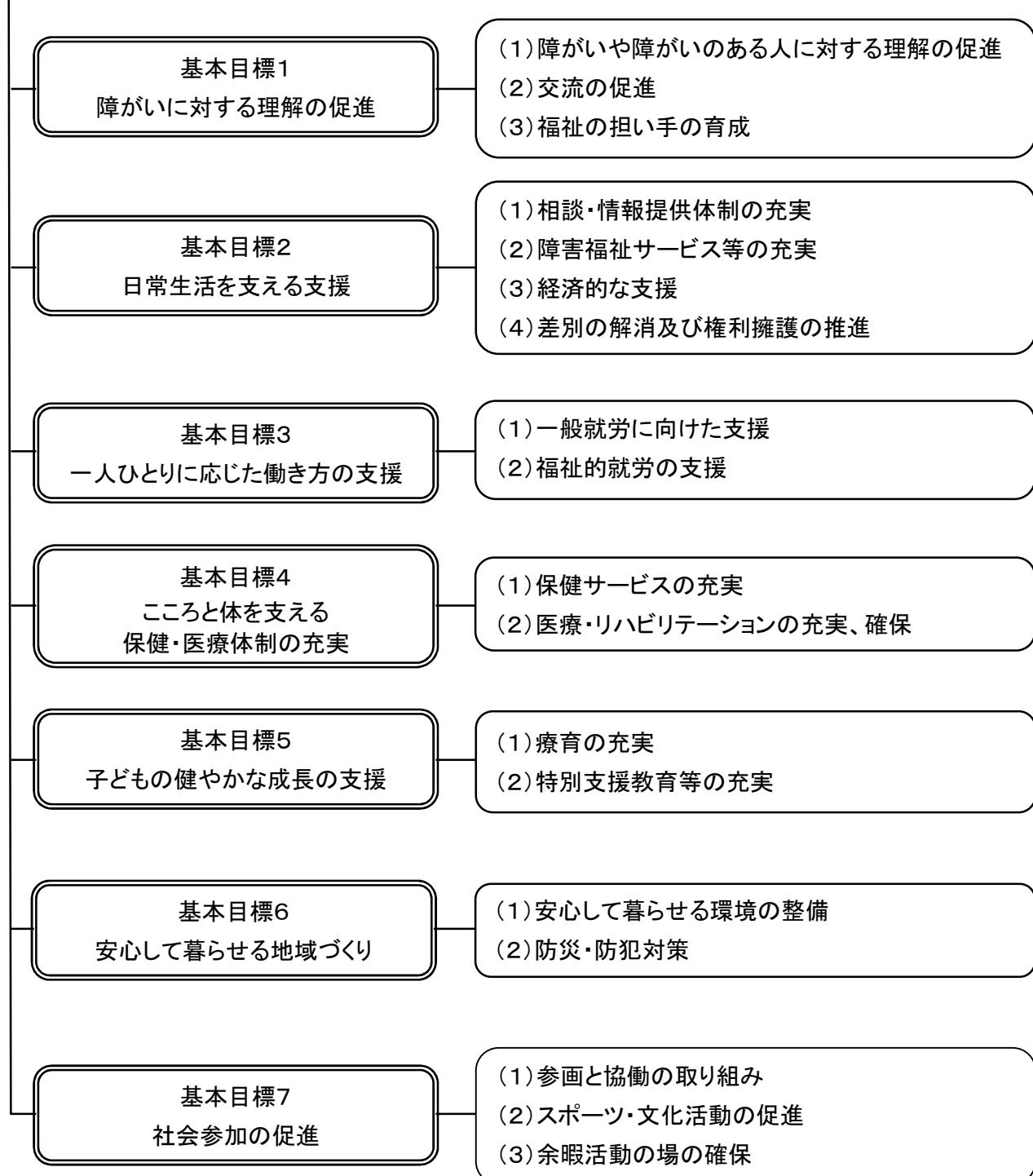
また、スポーツ活動や文化活動の促進、余暇活動の場の確保など、障がいのある人がこころと体の豊かさを享受できるよう支援します。

3 施策の体系

以下の体系に沿って計画を推進していきます。

基本理念

障がいの有無に関わらず、だれもが尊重しあえる 思いやりに満ちたやさしい共生社会の実現



第2章 施策の推進方向

基本目標1 障がいに対する理解の促進

(1) 障がいや障がいのある人に対する理解の促進

障害者基本法に規定されているように、障がいの有無に関わらず個性を尊重しながら共生する社会を構築していくためには、障がいや障がいのある人に対する理解を深めていかなければなりません。

アンケートで「障がいのある人に対する市民の理解の浸透」を尋ねたところ、「深まったと思う」は比較的若い世代の回答が低く、障がい別にみると特に知的・発達障がい^{*}のある人は深まったと感じる人が少なくなっています。また、平成23年調査に比べて「深まったと思う」と感じている人は少なくなっています。

また、「障がいを理由とした差別や偏見の有無」を尋ねたところ、「あると思う」は年齢が低くなるにつれて差別や偏見があると感じる人が増える状況にあり、障がい別にみると、特に精神障がいのある人で多い状況です。しかし、平成23年調査と比べると「あると思う」と感じている人は少なくなっている状況です。

「理解を深めるために力を入れるべき内容」としては、「学校での福祉教育を充実する」がどの年代でも回答が多くなっています。

団体・事業所アンケートでは、障がいに対する理解がないという意見が多い中、特に精神障がいや発達障がいなど、目に見えにくい障がいに対する理解を求める声が多くみられました。その一方で以前に比べて理解は深まったという意見がみられます。

平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が成立し、平成28年4月施行されました。障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮^{**}の提供」の考え方方が示され、障がいや障がいのある人に理解を深めていく必要があります。

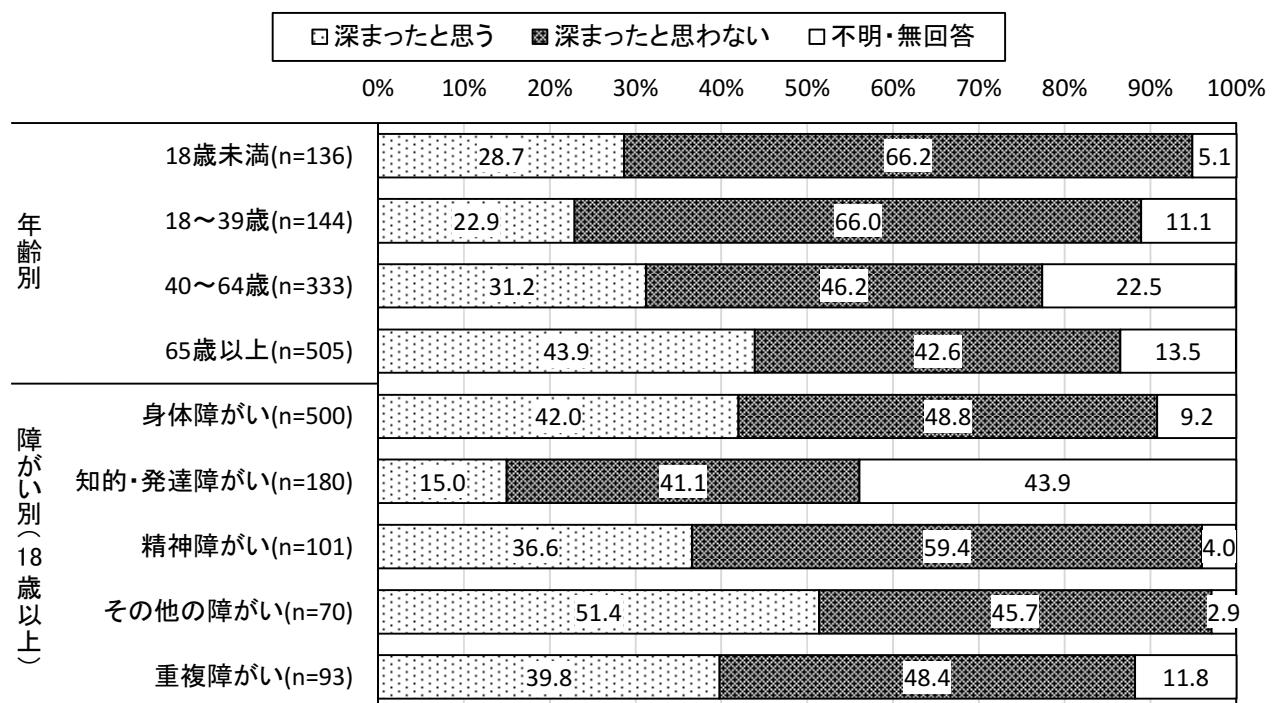
本市では、市広報やホームページを通じて障がいに対する理解を深める内容を掲載するとともに、障がい者週間における啓発活動や各種イベントなど、様々な機会を活用し、周知・啓発に取り組んでいます。また、学校教育では、総合的な学習の時間において、体験型の福祉教育に取り組むなど、理解を深める教育に取り組んでいます。

各種アンケートの結果にあるように、障がいや障がいのある人に対する理解は十分とはいえない状況にあるため、様々な場や機会、媒体を活用し、理解浸透に向けた取組を推進していく必要があります。特に障害者差別解消法の趣旨について広く浸透していく必要があります。

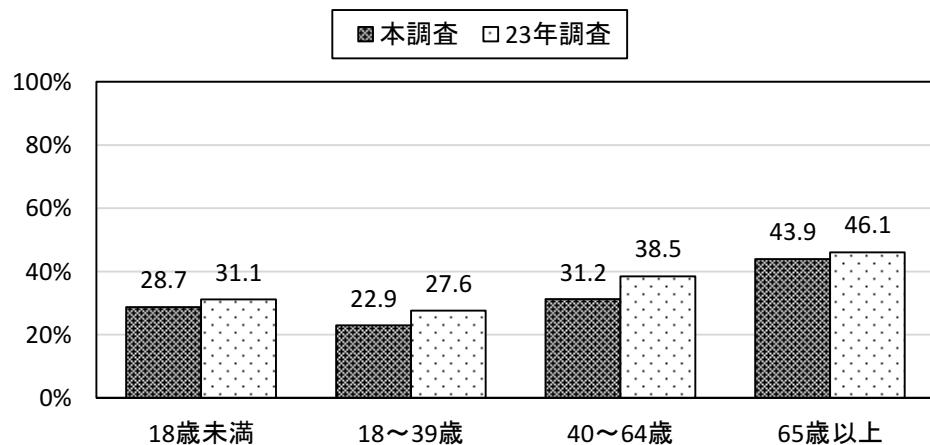
共生社会の実現に向け、障害者週間や人権週間、各種イベントなどの様々な機会や場、市広報やホームページ等を活用し、障害者差別解消法をはじめ、障がいや障がいのある人に対する理解を深める活動を展開していきます。

また、学校教育や社会教育の場などを活用し、子どもから大人まで、幅広く学べる場の確保に努めます。

障がいのある人に対する市民の理解の浸透

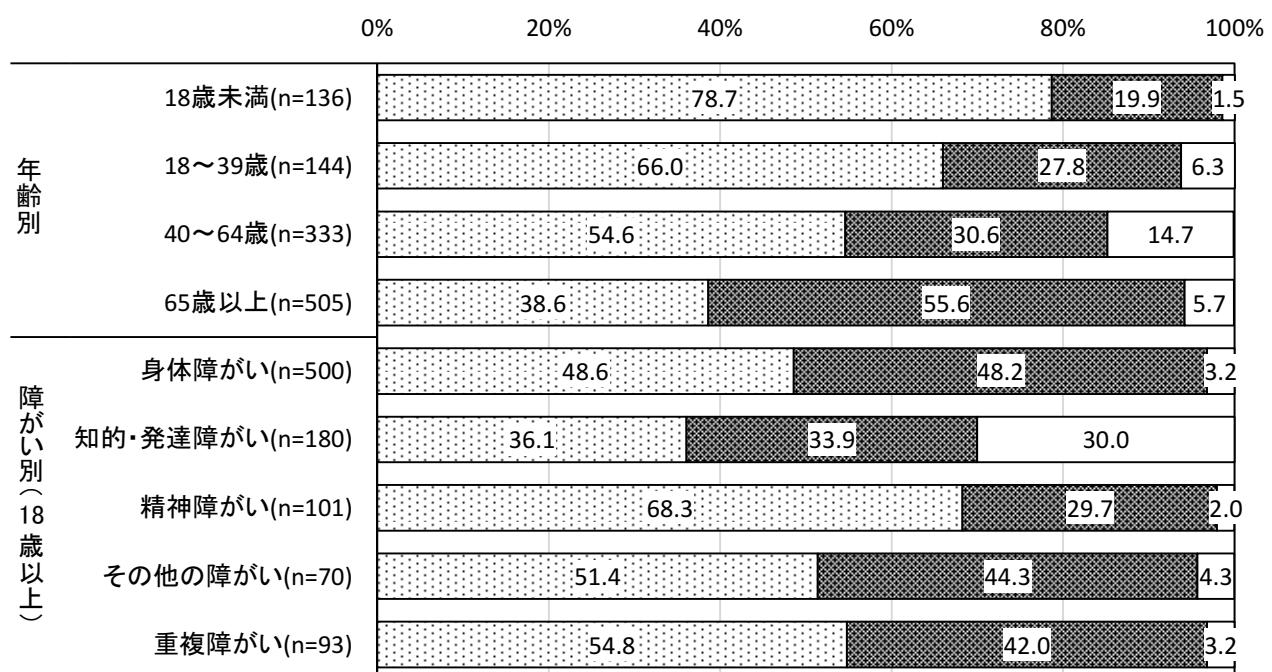


障がいのある人に対する市民の理解の浸透で「深まったくと思う」と答えた人【過去の調査との比較】



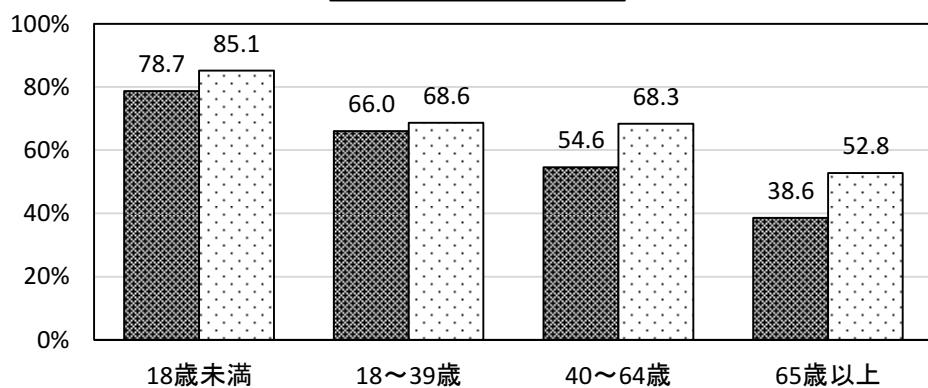
障がいを理由とした差別や偏見の有無

□あると思う ■ないと思う □不明・無回答



障がいを理由とした差別や偏見の有無で「あると思う」と答えた人【過去の調査との比較】

■本調査 □23年調査



■具体的な取組

施策項目	施策内容	担当課
①広報媒体における周知・啓発	○ 地域共生社会の実現に向けて、障がいや障がいのある人への理解促進が進むよう、市広報やホームページ、SNS等を通じて、障害者差別解消法の周知をはじめ、障害者就労施設の取り扱う物品や事業所の紹介について、周知・啓発に取り組みます。	社会福祉課
②市民等を対象とした研修の実施【新】	○ 障害者差別解消法の施行に伴い、民生委員・児童委員や地域住民、市職員等を対象に障がいへの理解を深める研修等を実施します。	社会福祉課

施策項目	施策内容	担当課
③障害者週間等における周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉協議会において、「障がい者週間ともに考える市民のつどい」を開催し、障がい者問題が障がいのない人にとって身近な問題と感じてもらう機会として、ともに生きる共生社会の促進に取り組みます。 ○ 校内研修会・人権研修会等を通して障がいや障がいのある人に対する理解を深めていきます。 	社会福祉課 指導課 市民対話課 社会福祉協議会
④各種福祉大会・イベントの開催拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉協議会による「福祉のつどい」等様々なイベントを開催するとともに、障害者就労施設に物販の機会を提供していきます。 ○ 自立支援協議会くらし部会等を中心に、障がいのある人や支援者が、障がいの有無に関わらず参加できるイベントの企画や実施について検討します。 	社会福祉課 社会福祉協議会
⑤人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 赤穂市教育プランに基づき、人権教育の推進に向け、学校教育全体で行うことを位置づけるとともに、学校訪問等を通し、学校教育全体で人権教育が進むよう、指導・助言を行います。 ○ 赤穂市民主促進協議会教育専門部会において、「障がいのある人と人権」分科会を持ち、実践交流を行うとともに、兵庫県人権教育研究協議会等と連携を図ります。 	指導課 市民対話課
⑥福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉協議会の協力のもと、各小学校における総合的な学習の時間において、体験活動による福祉教育の実践を子どもの成長に合わせて行います。 <p>【実施例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①アイマスク体験・点字体験を通して、視覚障がいについて学ぶ。 ②手話体験を通して、聴覚障がいについて学ぶ。 ③実際に盲導犬にふれ、その利用者の生の声を聞く。 ④車いす体験を通して、バリアフリー※の必要性に気づく。 ⑤高齢者福祉施設を訪問し、心の通った交流を行う。 ⑥障がい者スポーツを体験し、パラリンピック※の意義について学ぶ。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 小中高校の児童生徒、企業や団体に対して、障がいのある人の疑似体験を通じて理解を深めるため、職員及びボランティアの派遣を行います。 ○ 様々な障がいに対する理解の促進に努めるとともに、子どものみならず保護者や地域住民も含め、啓発に取り組んでいきます。 	指導課 社会福祉協議会
⑦手話言語条例の推進【新】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年度より、手話言語条例を制定し、意思疎通支援事業や手話研修等を通じて聴覚障がいのある人に対する理解促進と手話の普及を図ります。 	社会福祉課

(2) 交流の促進

障がいのある人とないとの交流を促進することは、障がいや障がいのある人に対する理解を深めることにつながります。

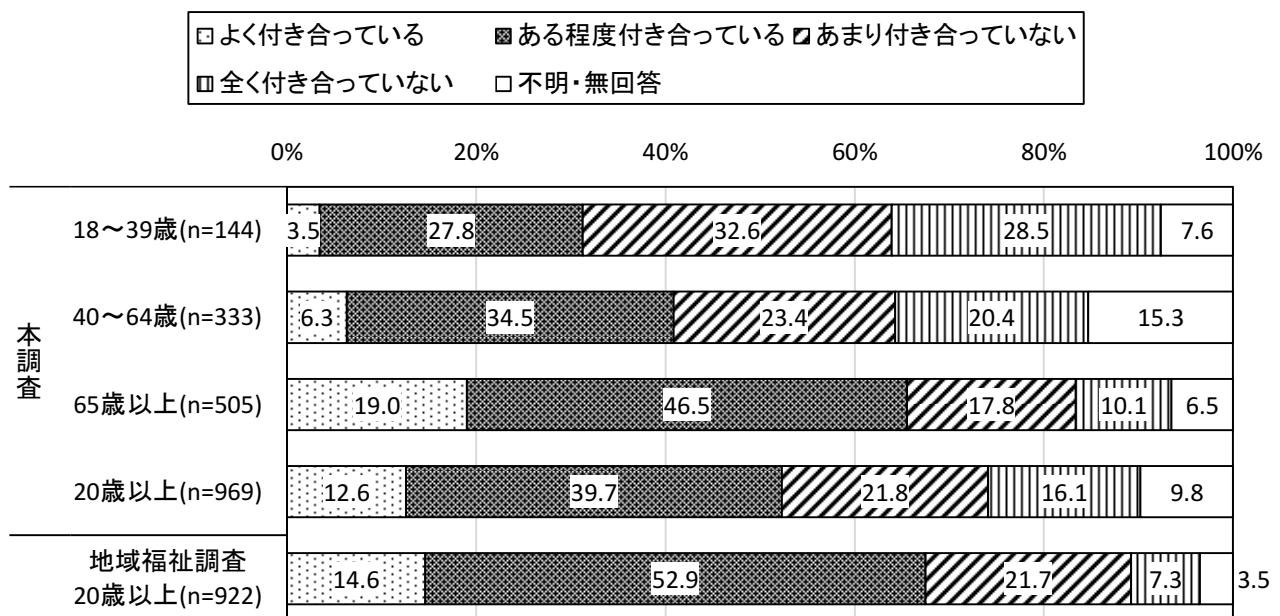
団体・事業所アンケートにおいて、障がいに対する理解を深めるには障がいのある人と関わる機会が重要という意見が多く、具体的に地域で関わる機会や障がい者施設への見学会など、様々な意見がみられました。また、障がいのある人の地域との関わりとして、サービス提供事業所において施設のお祭りや防災訓練などを通じて、地域と関わる機会、地域に根付いた活動が展開されています。

アンケートで「近所付き合いの状況」を尋ねたところ、若い世代ほど近所付き合いの希薄化がみられます。この傾向は平成28年度に行われた「赤穂市地域福祉計画策定にかかるアンケート調査」においても、若い世代での近所付き合いの希薄化がみられ、同様の傾向となっていますが、障がいのある人とない人を比較した場合、障がいのある人のほうが近所付き合いが薄い状況にあります。

本市では、福祉に関する大会やイベント等を通じて、障がいのある人の交流の促進に努めていますが、障がいのある人とない人が関わる機会や場は十分とはいえない状況にあります。

障がいに対する理解の促進に向け、障がいのある人とない人が関わる機会、交流する機会を地域や各種団体と連携を図りながら構築し、各種大会やイベント等を通じて交流の機会を広げていきます。

近所付き合いの状況



■具体的な取組

施策項目	施策内容	担当課
①大会等を活用した障がい者団体の参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 兵庫県や各種障がい者団体が開催する各種大会が開催されており、参加者の楽しみや交流活動につながるよう、参加の促進に努めます。 	社会福祉課
②スポーツを通じた交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種スポーツ大会等への参加は当事者のモチベーションの向上につながっていることから、今後も参加を働きかけるとともに、活動を支援していきます。 ○ 障がい者スポーツの実施団体に備品や消耗品を提供するとともに、障がい者団体が主催するスポーツ大会や活動に対して後方支援に努めます。 ○ サウンドテーブルテニスなどスポーツ事業を通じて、障がいのある人とないとの交流の促進に努めています。 	社会福祉課
③ニュースポーツの普及	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地ボーラー大会、室内カーリング大会の開催により、誰もが楽しめるニュースポーツを通じた交流の推進を図ります。 ○ ニュースポーツ大会の開催を継続するとともに、障がい者スポーツ団体との連携により、スポーツ交流の推進を図ります。 	スポーツ推進課
④障がいのある人とないとの交流【新】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいや障がいのある人に対する理解の促進に向け、サービス提供事業所による施設のお祭りや防災訓練などを通じて、地域と関わる機会、地域に根付いた活動を働きかけます。 ○ 障がい者団体やサービス提供事業所、関西福祉大学等と連携・協力し、障がいのある人とない人が交流を図れる場・機会の確保に努めます。 	社会福祉課

(3) 福祉の担い手の育成

障がいのある人が増加する中、少子高齢化の進展も伴って、何らかの支援を求める人が増加している状況にあり、また求められる内容も多様化・複雑化しています。

障がい福祉の分野に限らず、様々な福祉分野における人材が不足している中、今回行った団体・事業所アンケートにおいても、人材不足とする意見が多くみられました。

また、「赤穂市地域福祉計画策定にかかるアンケート調査」において、市民・関西福祉大学学生に「地域活動やボランティアの状況」を尋ねたところ、以前に比べ活動している人が減っている状況にあり、参加しない理由としては仕事・家事・学業が忙しいというのが主な理由となっていますが、情報やきっかけがないという意見も多くみられました。

本市では、社会福祉協議会が運営するボランティアセンターとグループ自主運営の赤穂ボランティア協会があり、ボランティア活動に関する支援活動を行っています。また、社会福祉協議会において、点字講座、朗読講座、要約筆記講座、移送サービス実習講座等を定期的に開催し、ボランティアの育成に努めています。

そのほかにも関西福祉大学や民生委員・児童委員、各種団体と連携・協力のもと、様々な分野における福祉課題の解消に取り組んでいます。

障がいのある人の生活を支えていくためには、様々な分野において人材を確保していくことが重要であるため、ボランティア活動をはじめ、様々な人材・団体に行っている各種支援を継続して行っていくとともに、様々な場や機会を活用して、市民の福祉に対する関心を高めていきます。

■具体的な取組

施策項目	施策内容	担当課
①ボランティアの育成・活動支援	<ul style="list-style-type: none">○ 社会福祉協議会が運営するボランティアセンター及び赤穂ボランティア協会等に対して、活動に必要な情報の提供や活動情報の周知・啓発に努めます。○ 市民が積極的にボランティア活動に参加できるような養成研修事業を開催し、ボランティアの裾野の拡大に努めます。○ ボランティアの養成やスキルアップなどに取り組むとともに、コーディネート体制や関係機関との連携体制について充実を図ります。○ 若年層や団塊の世代などにボランティアについて関心をもってもらえるよう、積極的な啓発活動及び発掘、育成活動を展開していきます。○ 市広報や社協だより、ホームページを通じて、ボランティア養成講座等に関する状況を掲載するなど、周知・啓発に取り組みます。○ ボランティア活動の担い手が継続的かつ効果的に活躍できる環境づくりに取り組むとともに、高校や大学、企業と連携し、若年層のボランティアの発掘に取り組みます。	社会福祉課 社会福祉協議会

施策項目	施策内容	担当課
②ボランティアセンター等との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティアセンターとしての機能の充実と強化を図るため、赤穂ボランティア協会と連携しながら、普及・啓発活動を推進します。 ○ 今後も継続してボランティア活動の活発化に向けた情報提供やボランティア団体への支援を通じてボランティアの裾野の拡大に努めます。 	社会福祉協議会
③災害ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害ボランティア活動のマニュアルの点検や災害時備品の確保に努めるとともに、災害ボランティアセンター開設訓練や研修を実施します。 ○ 災害時には円滑に防災支援活動ができるよう、災害ボランティア養成講座を実施して災害ボランティア登録を推進します。 	社会福祉協議会
④社会福祉協議会との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉協議会を地域福祉活動を推進するリーダー役として位置づけ、福祉の意識づくりや福祉の担い手の育成に取り組むとともに、連携を強化し活動に対する支援を行います。 	社会福祉課
⑤各種団体等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報の保護に配慮しながら、高齢者や障がいのある人など要支援者情報の把握と共有に努めます。 ○ 様々な機会や媒体を通じて、地域団体の情報をはじめ、参加の意義等について、周知・啓発に取り組みます。 	社会福祉協議会
⑥関西福祉大学との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関西福祉大学とユニバーサル社会※づくりに向けた活動をはじめ、赤穂学※の開講、インターンシップ生受入、協働事業を3本柱として、様々な分野で連携・協力を進めています。 	企画広報課
⑦民生委員・児童委員、地域福祉推進委員の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各地区的民生委員・児童委員、地域福祉推進委員で構成する地域福祉推進連絡会への支援を行うとともに、活動強化を図っていきます。 ○ ニーズの多様化に伴い、支援内容も幅広くなっていることから、地域活動に関する情報提供や研修等を通じて、民生委員・児童委員、地域福祉推進委員の質の向上及び活動の支援に努めています。 	社会福祉課
⑧福祉実習生の受け入れの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の社会福祉法人や福祉に関するサービス提供事業所において、関西福祉大学の学生の福祉実習を受け入れることにより、福祉人材の育成に努めています。 	障害福祉サービス事業所 (さくら園)
⑨事業所における福祉人材の確保【新】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 兵庫県や県社会福祉協議会が行っている福祉人材の確保に向けた相談や説明会、スキルアップに向けた講座などに関する情報を適宜収集し、情報の発信に努めます。 ○ 小学校における体験学習や中学校におけるトライヤル・ウィークなどを通じて、幼少期から福祉とふれあう機会を設け、福祉職の魅力について普及・啓発に努めます。 	社会福祉課 指導課

基本目標2 日常生活を支える支援

(1) 相談・情報提供体制の充実

本市の障がい者相談の中核的な役割を担う機関として、平成29年4月に基幹相談支援センターを設置し、障がいのある人や家族などからの相談、困りごとなどに専門的に対応しており、相談体制の強化を図りました。

アンケートで「赤穂市障がい者基幹相談支援センターの認知状況」を尋ねたところ、設置して間もないこともあり「知っている」の回答が各年代で10%前後と、まだ浸透していない状況にあります。

また、「総合的な相談窓口の必要性」について尋ねたところ、「必要である」は平成23年調査からわずかに下がっているものの、依然として必要と考える人が多く、特に精神障がいのある人での意向が高くなっています。「住みよいまちをつくるために特に必要なこと」では「何でも気軽に相談できる総合的な相談窓口の整備・充実」と答えた人は各年代で回答が多くなっています。

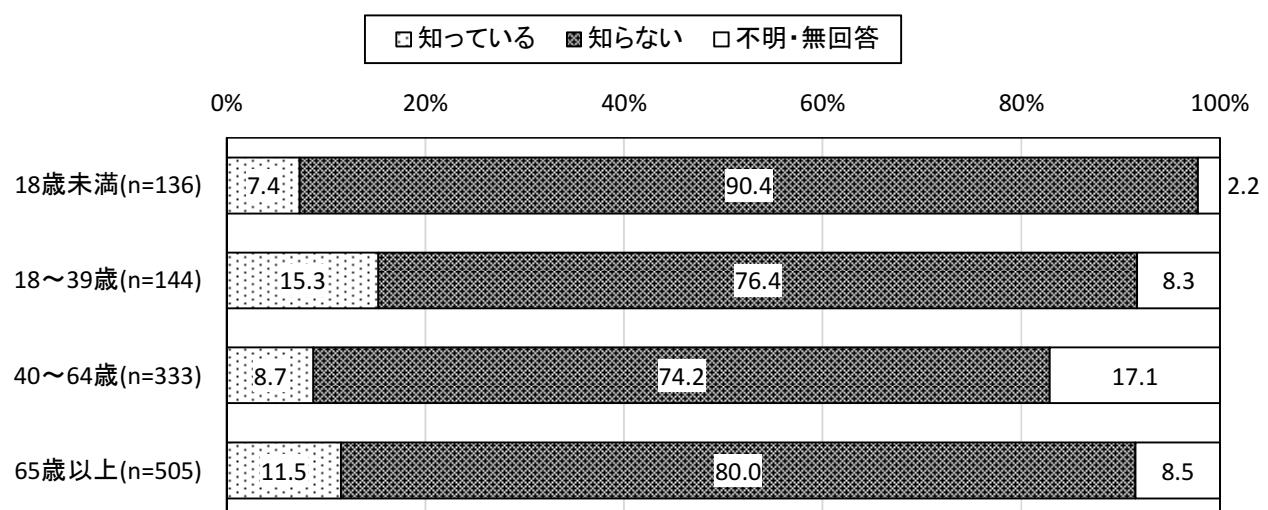
団体・事業所アンケートにおいても、相談体制の充実を求める声が大きく、今後重点的に進める施策としても相談支援が最も多くなっています。ほかにも相談支援事業所が少ないと、相談の質、専門性など、相談支援体制の充実に様々な意見が出ている状況です。

基幹相談支援センターの設置により、一定相談体制の充実が図れたものの、相談に関する要望は非常に高く、本市における重要な課題と言えます。

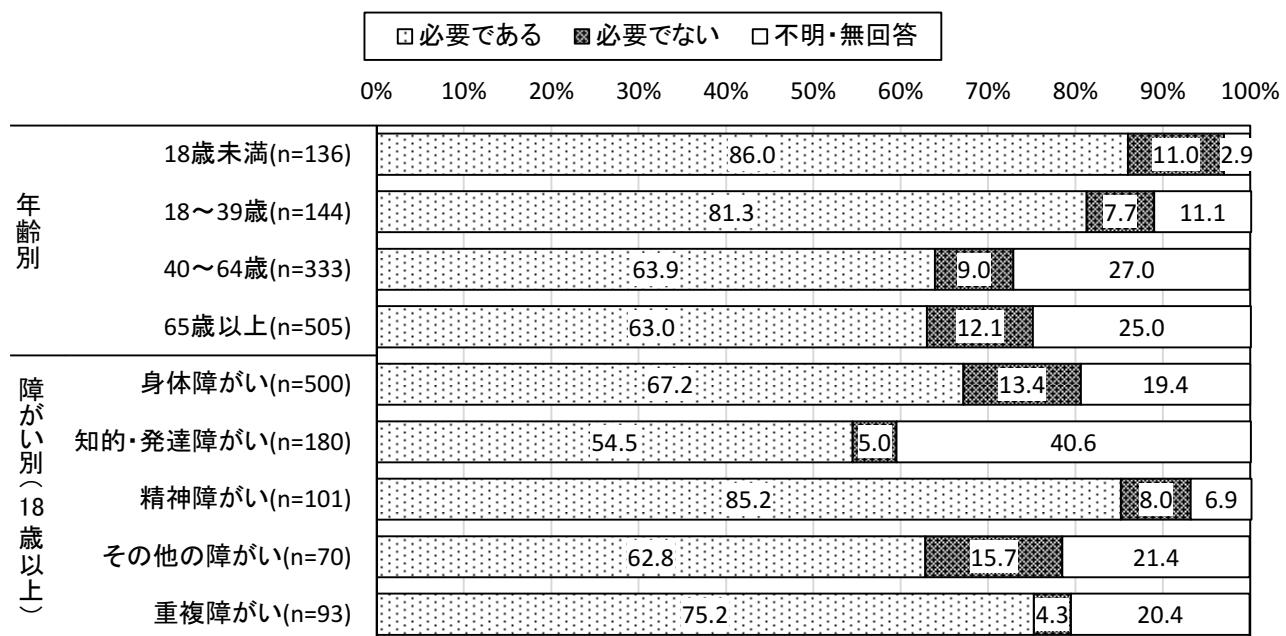
基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所をはじめ、保健・医療・福祉・教育など、様々な相談窓口の充実と連携体制の強化を図ります。また、困難事例や先進事例、地域の情報などについて各関係機関が情報の共有が図れる仕組みについて、検討を重ねていきます。

また、支援を必要とする人に必要な情報が行き届くよう、常に最新の情報の収集に努め、広く周知・啓発に取り組みます。

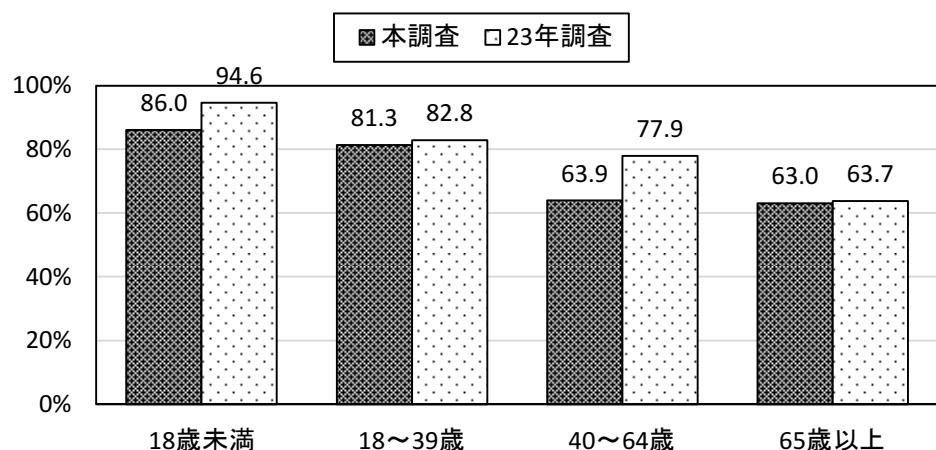
赤穂市障がい者基幹相談支援センターの認知状況



総合的な相談窓口の必要性



総合的な相談窓口の必要性で「必要である」と答えた人【過去の調査との比較】



■具体的な取組

施策項目	施策内容	担当課
①基幹相談支援センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年4月に基幹相談支援センターを開設し、個別のケース対応、関係機関との連携、自立支援協議会の運営、地域生活支援拠点整備のコーディネート機能等の役割を担っています。 ○ 基幹相談支援センターの体制を強化し、増加する個別ケースに対応できる相談体制の構築に努めます。 	社会福祉課

施策項目	施策内容	担当課
②赤穂市障害者自立支援協議会の円滑な運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立支援協議会を開催し、障がい福祉計画の進捗状況の報告や、各種課題の解決に向けた検討を行います。 ○ 基幹相談支援センターを中心とし、委託法人と連携しながら円滑な自立支援協議会の運営に努めます。 	社会福祉課
③総合的な相談体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基幹相談支援センターの開設に伴い、障がいに関する総合的な相談窓口として、幅広い相談内容に対応が可能となり、また生活困窮や子育て等の関係部署や保健・医療・福祉等の関係機関との連携体制を強化します。 	社会福祉課
④ピアカウンセリング※の推進及び養成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市で身体障がい者相談員・知的障がい者相談員、兵庫県で精神障害者相談員を委嘱し、当事者や家族の立場で各種相談に対応します。 	社会福祉課
⑤気軽な相談方法の導入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉課にFAX、メール等を設置し、主に聴覚障がいのある人からの相談や連絡を受け、迅速に対応します。 ○ 手話だけでなく、様々な障がいの特性を理解し、一人ひとりの特性にあったコミュニケーション手段を用いることができるよう理解を広げていきます。 	社会福祉課
⑥相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的に市広報やホームページを活用し、基幹相談支援センターをはじめ、各種相談窓口の周知・啓発に取り組みます。 	社会福祉課
⑦情報提供方法の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者施策一覧、事業所一覧の更新や充実を図り、必要な支援が受けられるよう、申請手続きや案内の充実に取り組みます。 ○ 相談機関をまとめた「地域相談支援マップ」の改訂を行い、各種窓口の周知・啓発に取り組みます。 	社会福祉課
⑧地域総合援護システムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域総合援護システム「ニーズ別福祉サービス一覧表」を年度ごとに見直しを行い、民生委員・児童委員等に冊子を配布し、福祉サービスを迅速に提供できるよう取り組みます。 ○ 支援を必要とする人を早期に発見し、必要な支援につなぐことができるよう、関係機関との連携を進めていきます。 	社会福祉課
⑨地域包括支援センターによる総合相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の総合相談窓口として、総合相談支援対応を通じて、高齢の障がいのある人がどのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行っていきます。 	地域包括支援センター
⑩相談支援事業所の充実【新】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害福祉サービスの円滑な利用や相談支援体制の充実を図るため、新たな相談支援事業所開設や相談支援専門員増員への働きかけを行います。 	社会福祉課

(2) 障害福祉サービス等の充実

障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するためには、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業の確保・充実が求められています。

アンケートで18歳未満の人に「児童対象のサービス等の利用状況」を尋ねたところ、未就学児は「児童発達支援」、小学生以上は「放課後等デイサービス」や「日中一時支援」などを利用している人が多く、今後の意向としては全体的に「放課後等デイサービス」の希望が多く、そのほか未就学児は「児童発達支援」、小学生は「日中一時支援」、中学生・高校生は「就労支援」や「短期入所」の希望が多くみられます。

18歳以上の人では、現状として「どれも利用していない」が多くなっていますが、利用しているサービスとして、18~39歳は「就労支援」、40~64歳は「施設への入所」「生活介護」、65歳以上は「ホームヘルプ」「日中一時支援」「施設への入所」が多く、またどの年代も「サービスを利用するための相談」が多くなっています。

団体・事業所アンケートにおいて、子どものサービスでは「預かり」に関するサービス希望が多く、具体的には日中一時支援や短期入所、放課後等デイサービスの希望が多くなっています。成人のサービスとしては、グループホーム・短期入所・居宅介護、65歳以上ではグループホームの希望が多くなっています。全体的にサービスが不足しているという意見が多く、またサービスの質や障がい特性に応じたサービスを希望する意見もみられました。

本市には、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス、児童福祉法に規定する障害児通所支援の事業所は13法人28事業所あり、サービスの種類・量ともに以前と比べて充実してきていますが、年々サービス利用者が増加し、どの事業所も飽和状態になりつつあります。

また、サービス提供事業所が抱える問題として、どの事業所も人材不足が大きな課題であり、サービス提供者自身もサービスに対するニーズが高まっていると感じているものの、人材不足、職員が定着しないことから、利用者が望むサービスを提供できないと考えている事業所が多くなっています。

サービスは一定の量や種類を確保している状況にあるものの、障害福祉サービス・障害児通所支援等に対する利用希望は年々高まっているため、事業所の人材不足により、今後必要な人にサービスが行き届かなくなることが考えられます。

これまで同様、障がいのある人のニーズを把握しながら、必要なサービス量の確保に努めるとともに、事業所の人材不足については、国や兵庫県の支援策を活用するなど、課題解決に向けて検討を進めます。

児童対象のサービス等の利用状況と利用意向

(複数回答)

	未就学児(n=42)		小学生(n=28)		中学生(n=26)		高校生(n=25)	
	利用状況	利用意向	利用状況	利用意向	利用状況	利用意向	利用状況	利用意向
1位	児童 発達支援 (90.5%)	児童 発達支援 (71.4%)	どれも利用 していない (46.4%)	放課後等 デイサービス (57.1%)	放課後等 デイサービス (46.2%)	放課後等 デイサービス (38.5%)	どれも利用 していない (64.0%)	特にない (44.0%)
2位	保育所 (7.1%)	放課後等 デイサービス (21.4%)	放課後等 デイサービス (39.3%)	日中一時 支援 (25.0%)	どれも利用 していない (42.3%)	短期入所 (26.9%)	放課後等 デイサービス (24.0%)	就労支援 (20.0%)
3位	どれも利用 していない (7.1%)	アフター スクール (14.3%)	日中一時 支援 (7.1%)	特にない (21.4%)	サービスを 利用する ための相談 (15.4%)	特にない (26.9%)	施設への 入所 (12.0%)	放課後等 デイサービス (16.0%)
4位	日中一時 支援 (4.8%)	保育所 (11.9%)	児童 発達支援 (7.1%)	移動支援 (14.3%)	ホームヘルプ (11.5%)	サービスを 利用する ための相談 (23.1%)	日中一時 支援 (8.0%)	短期入所 (12.0%)
5位	アフター スクール (2.4%)	自立訓練 (11.9%)	保育所等 訪問支援 (7.1%)	アフター スクール (14.3%)	短期入所 (11.5%)	就労支援 (23.1%)	移動支援 (4.0%)	日中一時 支援 (12.0%)

障害福祉サービス等の利用状況と利用意向

(複数回答)

	18～39 歳(n=144)		40～64 歳(n=333)		65 歳以上(n=505)	
	利用状況	利用意向	利用状況	利用意向	利用状況	利用意向
1位	どれも 利用していない (39.6%)	就労支援 (27.8%)	どれも 利用していない (50.5%)	特にない (34.2%)	どれも 利用していない (66.5%)	特にない (38.2%)
2位	就労支援 (28.5%)	特にない (22.2%)	施設への入所 (22.5%)	施設への入所 (21.3%)	ホームヘルプ (4.8%)	ホームヘルプ (18.8%)
3位	生活介護 (15.3%)	サービスを利用 するための相談 (21.5%)	生活介護 (15.3%)	生活介護 (16.8%)	日中一時支援 (4.8%)	施設への入所 (13.7%)
4位	日中一時支援 (11.1%)	日中一時支援 (20.8%)	就労支援 (10.2%)	サービスを利用 するための相談 (10.8%)	施設への入所 (4.6%)	サービスを利用 するための相談 (11.5%)
5位	短期入所 (10.4%)	一般就労※を 継続するための 支援 (20.8%)	グループホーム などでの 共同生活 (5.4%)	就労支援 (10.5%)	生活介護 (4.2%)	移動支援 (11.1%)

■具体的な取組

施策項目	施策内容	担当課
①障害福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各事業所と連携を図りながらサービス量の確保、新たな事業所の参入を働きかけます。 ○ 障がい特性に応じたサービスの提供に向け、利用者のニーズを把握しながら、事業所と連携を図り、サービスの質の向上に取り組みます。 	社会福祉課
②地域生活支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業について「理解促進啓発・研修事業」「相談支援事業」「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付事業」「手話奉仕員養成研修事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター機能強化事業」「成年後見制度利用支援事業」などの必須事業を中心に、関係機関と調整を行いながら、継続的な実施に取り組んでいきます。 	社会福祉課
③外出支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内循環バス（ゆらのすけ）や圏域バス、デマンドタクシーの運行を引き続き実施するとともに、利用者のニーズの把握や利便性の向上に努め、利用促進を図ります。 ○ 高齢化等に伴う免許返納等に対応するため、時代に合った新たな交通施策を関係部署で調整をしながら、今後のあり方について検討していきます。 	企画広報課
④障害者総合支援法以外のサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者総合支援法以外のサービスとして、寝具貸与や紙おむつ給付など、様々なサービスを提供し、障がいのある人の生活支援の充実に努めます。 	社会福祉課
⑤重度・重複障がいに対応した生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民病院において、平成28年12月に地域包括ケア病棟を開設し、脳性麻痺等の患者のレスパイト※入院の受け入れを行っています。 ○ 医療的ケアに対応できる施設、重症心身障がい※者（児）の受け入れが可能な施設の開設に向けて、医療機関と情報交換や連携を図りながら、受け入れ先の確保に向けて取り組んでいきます。 ○ 在宅での生活支援に向け、保健・医療・福祉の連携体制の強化に努めます。 	社会福祉課 医療課

施策項目	施策内容	担当課
⑥発達障がいのある人への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達障がいの対応方法や特性への理解を深める取組を行います。 ○ 市内事業所を対象とした研修会の開催、自立支援協議会の専門部会におけるケース検討を通じて、支援者の理解を深めていきます。 ○ 引きこもりのケースでは、基幹相談支援センターや生活困窮者自立支援相談員が連携して対応するとともに、子どもに関する相談のケースでは、家庭児童相談員や学校等各機関が連携し、課題の解決を図ります。 	社会福祉課 子育て健康課
⑦介護家族者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各地区の在宅介護支援センターが、地域の要援護者を介護している家族等を対象に、介護方法等についての指導や助言を行う教室を開催します。 ○ ねたきり・認知症・重度の障がいのある人の介護者が組織する「介護者の会」に様々な援助活動を支援し、在宅介護における介護者の精神的・身体的負担の軽減を図っています。 ○ 介護の正しい知識や理解を指導・助言することで、家族の負担を減らし、家族への介護支援を推進していきます。 	社会福祉課
⑧障がい者、介助者の高齢化に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある人及び家族の高齢化で、親亡き後の生活についての不安を抱える人が増えており、市内にグループホームや生活介護、短期入所の施設の確保に向け、引き続き障害福祉サービス等事業所、介護保険事業所を中心に働きかけを行います。 ○ 高齢障がい者のサービス利用状況等を勘案し、適切なマネジメントに努めます。 ○ 障がいのある人が、障害福祉サービス事業所で介護保険サービス※を受けることができるよう、共生型サービス事業所の設置を検討していきます。 	社会福祉課 医療介護課
⑨事業所における福祉人材の確保【新】 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 兵庫県や県社会福祉協議会が行っている福祉人材の確保に向けた相談や説明会、スキルアップに向けた講座などに関する情報を適宜収集し、情報の発信に努めます。 ○ 小学校における体験学習や中学校におけるトライやる・ウィークなどを通じて、幼少期から福祉とふれあう機会を設け、福祉職の魅力について普及・啓発に努めます。 	社会福祉課 指導課

(3) 経済的な支援

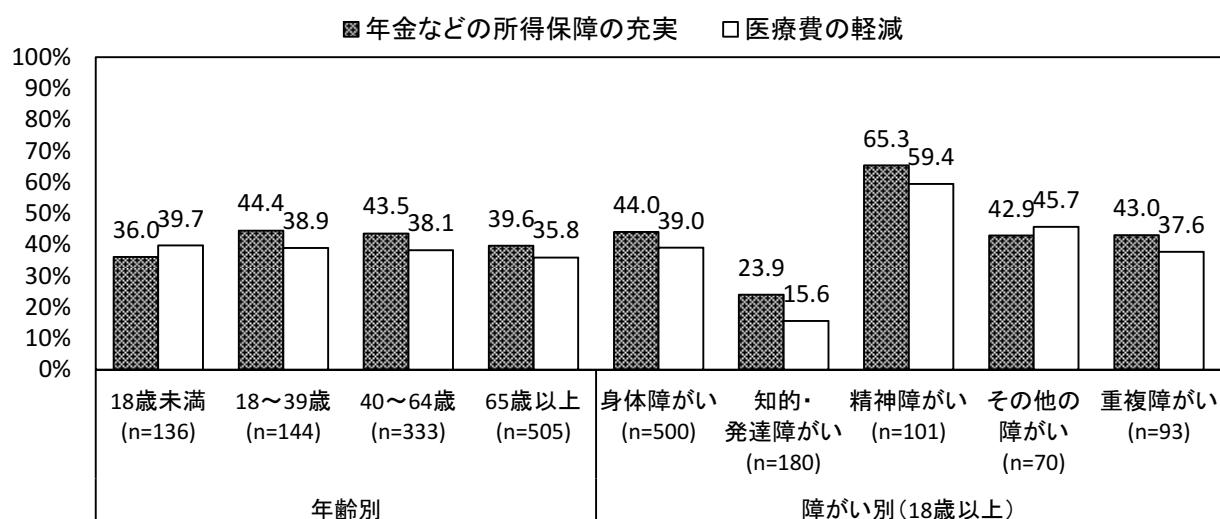
障がいのある人が地域社会の中で自立した生活を営んでいくためには、生活の基盤となる所得保障の充実が必要となります。

アンケートで「住みよいまちをつくるために必要な施策」で「年金などの所得保障の充実」や「医療費の軽減」と答えた人は各年代ともに約4割で、障がい別では精神障がいのある人で半数を超えていました。

本市では、障害基礎年金※や特別障害者手当※の支給をはじめ、医療費の助成、自動車運転免許の取得・自動車改造費の助成、社会参加促進交通費の助成などの経済的な負担の軽減を行っています。

今後も、障がいのある人やその家族の経済的負担を軽減する年金や手当などの制度の周知を図っていきます。

「住みよいまちをつくるために必要な施策」で「年金などの所得保障の充実」「医療費の軽減」と答えた人



■具体的な取組

施策項目	施策内容	担当課
①所得の保障に関する制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある人に対する経済的な支援として、特別障害者手当、障害児福祉手当、重度心身障害者介護手当などを支給するとともに、市広報やホームページ等を活用し、情報の提供に努めます。 ○ 社会福祉課の窓口において、新たに手帳を取得する人を対象に障がい福祉施策一覧を配布し、制度の周知に努めていきます。 ○ 年金事務所との連携による未納者への免除制度の周知・利用の促進に努めます。 	社会福祉課 市民課
②医療費負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立支援医療や重度障害者医療費助成事業など、医療にかかる費用の負担軽減に取り組むとともに、円滑な受給者証の発行に努めます。 	社会福祉課 医療介護課
③経済的な支援策の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会参加促進交通費助成を引き続き実施するとともに、タクシー料金の1割減免やJR運賃の減免、高速道路料金の減免制度など各種施策の周知に努めます。 	社会福祉課

(4) 差別の解消及び権利擁護の推進

平成 28 年 4 月「障害者差別解消法」が施行され、障がいのある人に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供が求められており、行政機関等及び事業者に対し、正当な理由なく差別することを禁止しています。また、普及啓発活動等を通じて、障がいのある人も含めすべての人が、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促しています。

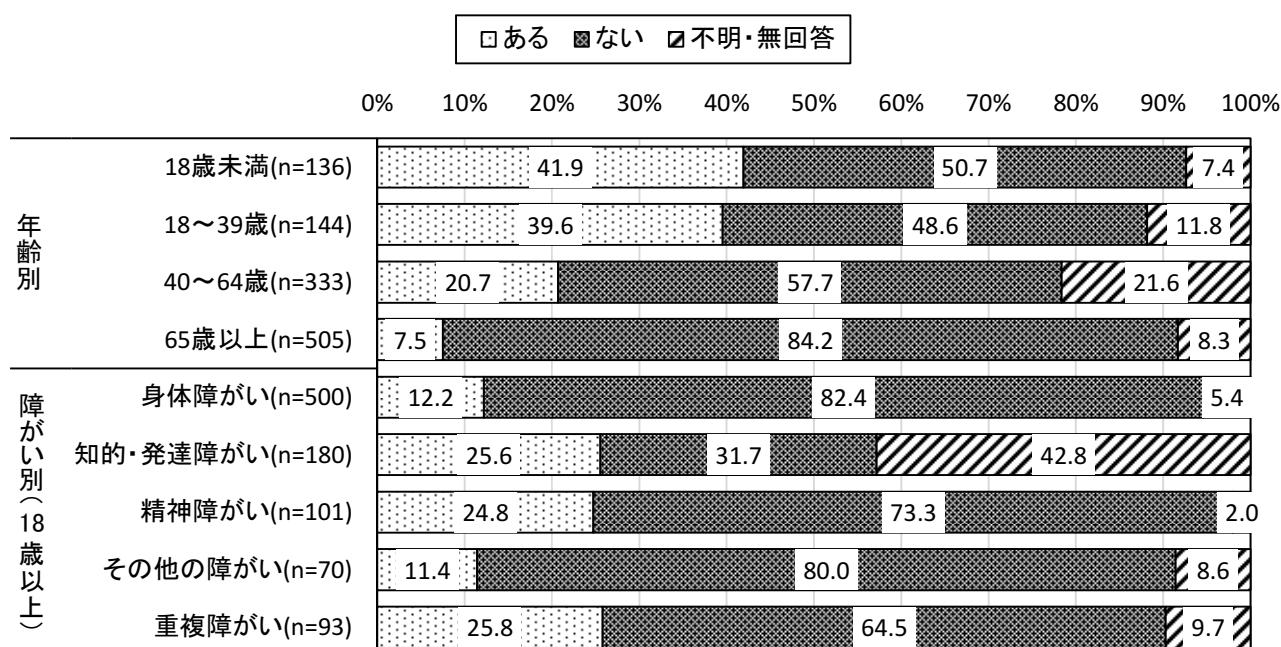
アンケートで「障がいを理由とした差別や偏見の有無」を尋ねたところ、「あると思う」は年齢が低くなるにつれて差別や偏見があると感じる人が多く、障がい別にみると、特に精神障がいのある人で多い状況です（29 ページ参照）。

実際に「障がいを理由に差別や偏見を受けた経験」を尋ねたところ、「ある」と答えた人は若い世代ほど多く、18 歳未満で 41.9%、障がい別では知的・発達障がい、精神障がい、重複障がいのある人で約 25% となっています。

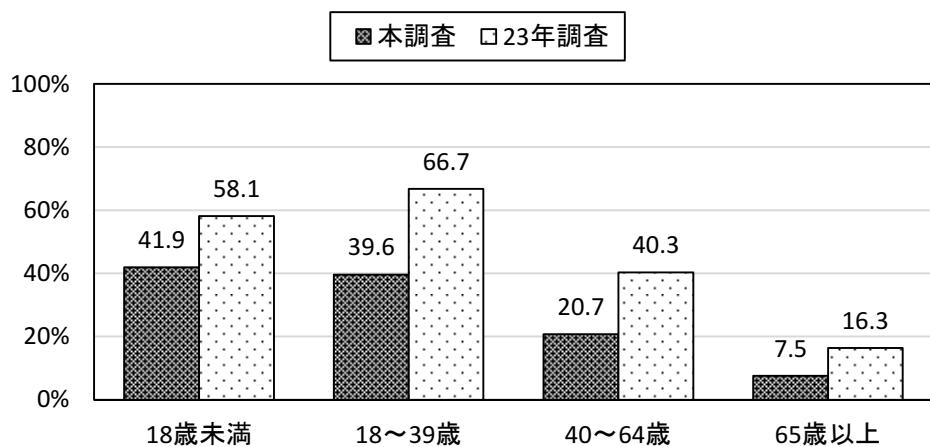
本市では、様々な機会や媒体を活用し、障がいに対する理解を深める取組や、障害者差別解消法の施行に伴い、民生委員・児童委員や市職員を対象に研修会の開催や対応マニュアルを作成するなど、障がいに対する理解促進や差別解消に向けた取組を進めていますが、差別を受けたことがある人は少なくありません。

障がいのある人に対する差別や虐待はあってはならないため、障害者差別解消法や障害者虐待防止法など、法制度の趣旨が広く市民に伝わるよう、周知・啓発に取り組むとともに、様々な場や機会、交流などを通じて、障がいや障がいのある人に対する市民の理解が深まるよう、取り組んでいきます。

障がいを理由に差別や偏見を受けた経験



障がいを理由に差別や偏見を受けた経験が「ある」と答えた人【過去の調査との比較】



■具体的な取組

施策項目	施策内容	担当課
①障害者差別解消法、障害者虐待防止法の周知・啓発【新】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者差別解消法の施行に伴い、民生委員・児童委員や市職員に対し、障がいへの理解を深める研修会を実施するとともに、市職員に職員対応マニュアルの徹底を図ります。 ○ 障害者差別解消法や障害者虐待防止法の趣旨・内容について、広く周知・啓発に取り組みます。 	社会福祉課
②福祉サービス利用援助事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 判断能力に不安のある高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人で、本人の利用意思が確認できる人に対し、「福祉サービスの利用支援」「日常的金銭管理」「通帳・印鑑・公的書類等の保管などの支援」を行っており、引き続き社会福祉協議会と連携を図りながら、事業の利用促進に努めます。 	社会福祉課 社会福祉協議会
③成年後見制度の周知・活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度を必要とする人が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、平成28年度に4市3町の共同で開設した「西播磨成年後見支援センター」と連携し、成年後見制度の普及や利用促進、専門職による相談支援、市民後見人の養成・支援を行っていきます。 	社会福祉課
④虐待ゼロに向けた取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 虐待防止にかかる相談・対応を行っていくとともに、緊急時受入体制、障害者虐待防止センター機能も含め、地域生活支援拠点のあり方を検討していきます。 	社会福祉課

基本目標3 一人ひとりに応じた働き方の支援

(1) 一般就労に向けた支援

近年、障がいのある人の就労意欲が高まっている中、障がいのある人が地域で自立した生活を送るために就労は重要です。

アンケートで「現在の就労状況（福祉的就労を含む）」を尋ねたところ、18～39歳で67.4%、40～64歳で41.7%、65歳以上で9.9%となっており、平成23年度調査と比べると、各年代で働いている人は増えており、特に18～39歳で大きく上昇しています。

「今後の就労意向」で「働きたい」と答えた人は18～39歳で76.4%、40～64歳で52.3%、65歳以上で14.7%と、今後働きたいと考える人は多く、具体的な働き方としては「正社員」「パート、アルバイト、臨時雇用」「就労継続支援B型」と年代で希望は様々で、比較的一般就労を希望する人が多くなっています。

「働くため、または働き続けるために望むこと」としては、「職場の障がい者理解を深めてほしい」が最も多くなっています。「働いていない理由」としては、「障がいが重度のため」「病気・高齢のため」が主な理由として多くなっていますが、「自分にあった仕事や自分にできる仕事がないため」「仕事をすることが不安なため」という回答が若い世代で比較的多くみられます。

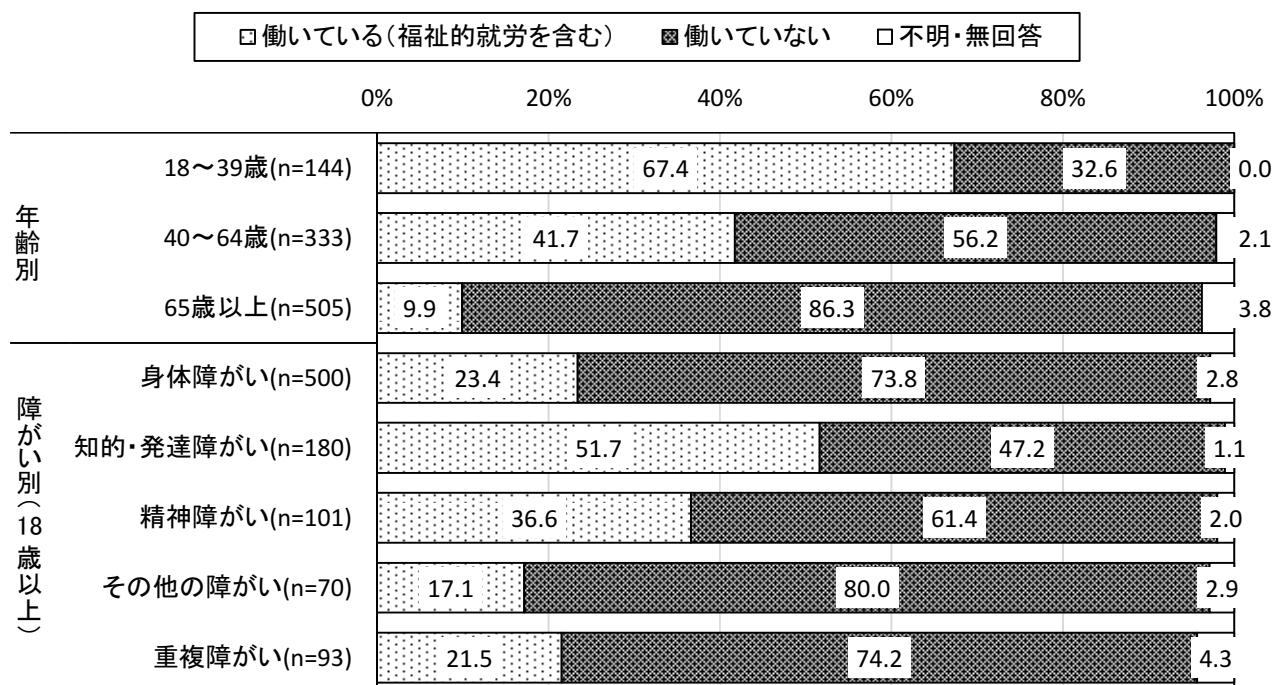
団体・事業所アンケートでは、企業に対する「理解」について多く意見が出ています。具体的には障がい者雇用に対する理解をはじめ、障がいのある人の受け入れ、職場実習の受け入れなどを求める声が多くなっていますが、その一方で以前に比べて企業の障がいのある人に対する理解は深まっている声もみられます。そのほか、企業から障害者就労施設に対する仕事のあっせんや、企業と障害者就労施設のマッチング、一般就労後の相談・フォローアップなど、様々な意見が出ています。

一般就労の促進に向け、ハローワークや西播磨障害者就業・生活支援センター※と連携し、就業に関する相談や就職のあっせん、職業訓練などに取り組んできました。また、自立支援協議会しごと部会において、障がいのある人の就業状況や福祉施設から一般就労に向けた取り組みの状況など、障がい者雇用・就業の促進に向けた議論・検討を行ってきました。

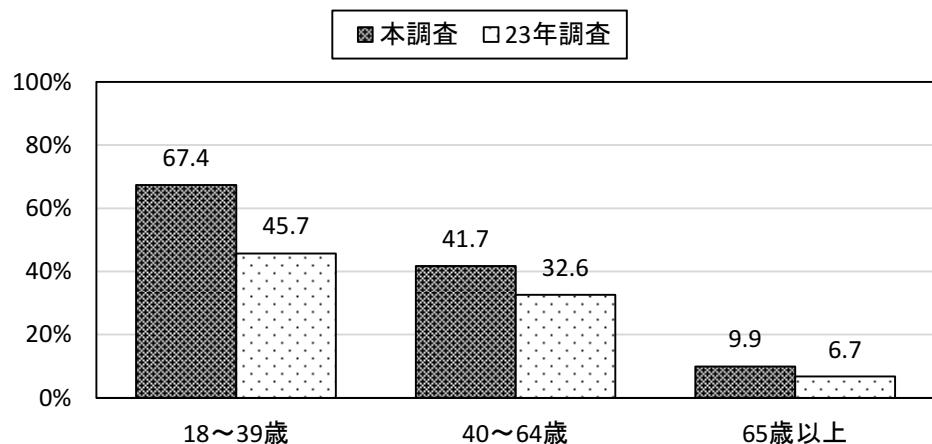
就労系サービスの充実や企業の障がい者理解の浸透により、以前に比べ障がいのある人の雇用は進んでいます。また、働きたい人・働き続けたいと考える人も多いことから、雇用・就業、働き続けられる環境等、多岐にわたる分野でさらなる充実が求められています。

障がいのある人の雇用・就業の促進に向け、ハローワークや西播磨障害者就業・生活支援センター、障害者就労施設などと連携し、一般就労の促進に向けた相談、訓練、就労後のフォローアップ等の充実に取り組みます。また、障がいのある人の一般就労の促進に向け、市内の企業及び市民に対して、障がい者雇用に対する理解の促進に向けた周知・啓発に取り組んでいきます。

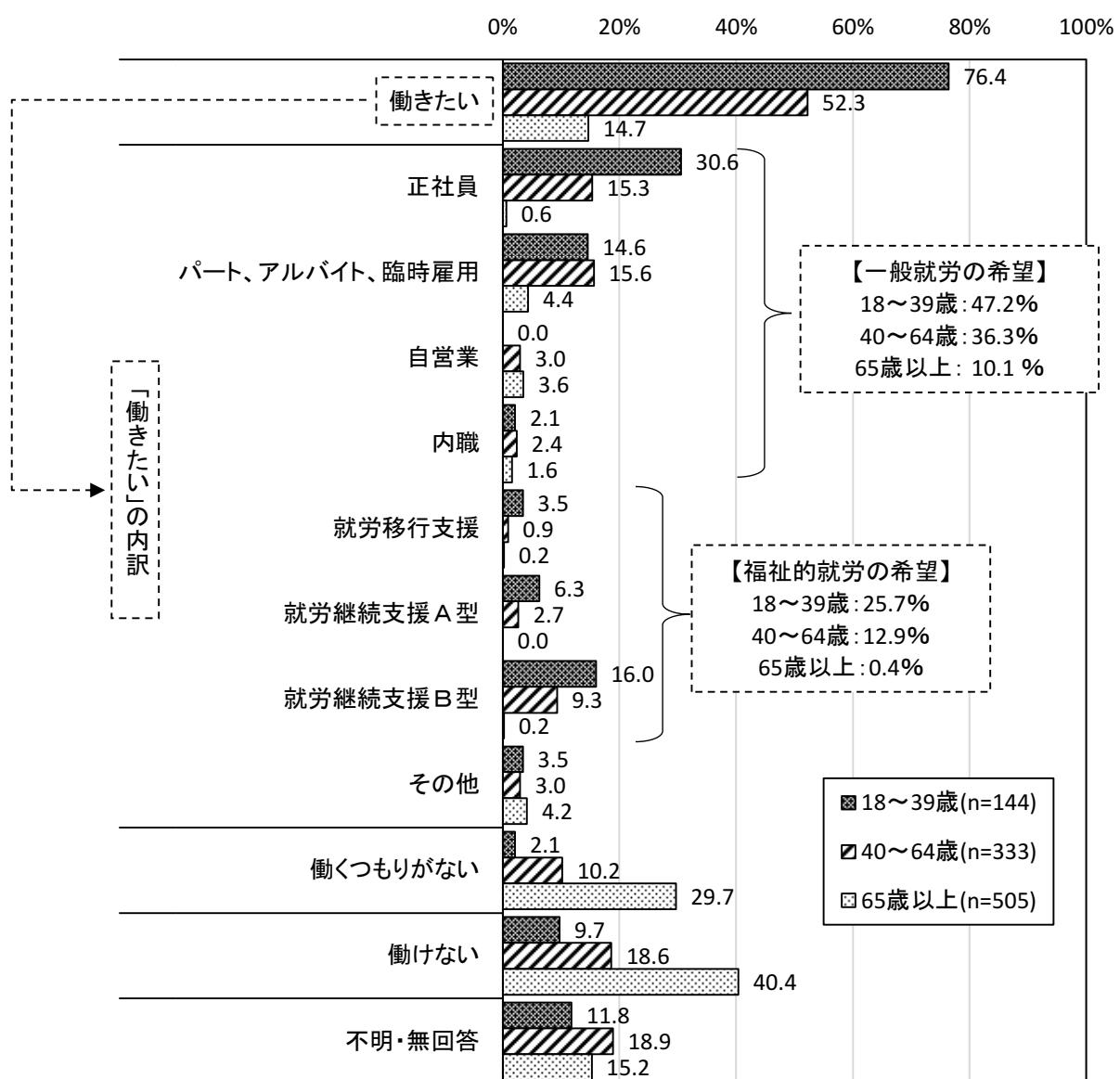
現在の就労状況（福祉的就労含む）



現在の就労状況で「働いている（福祉的就労を含む）」と答えた人【過去の調査との比較】



今後の就労意向



■具体的な取組

施策項目	施策内容	担当課
①企業等に対する周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 赤穂市内の企業及び市民を対象とした障がい者雇用促進セミナーを開催し、企業等に対して障がいに対する正しい理解の促進を図ります。 	産業観光課
②就業支援や職業訓練の周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ ハローワークと連携して雇用促進奨励費助成等の活用を促進するとともに、就業サポート相談会を開催し、関係機関と連携して就業支援などを行っています。 ○ ハローワークや西播磨障害者就業・生活支援センターと連携を図りながら、障がい者雇用制度に関する周知・啓発に取り組みます。 ○ ハローワークや西播磨障害者就業・生活支援センターと連携し、企業にトライアル雇用（障害者試行雇用事業）※や職業訓練の機会提供の促進に努めます。 	社会福祉課 産業観光課
③さくら園の運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ さくら園（就労移行支援事業）を運営し、就労に向けた取組や就労アセスメント※を行い、一般就労に向けた訓練及び働く場の充実に取り組みます。 	障害福祉サービス事業所 (さくら園)
④働きやすく・働き続けられる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者就労施設や施設で働く障がいのある人への理解を深め、一般就労の促進に努めます。 ○ 就労定着支援事業が創設されることから、就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所に事業開始の働きかけを行います。 	社会福祉課 産業観光課
⑤就業に関する相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用促進月間に、障がい者雇用に関する啓発を行います。 ○ 障がいのある人の就職に関して、随時個別ケースの相談や赤穂特別支援学校の進路相談等を行います。 ○ 計画相談や就労継続支援等の事業所において、一般就労の促進に向けて相談できる体制を築き、一人でも多くの利用者が一般就労につながるよう、相談体制の強化を図ります。 ○ ハローワークや西播磨障害者就業・生活支援センターと連携を図り、障がいのある人の就労への理解を深めていきます。 	社会福祉課 産業観光課

(2) 福祉的就労の支援

福祉的就労の場の確保は、一般就労が難しい障がいのある人の働く場として重要であり、また障がいのある人の社会参加の促進や生きがいづくりにもつながります。

アンケートで、働いていると答えた人に「就労形態」を尋ねたところ、「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」は知的・発達障がい、精神障がいのある人で多く、今後の就労希望として知的・発達障がいのある人は「就労継続支援B型」を求める人が多くなっています。

また働いている人に平均月収を尋ねたところ、平成29年7月アンケート調査時点で正社員の人は平均216,910円、福祉的就労の人は29,770円と、福祉的就労で働く人の賃金は低く、平成23年調査と比べても大きな変化はありません。

団体・事業所アンケートでは、企業から障害者就労施設に対する仕事のあっせんや賃金引上げ、B型施設からA型施設へ、A型施設から一般就労といったステップが重要という意見が出ています。また、一般就労になじめず、戻れる場所として福祉的就労の場が重要という意見も出ています。

以前に比べて福祉的就労の場が増え、充実してきていますが、これまでの動向や今後の学校卒業生の動向、ニーズを踏まえると、さらに福祉的就労の場の確保が必要です。また、賃金の向上や働く意欲の向上には、一般企業の協力も必要であり、各サービス提供事業所と連携し、働きかけなければなりません。

今後も一般就労が難しい人の働く場として、福祉的就労の場の確保に努めます。また、福祉的就労の場における仕事の開発や販路・受注の拡大などを、市内の企業や障害者就労施設等と連携し、推進します。

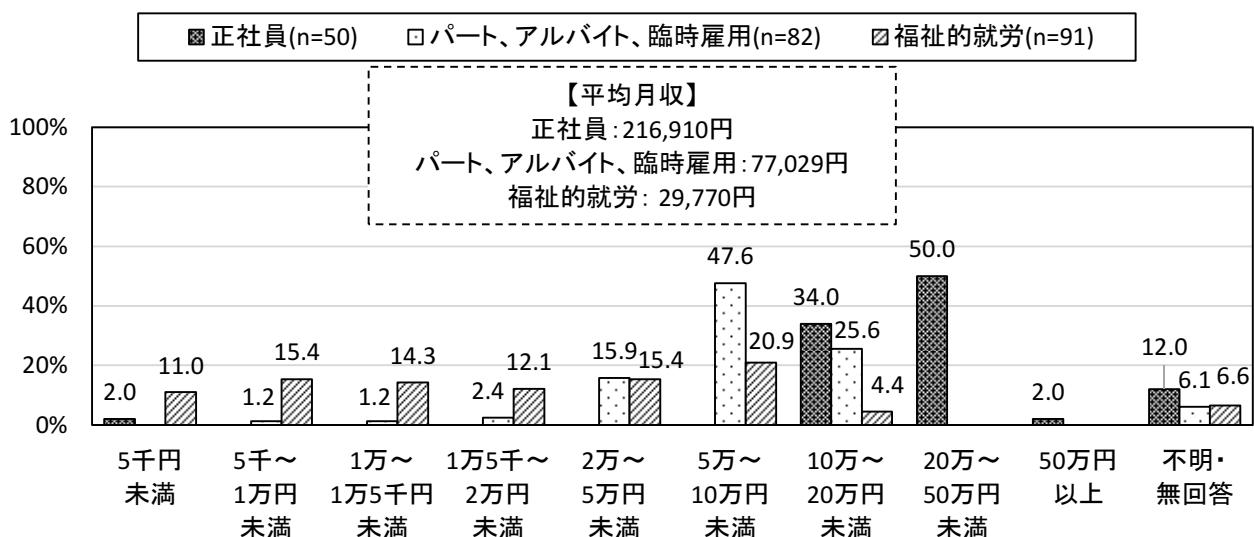
就労形態

		正社員 (n)	パート、臨時雇用	自営業	内職	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	その他	不明・無回答	
障がい別	身体障がい	117	27.4	29.1	23.1	0.0	0.0	3.4	1.7	12.0	3.4
	知的・発達障がい	93	6.5	21.5	1.1	1.1	3.2	11.8	46.2	6.5	2.2
	精神障がい	37	18.9	37.8	0.0	0.0	0.0	18.9	21.6	2.7	0.0
	その他の障がい	12	25.0	33.3	16.7	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	8.3
	重複障がい	20	5.0	20.0	5.0	0.0	0.0	10.0	40.0	10.0	10.0

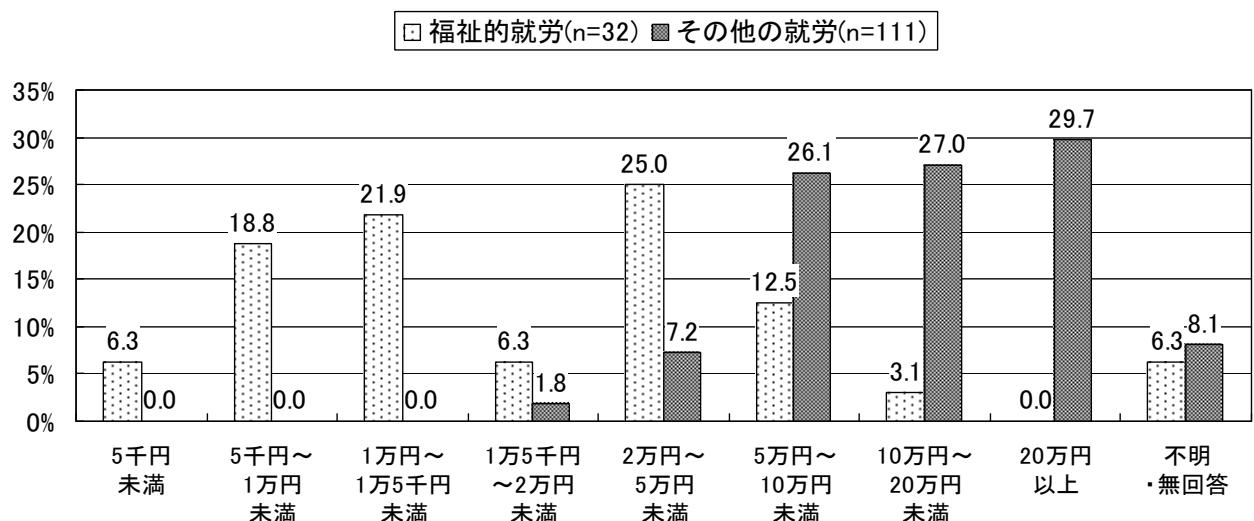
今後の就労意向

		(n)	正社員	臨時雇用	パート、アルバイト、	自営業	内職	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	その他	働くつもりがない	働けない	不明・無回答
障がい別	身体障がい	500	8.4	9.2	4.6	2.6	0.4	0.4	0.2	3.6	25.8	32.2	12.6	
	知的・発達障がい	180	13.9	6.7	0.0	0.6	2.2	5.6	20.6	3.3	5.6	8.3	33.3	
	精神障がい	101	19.8	18.8	1.0	4.0	2.0	2.0	9.9	5.9	8.9	21.8	5.9	
	その他の障がい	70	4.3	12.9	2.9	0.0	1.4	1.4	1.4	0.0	28.6	37.1	10.0	
	重複障がい	93	7.5	4.3	1.1	0.0	0.0	2.2	7.5	4.3	12.9	50.5	9.7	

就労形態別平均月収（平成29年7月アンケート調査時点）



就労形態別平均月収（平成23年調査）



■具体的な取組

施策項目	施策内容	担当課
①福祉的就労の場の確保・充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就労継続支援等のサービス提供事業所の確保を図ります。 ○ 一般企業のみならず一般市民にも障害者就労施設の仕事内容を広く周知し、受託作業の拡大、事業所の収入向上、利用者の工賃向上につなげていきます。 	社会福祉課
②優先発注の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 優先調達推進法の施行に伴い、毎年調達方針を定め、市から優先的な発注の促進に努めています。 ○ 利用者の工賃向上につながるよう、市主催の行事（義士祭、シティマラソン等）や市庁舎ロビー販売等で販売機会の提供に努めます。 	社会福祉課
③さくら園の運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ さくら園の運営により、就労継続支援B型のサービスを提供します。 ○ 工賃向上に向け、新規作業の開拓や受注量が増えるよう施設や作業内容のPRに努めます。 	障害福祉サービス事業所 (さくら園)

基本目標4 こころと体を支える保健・医療体制の充実

(1) 保健サービスの充実

障がいの原因となる疾病などの早期の発見・治療や特別な支援が必要な子どもの早期療育を図るために、保健事業を充実させることは重要です。

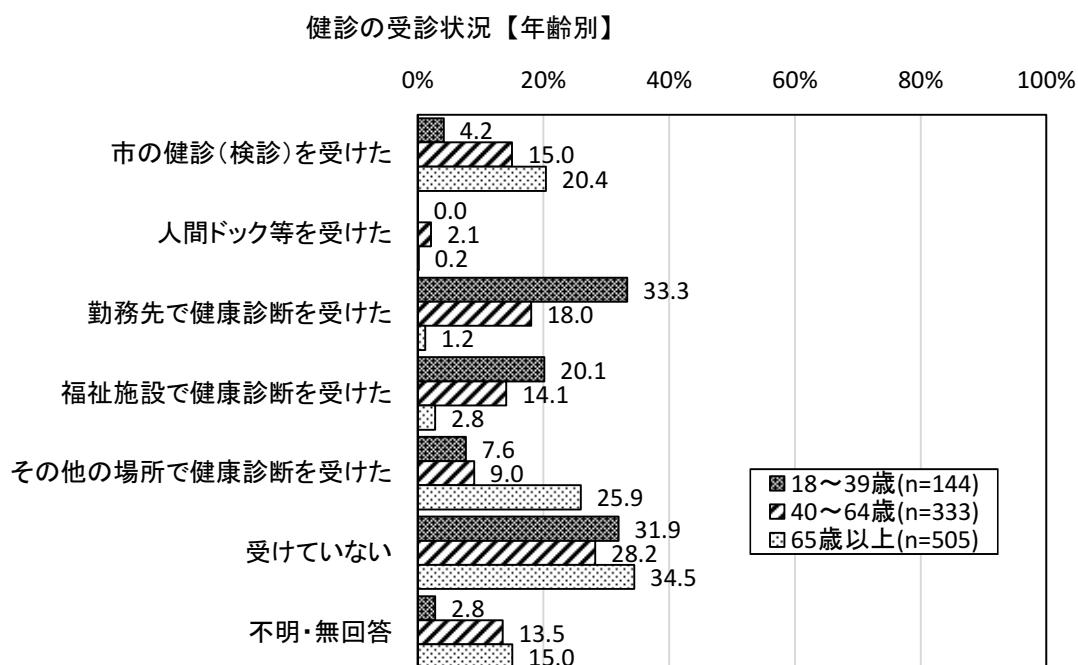
アンケートで「健診の受診状況」を尋ねたところ、18～39歳は「勤務先で健康診断を受けた」が最も多くなっていますが、40歳以上の年代は「受けていない」が最も多く、18～39歳も2番目に多い回答となっています。障がい別にみた場合、知的・発達障がいのある人は「福祉施設で健康診断を受けた」が最も多くなっていますが、そのほかの障がいのある人は「受けていない」が最も多い状況にあります。

団体・事業所アンケートでは、健診を受けやすくしてほしい、集団健診が苦手な人への配慮、健診実施日の周知などについて意見が出ています。また、サービス提供事業所が健診日等の情報を把握し、利用者に伝えるなど、障がいのある人の健康増進に寄与しています。

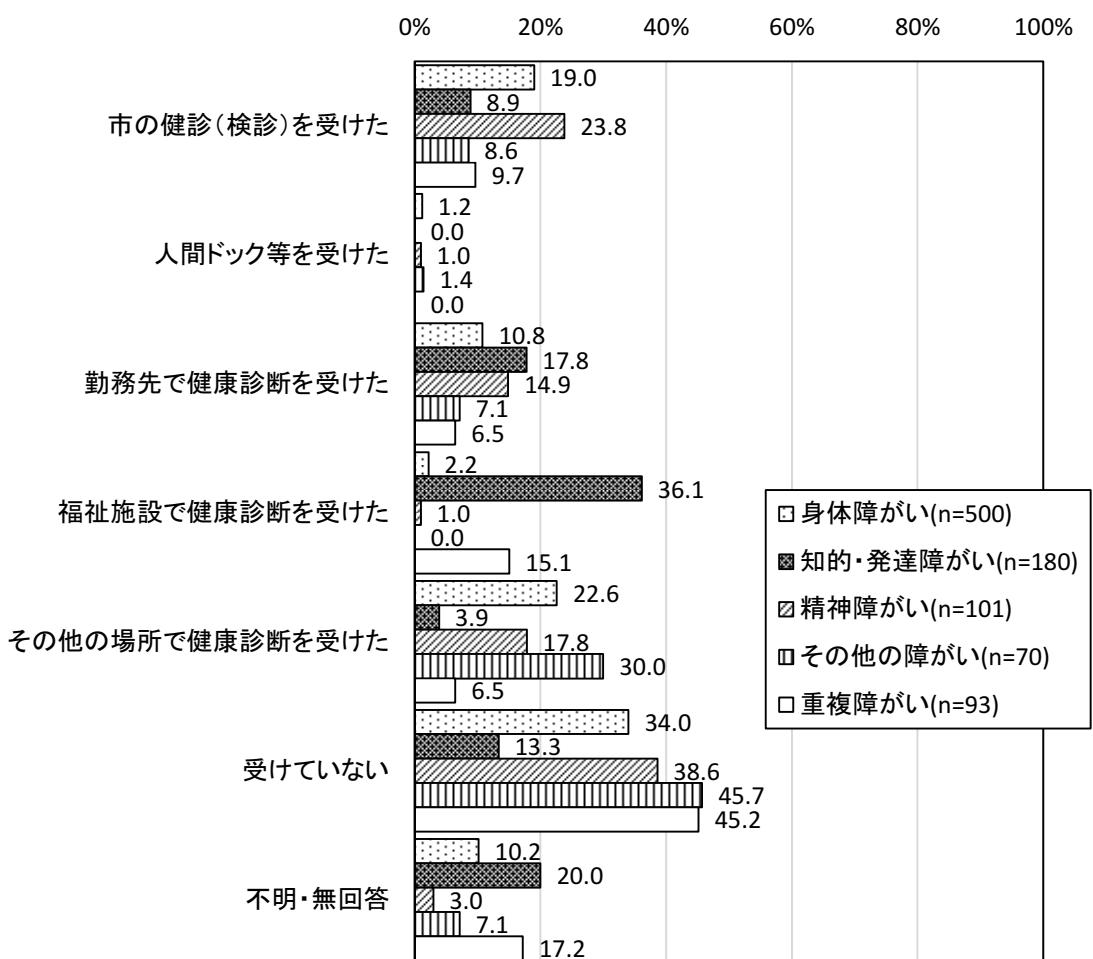
本市では、母子保健事業として、乳幼児健康診査をはじめ、すぐすぐトレーニング、バンビくらぶなどを実施するとともに、児童発達支援事業所や特別支援学校と連携し、適切な療育につなぎます。成人保健としては、特定健康診査をはじめ、特定保健指導や健康教育など、障がいの有無に関わらず市民の健康増進に努めています。

障がいや疾病の早期発見は、特に子どもの今後の成長に大きく影響するものであることから、今後も各種母子保健事業の充実に取り組んでいきます。

また、成人を対象とした各種保健事業の充実に取り組むとともに、健診を受けていない人も多くみられることから、健診を受けやすい体制・方法、健診等に関する周知・啓発方法等について検討を重ねていきます。



健診の受診状況【障がい別】



■具体的な取組

施策項目	施策内容	担当課
①乳幼児健診等、保健事業の充実	○ 乳幼児健診やペアレントトレーニング等を実施し、障がいの早期発見に努めるとともに、児童発達支援事業や赤穂特別支援学校の教育相談など、関係機関との連携に取り組みます。	保健センター
②市民健康づくり事業、健康増進事業の充実	○ 障がいの有無に関わらず、生活習慣病を予防するため、特定健康診査やがん検診を実施するとともに、事業の周知・啓発に取り組み、疾病の早期発見・予防、健康増進に努めます。	保健センター
③こころのケアの推進	○ 増加しているこころの悩みや精神疾患の個別対応等について、赤穂健康福祉事務所と連携するとともに、自殺予防に関する周知・啓発を行います。 ○ 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、赤穂健康福祉事務所とともに取り組みます。	社会福祉課 保健センター

(2) 医療・リハビリテーションの充実、確保

障がいのある人が、身近な地域において適切な医療やリハビリテーションが受けられる体制の充実が求められています。

アンケートで「現在受けている医療的ケア」で「受けていない」と答えた人は、39歳以下の年代で半数を超えており、年齢が高くなるにつれて受けていない人が少なくなっています。障がい別にみると、精神障がいのある人のみ「受けていない」が半数を超えていました。

また、「医療を受けるにあたって困ること」を尋ねたところ、年齢・障がいの種類に関わらず「特に困っていない」が最も多くなっています。18歳未満において「専門的な治療を行う病院が身近にない」が25.0%とほかの年代に比べて多くなっています。

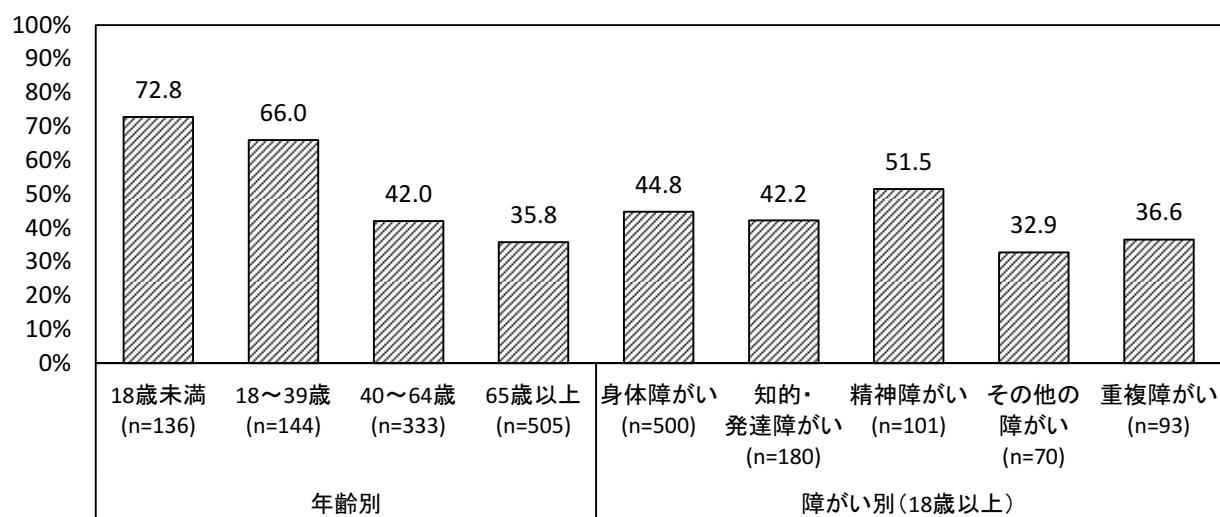
団体・事業所アンケートにおいて、医療・リハビリを充実してほしいという声が多く、障がいの種類に応じた診療科目や専門医が求められています。また、福祉と医療の連携や、退院後の調整などについても意見が出ています。

市民病院などの中核的な病院や診療所、医師会、歯科医師会、行政などが連携し、地域医療の充実に努めています。また、市民病院では平成28年12月に地域包括ケア病棟を開設し、脳性麻痺等の患者のレスパイト入院の受け入れを行っています。

障がいのある人・子どもが身近な地域で適切な医療が受けられるよう、地域医療を担う市内医療機関との連携をはじめ、近隣医療機関との連携に努めます。

また、身近な医療に関する相談相手である「かかりつけ医」の普及を図り、安心して適切な医療を受けることができるよう努めます。

「現在受けている医療的ケア」で「受けていない」と答えた人



医療を受けるにあたって困ること

(複数回答)

		(n)	いない	通院するときに手助けしてくれる人がいない	専門的な治療を行う病院が身近にない	ちょっととした病気やけがのときに受け入れてくれる病院が身近にない	科がある	障がいが理由で治療を受けにくい診療	気軽に診てくれる医師がない	交通費の負担が大きい	医療費の負担が大きい	その他	特に困っていない	不明・無回答
年齢別	18歳未満	136	2.2	25.0	11.0	2.9	12.5	5.1	19.1	7.4	2.2	42.6	14.0	
	18~39歳	144	8.3	8.3	3.5	6.9	9.0	6.3	11.8	13.2	2.8	53.5	11.8	
	40~64歳	333	5.7	6.3	3.0	2.1	3.3	3.6	8.4	15.3	3.0	42.9	23.7	
	65歳以上	505	8.3	6.1	4.2	3.6	0.6	2.0	8.7	8.3	3.0	50.3	19.4	
障がい別 (18歳以上)	身体障がい	500	5.6	6.4	3.8	2.2	0.8	2.6	8.0	10.8	3.2	54.2	15.2	
	知的・発達障がい	180	4.4	3.9	1.1	2.8	6.7	3.9	6.1	6.1	1.1	43.9	37.8	
	精神障がい	101	11.9	5.0	3.0	7.9	2.0	4.0	12.9	20.8	3.0	48.5	7.9	
	その他の障がい	70	17.1	12.9	5.7	7.1	5.7	4.3	12.9	17.1	1.4	37.1	14.3	
	重複障がい	93	12.9	8.6	7.5	5.4	5.4	3.2	15.1	14.0	5.4	39.8	15.1	

■具体的な取組

施策項目	施策内容	担当課
①医療費負担の軽減（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立支援医療や重度障害者医療費助成事業など、医療にかかる費用の負担軽減に取り組むとともに、円滑な受給者証の発行に努めます。 	社会福祉課 医療介護課
②かかりつけ医の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ かかりつけ医の普及を図り、市民が安心して適切な医療が受けられるよう努めます。 ○ 市民病院と地域の医療機関が連携を行い、医療を必要とする人が安心して適切な医療が受けられるよう、取り組んでいきます。 	保健センター 医療課
③小児医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民病院において近隣の医療機関から紹介された患者に対して必要な検査・治療を行い、対応困難な場合は、高次の医療機関へ紹介し、小児医療の対応を行います。 ○ 市民病院では小児科神経外来にて発達障がいの検査、診断を行います。 	医療課
④歯科診療体制の継続	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相生・赤穂市郡歯科医師会附属歯科診療所を2市1町で運営し、障がいにより安全な歯科治療が困難な人に配慮した適切な治療を行うとともに、歯科診療所の周知に努め、利用者数の増加を図ります。 	社会福祉課
⑤地域リハビリテーションの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある人や高齢者などが、急性期、回復期、生活期のリハビリテーションを切れ目なく受けることができるよう、リハビリ専門職のネットワーク等と連携を図った支援体制の構築に努めます。 	社会福祉課

基本目標5 子どもの健やかな成長の支援

(1) 療育の充実

子どもの健やかな成長を図る上で、障がいを早期に発見し、障がいに応じた適切な療育につないでいくことが重要です。

18歳未満のアンケートで「就園・就学、学校生活で望むこと」を尋ねたところ、「療育指導が受けられる」は小学生で67.9%と最もも多い回答で、未就学児は31.0%、中学生は46.2%と、小中学生において回答が多くなっています。

また、18歳未満の人に「児童対象のサービス等の利用状況」を尋ねたところ、未就学児は「児童発達支援」、小学生以上は「放課後等デイサービス」や「日中一時支援」などを利用している人が多く、今後の意向としては全体的に「放課後等デイサービス」の希望が多く、そのほか未就学児は「児童発達支援」、小学生は「日中一時支援」、中学生・高校生は「就労支援」や「短期入所」の希望が多くみられます（39ページ参照）。

団体・事業所アンケートにおいても、早期療育に対する意見が多くみられ、具体的に専門医の確保や療育の受け皿、療育の内容において、多様な意見が出ています。また、放課後等デイサービスと学校の連携など、福祉と教育の連携強化を求める声も多くみられます。

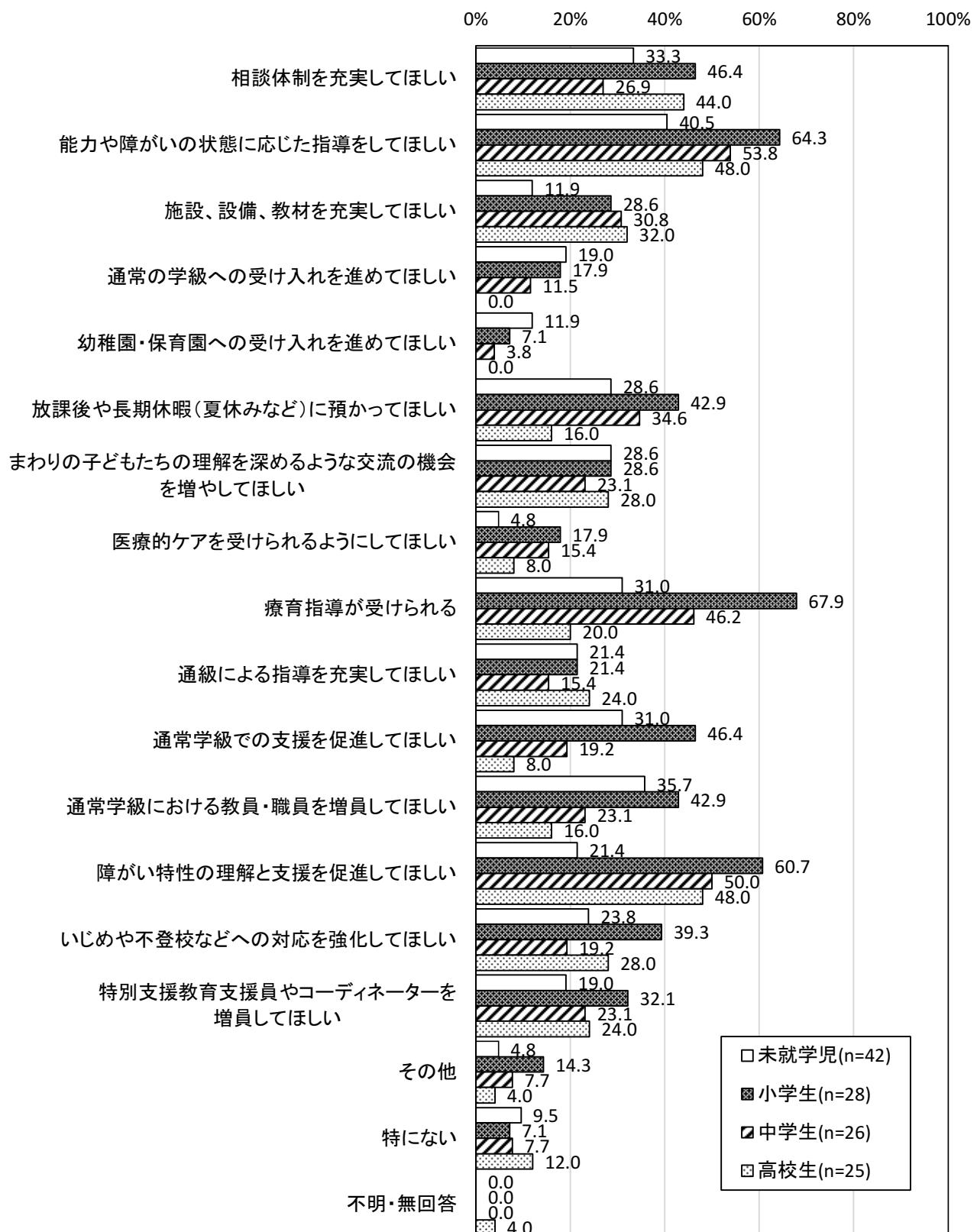
本市における児童対象のサービス提供事業所は年々充実してきており、平成29年8月現在で放課後等デイサービスは4事業所、児童発達支援事業所は3事業所となっていますが、利用希望者が多く、希望に応じたサービスが不足している状況にあります。

また、母子保健事業を通じて障がいの早期発見に努め、障がいの状況に応じて必要な支援につながるよう、関係機関と連携し取り組んでいます。

療育に対する希望は多く、必要なサービスを確保するとともに、本市における支援体制のあり方について、関係機関が共通の理解を持ち、連携を図る必要があります。

そのため、自立支援協議会こども部会において、現状を把握しつつ、子どもの支援のあり方について検討を重ねていきます。また、保健・医療・福祉・教育など、様々な関係機関が連携し、適切な療育につながる体制の強化を図るとともに、放課後等デイサービスなどの各種福祉サービスの確保に努めます。

就園・就学、学校生活で望むこと（18歳未満）



■具体的な取組

施策項目	施策内容	担当課
①乳幼児健診等、保健事業の充実（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児健診やペアレントトレーニング等を実施し、障がいの早期発見に努めるとともに、児童発達支援事業や赤穂特別支援学校の教育相談など、関係機関との連携に取り組みます。 	保健センター
②療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童発達支援事業あしたば園がすこやかセンターに移転し、多様化する利用ニーズに対応するため、さらなる支援体制の充実を図ります。 ○ 保健センターの健診を早期支援の起点とし、特別な支援が必要な子どもの早期支援に係る連絡会等の連携体制を維持しつつ、増加する需要に対応する受け入れ体制の充実を図ります。 ○ 重症心身障がい児の医療的ケア等に対応できる支援体制の整備に努めます。 	社会福祉課
③障害児相談支援の充実【新】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害児相談支援事業所の確保に努めるとともに、個別のニーズに沿った相談支援体制の構築を図ります。 ○ 自立支援協議会こども部会を機能させ、障がい児分野の課題等を整理し、市内における支援体制の構築に努めます。 	社会福祉課
④放課後の居場所の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後や夏休み等の長期休暇中においても、療育等が継続的に受けられる支援体制の整備に努めます。 ○ 放課後等デイサービスは、障がい特性に応じたきめ細かい支援内容や個別ニーズに対応するため、障がい特性に応じた療育体制がとれるか十分に見極め、新規事業所の参入を働きかけます。 ○ 自立支援協議会こども部会の枠組みを活用して、利用者のニーズを把握し、必要なサービス提供体制の確保に努めます。 	社会福祉課
⑤小児医療の充実（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民病院において近隣の医療機関から紹介された患者に対して必要な検査・治療を行い、対応困難な場合は、高次の医療機関へ紹介し、小児医療の対応を行います。 ○ 市民病院では小児科神経外来にて発達障がいの検査、診断を行います。 	医療課
⑥障がい児保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健センターと保育所、幼稚園、療育機関、医療機関との連携を密に行い、支援を必要とする子どもを早い段階で把握するよう努めるとともに、「赤穂市就学のための教育連携連絡会」を開催して、定期的な情報交換や就学前の保育見学を通じて学齢期へのスムーズな移行を図ります。 	こども育成課 社会福祉課

施策項目	施策内容	担当課
⑦障がいのある子どもに関する相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立支援協議会相談支援部会やこども部会等の枠組みを活用し、課題の整理やニーズの実現に向けた方策の検討など、障がいのある子どもの支援体制を強化します。 ○ 乳幼児健診と育児健康支援事業の充実に努めるとともに、赤穂特別支援学校の巡回相談や、姫路こども家庭センター※等の専門機関との連携を図るなど、保護者支援を含め早期かつ適切な療育を行える支援体制を構築します。 	社会福祉課 子育て健康課 保健センター
⑧発達障がいのある人への支援の充実 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達障がいの対応方法や特性への理解を深める取組を行います。 ○ 市内事業所を対象とした研修会の開催、自立支援協議会の専門部会におけるケース検討を通じて、支援者の理解を深めていきます。 ○ 引きこもりのケースでは、基幹相談支援センターや生活困窮者自立支援相談員が連携して対応するとともに、子どもに関する相談のケースでは、家庭児童相談員や学校等各機関が連携し、課題の解決を図ります。 	社会福祉課 子育て健康課

（2）特別支援教育等の充実

18歳未満のアンケートで「就園・就学、学校生活で望むこと」を尋ねたところ、「能力や障がいの状態に応じた指導をしてほしい」の回答が全体的に多く、「障がい特性の理解と支援を促進してほしい」は小・中・高校生において多くなっています（59ページ参照）。

また、「園、施設、通学の中で困ること」としては、「特ない」の回答が多いものの、「授業などについていけない」「先生や児童・生徒の理解が十分でない」「友達ができない」などの回答も一定数みられます。

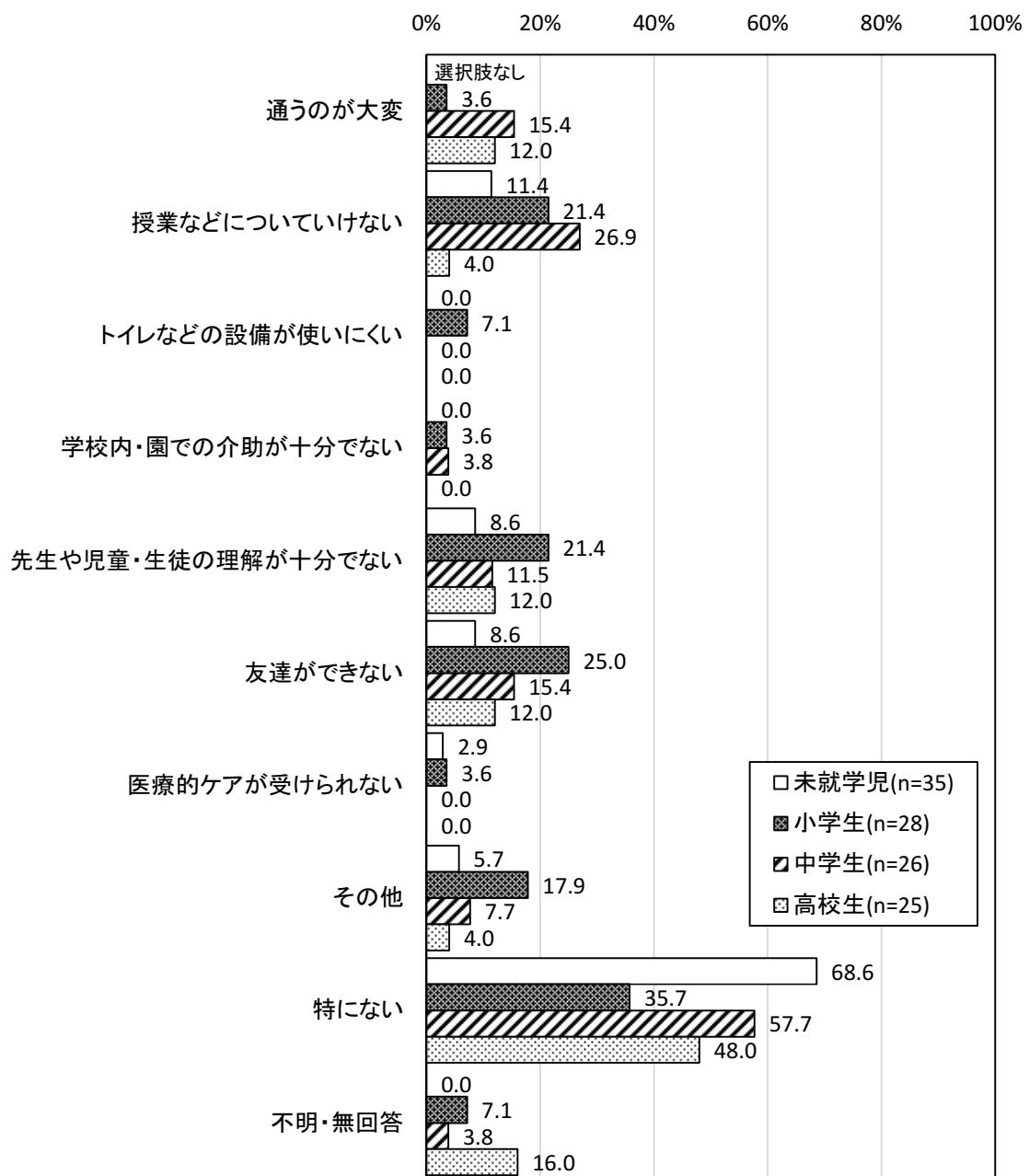
団体・事業所アンケートでは、放課後・長期休暇・余暇に対する意見が多く、具体的には放課後等デイサービスやアフタースクール等の時間延長をはじめ、受け入れ体制や福祉と教育の連携などに対する要望が多くみられました。また、障がいに対する理解を深める教育が必要という意見も多く出ています。

本市では、特別支援コーディネーターや幼稚園における支援補助員、保育所には障がい児担当保育士を配置するとともに、教職員に障がいに対する理解を深める研修を開催するなど、学校園所における受け入れ体制の充実に努めています。障がいのある子ども一人ひとりのニーズに対応したきめ細かな指導を行うため個別指導計画を作成、保護者に対する情報提供などにも取り組んでいます。

障がいのある子どもの成長に応じて、適切な教育が受けられるよう取り組む必要があるため、障がいのある子どもが合理的配慮を含む適切な支援のもと、その年齢や能力、障がい特性に応じた教育が受けられる体制の充実に努めます。

また、障がいのない児童生徒との交流及び共同学習や地域住民との交流等を通じて、障がいや障がいのある人に対する理解を深める福祉教育の推進を図ります。

園、施設、通学の中で困ること



■具体的な取組

施策項目	施策内容	担当課
①教育相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別な支援が必要な子どもを対象に、幼稚園、保育所に必要な職員を配置するとともに、赤穂特別支援学校地域支援部、スクールソーシャルワーカー等と連携し、保護者からの発達に関する専門的な相談体制の充実を図ります。 	こども育成課
②教育指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校園所における一人ひとりの教育的ニーズに対応したきめ細やかで効果的な指導の充実を図るため、「個別の指導計画」の作成を促し、活用を図ります。 ○ 関係機関との連携を図り、入学から卒業まで一貫した長期的な支援を行うための、「個別の教育支援計画」を策定し、移行期の引継ぎにおいてもその活用を図ります。 ○ 「赤穂市における配慮・支援が必要な幼児児童生徒の移行期の支援継続の手引き」を改訂し、全教職員の特別支援教育に対する専門性の向上に努めます。 	指導課
③指導内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就学に向けて保護者向けに啓発プリントの配布や「個別の相談会」を実施し、保護者・子どもに寄り添った就学指導ができるよう取り組んでいます。 ○ 多様な学びの場として、特別支援学校、特別支援学級、通常学級における通級指導、通常学級の4つについて、それぞれのカリキュラムや定数及び対応できる配慮について正しい情報の提供に努めます。 ○ 特別支援教育コーディネーター※を中心に、各学校園所及び関係機関がさらに日常的な情報交換ができるよう、連携強化を図ります。 ○ 赤穂特別支援学校のセンター的機能を活用し、教職員に対して専門研修を実施するとともに、個別の対応について助言を受けながら、幼児児童生徒の実態と保護者に寄り添った支援につながるよう、取り組んでいきます。 	指導課 こども育成課
④学校等施設のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある児童生徒に配慮されたものとなるよう、学校園所との連携を図り、障がいの特性に応じた整備、バリアフリー化を進めます。 	総務課
⑤アフタースクール（放課後児童健全育成事業）の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある子どもの受け入れにあたって、放課後児童支援員等の加配配置、研修会への参加を促進するなど、受入体制の充実を図り、「赤穂市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、平成31年度までに市内全小学校区でアフタースクールを実施します。 	生涯学習課

施策項目	施策内容	担当課
⑥福祉教育の推進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉協議会の協力のもと、各小学校における総合的な学習の時間において、体験活動による福祉教育の実践を子どもの成長に合わせて行っています。 <p>【実施例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①アイマスク体験、点字体験を通して、視覚障がいについて学ぶ。 ②手話体験を通して、聴覚障がいについて学ぶ。 ③実際に盲導犬にふれ、その利用者の生の声を聞く。 ④車いす体験を通して、バリアフリーの必要性に気づく。 ⑤高齢者福祉施設を訪問し、心の通った交流を行う。 ⑥障がい者スポーツを体験し、パラリンピックの意義について学ぶ。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 小中高校の児童生徒、企業や団体に対して、障がいのある人の疑似体験を通じて理解を深めるため、職員及びボランティアの派遣を行っています。 ○ 様々な障がいに対する理解の促進に努めるとともに、子どものみならず保護者や地域住民も含め、啓発に取り組んでいきます。 	指導課 社会福祉協議会

基本目標6 安心して暮らせる地域づくり

(1) 安心して暮らせる環境の整備

障がいのある人や高齢者、ベビーカーを押す人などが歩きやすいまち、暮らしやすいまちは、誰にとっても暮らしやすいまちであり、建物や道路のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進めることが重要です。

アンケートで「外出のときに困ること」を尋ねたところ、39歳以下の年代では「駅で切符の買いかがわからない」「お金の計算ができない」「外出したときに周囲の人の目が気になる」、40歳以上の年代は「道路や建物・駅に段差が多い」「気軽に休めるベンチなどが少ない」への回答が一定数みられますが、どの年代も「特にない」が最も多くなっています。障がい別にみると、身体障がい・精神障がいのある人は「特にない」、知的・発達障がいのある人は「お金の計算ができない」がそれぞれ最も多く、また身体障がいのある人は「道路や建物・駅に段差が多い」「障がい者用トイレが少ない」「障がい者用の駐車スペースが少ない」「気軽に休めるベンチなどが少ない」がほかの障がいのある人に比べて多くなっています。

団体・事業所アンケートにおいて、公共施設等のバリアフリー化について尋ねたところ、ほかの分野に比べて意見は少なく、トイレのバリアフリー化や段差解消、スロープ設置などのバリアフリー化や外出支援について、一部意見がみられます。

本市では、兵庫県の福祉のまちづくり条例※に基づき、建物や道路をはじめとした公共施設のバリアフリー化を適宜進めています。また、移動支援として、障害者総合支援法に基づく支援をはじめ、市内循環バスや圏域バスを運行するなど、移動手段の確保に努めています。

今後も、安心して生活できる住居の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進し、障がいの有無に関わらずだれにもやさしいまちづくりに取り組みます。また、障がいのある人の自立と社会参加の促進に向け、様々な外出支援に取り組みます。

外出のときに困ること

(複数回答)

		(n)	差が多い	道路や建物・駅に段	歩道が通りにくい	いエレベーターが少ない	音の出る信号機がない	点字ブロックが少ないと	案内表示(標識)がわかりにくい	移動手段がない	バス停や駅までの駅で切符の買い方がわからない	お金の計算ができる	むずかしい	バスの乗り降りが	
年齢別	18歳未満	136	2.9	2.2	1.5	0.0	0.0	8.1	6.6	19.9	29.4	5.1			
	18~39歳	144	9.0	3.5	4.9	0.0	0.0	5.6	3.5	18.8	27.1	6.3			
	40~64歳	333	14.7	7.5	4.5	2.1	0.9	3.0	5.4	6.3	6.6	6.0			
	65歳以上	505	18.4	9.5	5.0	2.0	0.2	2.6	6.7	4.8	3.0	12.1			
障がい別 (18歳以上)	身体障がい	500	17.0	9.0	5.0	1.8	0.2	1.6	5.4	2.2	1.4	9.2			
	知的・発達障がい	180	4.4	0.6	0.6	0.6	0.6	4.4	6.1	18.3	25.6	7.2			
	精神障がい	101	8.9	8.9	5.0	2.0	1.0	4.0	2.0	5.0	1.0	2.0			
	その他の障がい	70	31.4	11.4	8.6	1.4	0.0	0.0	7.1	4.3	5.7	17.1			
	重複障がい	93	28.0	14.0	10.8	1.1	0.0	9.7	8.6	20.4	19.4	15.1			
	(n)	ない	障がい者用トイレが少	ースが少ない	障がい者用の駐車スペース	る人がいない(少ない)	が受けられない	が希望する支援サービス	人の目が気になる	外出したときに周囲の	どが少ない	気軽に休めるベンチなど	その他	特にない	不明・無回答
年齢別	18歳未満	136	5.9	2.2	7.4	1.5	15.4	5.1	13.2	40.4	7.4				
	18~39歳	144	7.6	8.3	8.3	9.7	17.4	12.5	6.9	32.6	10.4				
	40~64歳	333	9.0	9.6	6.6	2.1	9.3	14.7	3.9	33.3	21.3				
	65歳以上	505	11.5	10.7	8.7	1.6	3.0	17.0	5.3	34.3	14.7				
障がい別 (18歳以上)	身体障がい	500	11.8	13.4	5.6	1.0	3.4	19.0	6.4	39.6	9.2				
	知的・発達障がい	180	3.3	3.9	8.9	5.0	10.0	5.6	2.2	23.3	36.7				
	精神障がい	101	2.0	1.0	4.0	4.0	19.8	9.9	5.9	45.5	8.9				
	その他の障がい	70	15.7	14.3	15.7	4.3	2.9	21.4	4.3	31.4	11.4				
	重複障がい	93	20.4	12.9	20.4	7.5	15.1	18.3	3.2	18.3	14.0				

■具体的な取組

施策項目	施策内容	担当課
①人にやさしい 福祉のまちづ くりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある人が安全かつ円滑に移動できるよう、舗装改良等を行うなど、歩道の段差解消に努めます。 ○ 多くの市民が利用する公共施設について、高齢者や障がいのある人に配慮したスロープや手すりの設置等を行うとともに、その周辺道路・公園等を安全で快適に利用できるよう、面的な整備に取り組みます。 ○ 引き続き、兵庫県の福祉のまちづくり条例に基づき、公共施設や道路等のバリアフリー化を進めるとともに、誰もが暮らしやすく活動できるユニバーサル社会づくりの定着をめざしていきます。 	建設課 社会福祉課
②外出支援の充 実（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内循環バス（ゆらのすけ）や圏域バス、デマンドタクシーの運行を引き続き実施するとともに、利用者のニーズの把握や利便性の向上に努め、利用促進を図ります。 ○ 高齢化等に伴う免許返納等に対応するため、時代に合った新たな交通施策を関係部署で調整をしながら、今後のあり方について検討していきます。 	企画広報課
③移動支援の充 実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会参加促進交通費助成を継続するとともに、重度身体障がいのある人や知的・精神障がいのある人が社会参加することを目的とした新たな外出支援について検討していきます。 	社会福祉課
④住宅のバリア フリー化の推 進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅改造助成事業を実施し、段差解消などの工事の助成をすることで、障がいのある人等が安心して在宅生活を送ることができるよう努めます。 	社会福祉課 医療介護課
⑤グループホー ムの確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ グループホーム利用者の家賃助成を実施し、グループホームの活用の促進を図ります。 ○ 障がいのある人の地域移行、また親亡き後の居住場所として、グループホームの位置づけはますます重要となるため、サービス提供事業所と連携を図り、グループホームの受け入れ体制の充実を図ります。 	社会福祉課
⑥居住サポート 事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関や関係機関と連携しながら、ニーズに応じて対応していきます。 	社会福祉課
⑦市営住宅の整 備・活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 千鳥団地に設置されている車いす専用住宅（5戸）の積極的な活用を行います。 ○ 長寿命化計画の見直しの際、市営住宅の改修やグループホームとしての活用について検討し今後の方向を定めていきます。 	市民課

(2) 防災・防犯対策

近年、地震や台風、豪雨など、大規模な災害が全国各地で発生しています。平成25年に災害対策基本法が大きく改正され、市民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、避難場所の指定や要支援者名簿の作成などが明記されました。また、障がいのある人を狙った詐欺等も発生している状況です。

アンケートで「災害時に一人で避難できるか」を尋ねたところ、「できない」と答えた人は18歳未満で62.5%と多く、18歳以上の年代では30%前後となっています。障がい別では重複障がいのある人で71.0%と特に多く、知的・発達障がいのある人で47.8%となっています。「災害時に近所で助けてくれる人の有無」を尋ねたところ、18歳未満で36.0%と若い世代ほどいない人が多く、障がい別にみた場合、精神障がいのある人・重複障がいのある人で30%台となっています。

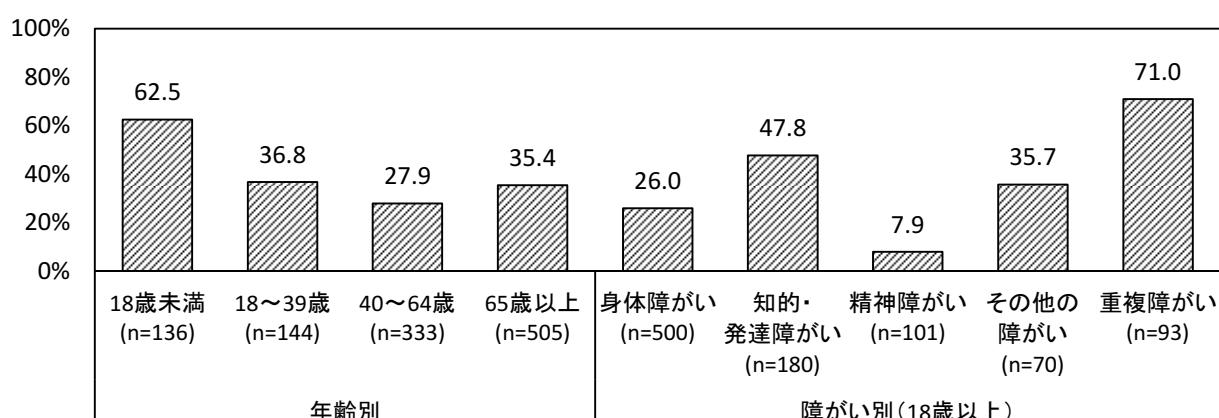
また、「災害時に困ること」を尋ねたところ、どの年代も「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」「避難所生活において、心や体が耐えられるか不安」が多く、障がい別にみると、身体障がいのある人は「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」、知的・発達障がいのある人は「周囲とのコミュニケーションがとれない」、精神障がいのある人は「投薬や治療が受けられない」が最も多く、障がいに応じて求められる内容が異なっています。

団体・事業所アンケートにおいては、災害時における支援として、地域の手助けや助け合い、支え合う仕組みといった地域における支援体制の構築について意見が多く出ています。また、福祉避難所として、障がいに応じた配慮や設備、個別の支援が求められています。なお、アンケートに答えた多くの事業所において自主的に様々な避難訓練が実施されている状況です。消費に関しては、電話セールスやインターネットによる犯罪に巻き込まれるケースがあるという意見が出ています。

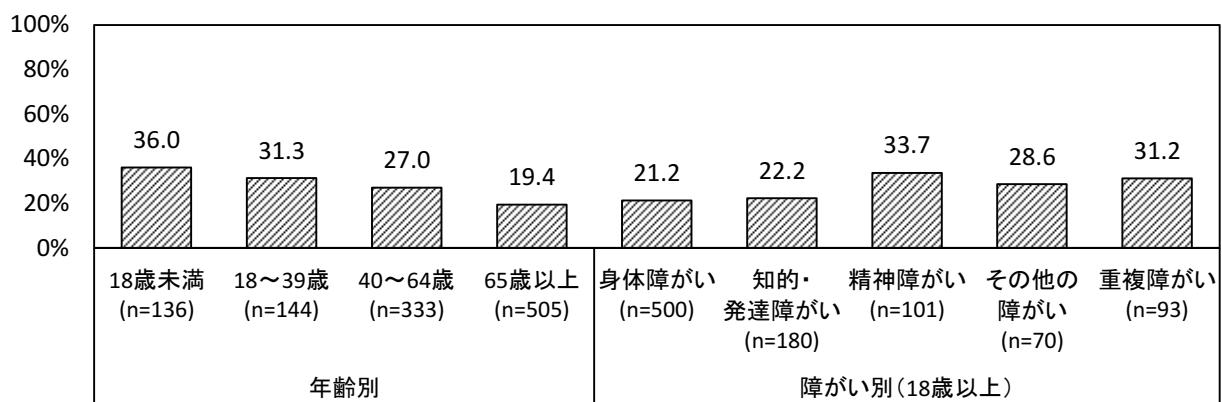
本市では、自力での避難が困難な人を地域全体で支援するため、地域の協力を得ながら避難行動支援者名簿の作成に努めるとともに、市内の社会福祉法人に働きかけるなど、福祉避難所の確保に取り組んできました。また、市広報やホームページを通じて、災害に関する情報の発信や、消費生活に関する情報提供や講座の開催など、安全・安心につながる取組に努めています。

障がいのある人が住み慣れた地域で安全・安心して生活することができるよう、防災・防犯対策の推進に取り組みます。

災害時に一人で避難できないと答えた人



災害時に近所で助けてくれる人がいないと答えた人（家族の不在時、ひとり暮らしの場合）



災害時に困ること

		(n)	投薬や治療が受けられない	補装具※の使用が困難になる	補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	障害がいに応じた食事ができなくななる	災害が起つたことが、すぐにわかる	救助を求めることができない	安全などころまで、迅速に避難すことができる
年齢別	18歳未満	136	17.6	5.9	9.6	6.6	36.8	34.6	42.6
	18～39歳	144	28.5	4.2	6.3	8.3	29.2	27.8	38.9
	40～64歳	333	37.2	5.4	5.4	7.2	11.7	9.9	26.7
	65歳以上	505	37.8	7.5	7.9	5.7	10.1	8.9	39.4
障がい別 (18歳以上)	身体障がい	500	36.6	7.8	8.8	4.2	9.8	5.4	35.2
	知的・発達障がい	180	17.8	1.7	1.7	7.2	18.3	21.1	26.1
	精神障がい	101	58.4	1.0	3.0	3.0	10.9	8.9	20.8
	その他の障がい	70	52.9	10.0	7.1	14.3	8.6	14.3	40.0
	重複障がい	93	40.9	12.9	11.8	20.4	33.3	34.4	65.6
		(n)	手できない所などの情報が入る	周囲とのコミュニケーションがとれない	被害状況、避難場所などの設備(トイレ等)や生活環境	が不安	避難所生活において、心や体が耐えられるか不安	その他	特にな い
年齢別	18歳未満	136	33.1	39.0	47.8	52.2	2.9	18.4	2.2
	18～39歳	144	25.0	39.6	38.9	50.0	2.8	12.5	8.3
	40～64歳	333	10.8	16.8	34.8	35.7	1.5	11.4	18.0
	65歳以上	505	10.1	7.9	42.2	39.4	2.2	14.3	9.7
障がい別 (18歳以上)	身体障がい	500	9.6	6.6	43.8	37.0	2.2	16.6	6.2
	知的・発達障がい	180	16.7	32.8	25.6	32.2	1.1	10.0	35.6
	精神障がい	101	14.9	18.8	30.7	55.4	2.0	9.9	2.0
	その他の障がい	70	1.4	12.9	47.1	44.3	2.9	8.6	4.3
	重複障がい	93	30.1	34.4	51.6	55.9	3.2	3.2	8.6

■具体的な取組

施策項目	施策内容	担当課
①避難行動要支援者名簿の登録促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市広報等を活用し、障がいのある人等の自力避難が困難な人の名簿登録の周知・啓発を行い、避難行動要支援者名簿の整備に努めます。 ○ 平成29年度において、避難行動要支援者名簿台帳システムの更新を行い、有事の際の名簿情報がより迅速かつ的確に取得できるよう取り組んでいきます。 	社会福祉課
②防災意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国や兵庫県から必要な防災情報があった場合には、市ホームページや携帯メール（赤穂市防災情報ネット）において迅速・的確に配信するとともに、携帯メール登録者の拡大に努めます。 ○ ハザードマップ※を改訂する際には、再度全戸配布するとともに、防災に関する広報記事や情報については、さらにわかりやすく市広報やホームページ等に掲載、配信できるよう努めていきます。 	危機管理担当
③災害時対応の検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉避難所の確保に努めるとともに、災害時の対応については、「避難行動要支援者名簿」への登録の呼びかけや、地域ぐるみでの支援体制を、引き続き進めています。 ○ 「避難行動要支援者マニュアル」、「避難所運営マニュアル」等に基づいた対応がとれるよう、各マニュアルの周知徹底を図ります。 	危機管理担当
④安心見守りコードの周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 援護を必要とするひとり暮らしの重度身体障がいのある人及び高齢者が、在宅で安心して生活できるよう、「安心見守りコード」の周知・啓発を図ります。 ○ 基幹相談支援センターや地域包括支援センターなどの相談機関と連携を図りながら、対象者の把握に努めるとともに、設置希望者の円滑な利用に向けた協力体制の調整を行います。 	社会福祉課
⑤消費生活センターとの連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ スマートフォンの普及によるネット被害や、障がい特性を逆手にとった詐欺など、障がいのある人の契約や商品購入時等のトラブルの解決に努めます。 ○ 必要に応じて講座等を開催し、監護者、支援者等への消費生活についての正しい理解の促進と意識啓発を図ります。 	社会福祉課 市民対話課

基本目標7　社会参加の促進

(1) 参画と協働の取り組み

障害者基本法の基本理念に「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」と記されており、共生社会の実現にあたっては、様々な分野において障がいのある人の社会参加を促進していくことが重要です。

また、国の第3次障害者基本計画において、新たな施策分野として「選挙等における配慮等」が追加されています。

本市では、平成19年7月1日に自立支援協議会を設立し、障がい者団体等の参画を得て、障がい者計画の策定を行っています。障がい者施策のみならず、様々な審議会・協議会において障がいのある人や関係団体等の参加・参画を促進していくとともに、あらゆる場面において、障がいのある人が社会参加しやすいまちづくりに取り組んでいきます。

また、今後も障がいのある人が、様々な選挙において円滑に投票ができるようにするために、投票所の環境整備やわかりやすい選挙情報の提供に努めます。

■具体的な取組

施策項目	施策内容	担当課
①行政施策への 参加・参画の 促進	<ul style="list-style-type: none">○ 本市の政策に障がいのある人の視点・考えを取り入れるため、様々な審議会・協議会・委員会等において、障がいのある人の参加・参画を呼びかけていきます。	社会福祉課
②円滑に投票で きるような施 策の実施	<ul style="list-style-type: none">○ 障がいのある人が円滑に投票できるよう、投票所の環境整備やわかりやすい選挙情報の提供に努めます。○ 障がいのある人が代理投票を利用する際、指さしやうなずき等の方法により、代筆する職員が本人の意思を確実に認識できるように努めます。○ 指定施設及び郵便による不在者投票の適切な実施に努め、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がいのある人の投票機会の確保に努めます。	選挙管理委員会
③ユニバーサル 社会づくりの 推進、参加促 進【新】	<ul style="list-style-type: none">○ ユニバーサル社会づくりの実現に向け、関西福祉大学や地域等と連携し、空き店舗を活用した「ユニバーサルの家」を定期的に開催するとともに、市全体にユニバーサル社会づくりの周知・啓発活動を推進していきます。○ ユニバーサル社会づくりにあたって障がいのある人の視点・観点も重要であることから、障がいのある人の参加・参画を呼びかけていきます。	社会福祉課

施策項目	施策内容	担当課
④地域活動への 参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外出機会が少ない在宅の重度心身障がい者・児とその家族同士の交流を深めることを目的として、レクリエーションを実施します。 ○ 自治会をはじめとしたまちづくり団体が行う行事について、障がいのある人が参加しやすい環境づくりについてさらなる理解の促進を図ります。 	社会福祉協議会 市民対話課

(2) スポーツ・文化活動の促進

障がいのある人のスポーツ活動及び文化芸術活動は、本人の楽しみ、生きがい、社会参加の促進につながります。

国の「第2期スポーツ基本計画」において、成人のスポーツ実施率（週1回以上）を65%程度（障がいのある人は40%程度）という政策目標を掲げています。

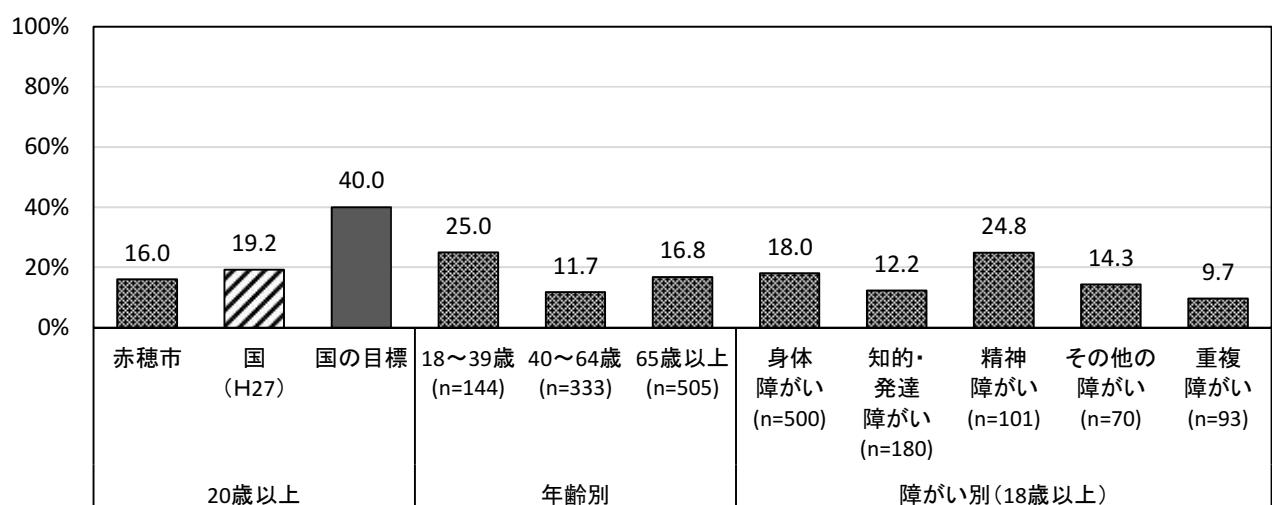
アンケートから算出した本市の20歳以上の障がいのある人のスポーツ実施率は16.0%で、国の19.2%（平成27年度）よりわずかに低く、年齢別では18～39歳の実施率が高くなっています。

また、「運動・スポーツの今後の意向」、「行いたい」は若い世代ほどスポーツへの意向が高く、障がい別では精神障がいの人で参加意向が高くなっています。

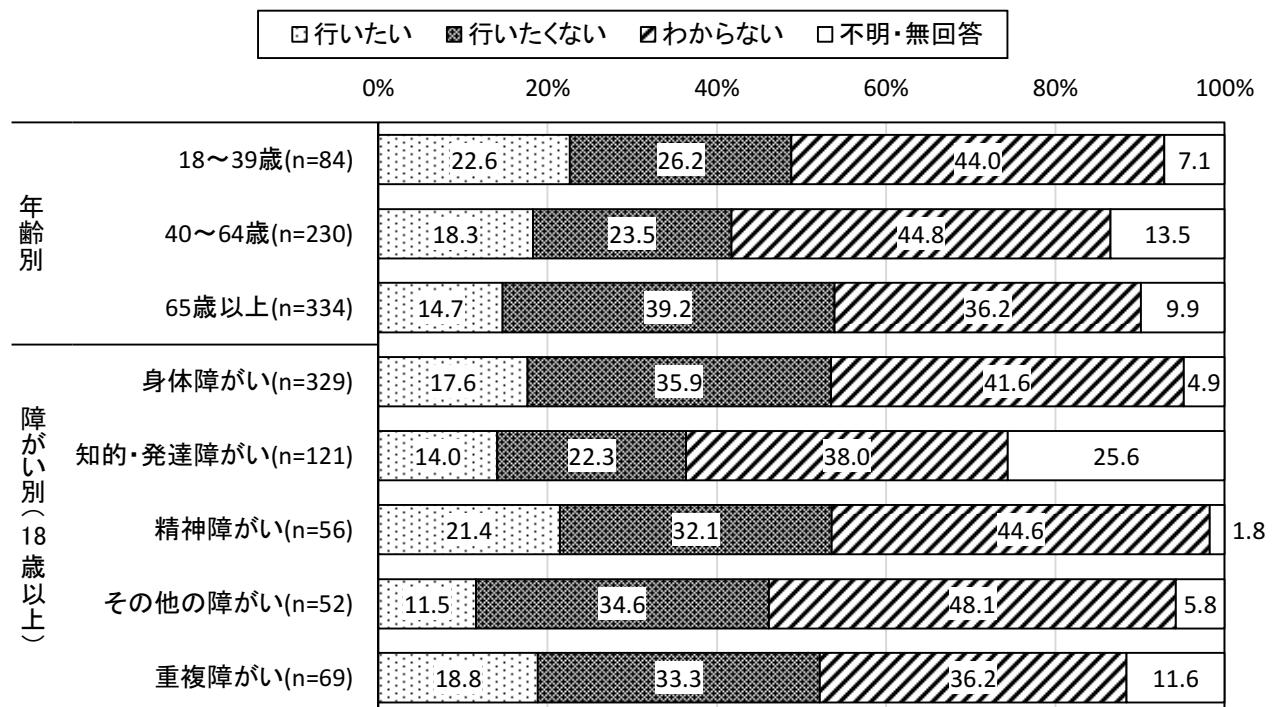
団体・事業所アンケートでは、スポーツや文化活動に対する機会の提供や情報の提供について意見が出ています。

障がいのある人が個々の興味や趣味に応じて様々なスポーツ・文化活動に参加できるよう機会の提供や、施設整備、指導者の確保等の環境づくりに取り組み、だれもが、いつでも、どこでもスポーツ・文化活動に親しめるよう取り組んでいきます。

スポーツ実施率



運動・スポーツの今後の意向



■具体的な取組

施策項目	施策内容	担当課
①各種スポーツ・文化活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ サウンドテーブルテニスやフライングディスク等の大会への参加を回覧広報等で広く呼びかけていくとともに、自立支援協議会くらし部会等の枠組みも活用し、当事者が主役となる事業の実施を支援していきます。 	社会福祉課
②スポーツ・文化施設環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある人にとって利用しやすい施設となるよう、整備に努めるとともに、障がい者スポーツ備品の整備を進めています。 	スポーツ推進課 生涯学習課
③スポーツ指導者等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者スポーツ団体と地区スポーツ推進委員を中心に人材の養成・確保に努めています。 	スポーツ推進課
④総合型地域スポーツクラブの普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全小学校区で設立されているスポーツクラブ21（総合型地域スポーツクラブ）等の地域におけるスポーツ活動を支援するとともに、関西福祉大学とも連携してクラブの普及・啓発に努めています。 	スポーツ推進課
⑤生涯学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民にとって最も身近な学習拠点である公民館や図書館、博物館等の社会教育施設において、障がいのある人をはじめ、あらゆる市民ニーズに対応した講座等を開催し、生涯学習機会の充実に努めます。 	生涯学習課 中央公民館 図書館
⑥生涯学習施設の計画的改修	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の公民館等の計画的な改修・設備のバリアフリー化を進め、利用しやすい施設づくりに努めます。 	中央公民館

(3) 余暇活動の場の確保

暮らしの豊かさやこころのゆとり、楽しみを日々感じることができるようにするためにには、余暇の時間が大事です。

団体・事業所アンケートでは、楽しむための様々な機会や場を求める声が多く、具体的には親子で参加できるものや、同じ障がいのある人でのグループ活動やサークル、障がいの有無に関わらず楽しめるイベントなど、様々な意見が出ています。また、就労後や福祉サービス利用後の時間を持て余している人が多く、気軽に集える場などを求める声も多くみられました。

障がいのある人の余暇活動の充実を図るため、余暇活動のきっかけや仲間づくりの機会が拡充できるように取り組みます。

■具体的な取組

施策項目	施策内容	担当課
①活動機会の提供	○ 地域活動支援センターなど、障がいのある人が気兼ねなく集える場と余暇活動を支援できる人材の確保について検討していきます。	社会福祉課
②当事者団体等の周知・啓発	○ 障がいのある人の当事者団体と情報交換する場を設けるとともに、活動内容を周知し、広く市民に障がいへの理解が深まるよう、取り組んでいきます。	社会福祉課

第3編

第5期赤穂市障がい福祉計画
第1期赤穂市障がい児福祉計画

トビラ裏

第1章 計画の基本理念等

1 計画の目的等

第5期赤穂市障がい福祉計画（以下、「第5期障がい福祉計画」という。）は障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」で、第1期赤穂市障がい児福祉計画（以下、「第1期障がい児計画」という。）は児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」になります。

策定にあたっては、国の基本指針及び兵庫県の策定方針に沿って策定するもので、平成32年度までの障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業のサービス見込量を示すものになります。

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするために、生活に必要な各サービスを確保しつつ、赤穂市障がい者福祉プランで定めている様々な分野における施策と連動させながら、障がいのある人の生活を支えていく必要があります。

国の基本指針等を踏まえつつ、赤穂市障がい者福祉プランと一体的に第5期障がい福祉計画、第1期障がい児計画を進めていきます。

2 計画の期間

本計画のうち、第3次赤穂市障がい者福祉プランは、平成30年度から平成35年度までの6年間です。

また、赤穂市障がい福祉計画及び赤穂市障がい児福祉計画は3か年計画であるため、平成30年度から平成32年度までの3年間です。

ただし、社会情勢やニーズの変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
赤穂市障がい者福祉長期計画						
市町村 障害者計画	第3次赤穂市障がい者福祉プラン					
市町村 障害福祉計画	見直し					
市町村 障害児福祉計画	第5期赤穂市障がい福祉計画			第6期赤穂市障がい福祉計画		
	見直し			見直し		
	第1期赤穂市障がい児福祉計画			第2期赤穂市障がい児福祉計画		
	見直し			見直し		

3 基本方針

国が示した基本指針における障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方を踏まえながら、必要な障害福祉サービス等を提供するための体制の計画的な整備に努めます。

(1) 訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実を図り、必要な訪問系サービスの保障に努めます。

(2) 希望する障がいのある人への日中活動系サービスの保障

希望する障がいのある人等に日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センター）の充実を図り、希望する日中活動系サービスの保障に努めます。

(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

また、地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点の整備を図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めていくとともに、市内の企業における障がい者雇用に対する理解の促進に努めます。

(5) 相談支援体制の充実

障がいのある人の自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、相談体制の構築が必要であるため、基幹相談支援センターを中心とした相談体制のさらなる充実に努めます。

(6) 障がいのある子どもを支援する体制の確保

子ども・子育て支援法に基づく教育、保育等の状況を踏まえ、障がいのある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援が身近な地域で提供できる体制の構築に努めます。

第2章 地域生活または一般就労への移行の数値目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成28年度末時点の福祉施設に入所している障がいのある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人の数を見込み、その上で、平成32年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定することとなります。

目標値の設定にあたっては、平成28年度末時点の施設入所者数の9パーセント以上が地域生活へ移行することと、これに合わせて平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2パーセント以上削減することが基本とされています。

国の基本的な考え方を踏まえ、以下の通り目標を設定します。

目標数値

項目	数値	考え方
平成28年度末の施設入所者(A)	62人	
地域生活移行者目標数	6人	(A)×9%＝5.58人
入所者削減目標数	3人	(A)×2%＝1.24人
目標年度(平成32年度末)の施設入所者数	59人	

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

第4期赤穂市障がい福祉計画策定の際は「入院中の精神障がい者の地域生活への移行」が目標となっていましたが、第5期障がい福祉計画では「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」が新たな目標となっています。

具体的には「障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置」が目標となっているため、関係機関とともに協議の場を設置し連携体制の強化を図ります。

3 地域生活支援拠点等の整備

第4期赤穂市障がい福祉計画策定時の国的基本指針において、市町村または各圏域で少なくとも一つを整備することが目標となっています。本市においては、平成29年度に基幹相談支援センターを開設し、市内のサービス提供事業所や関係機関と顔の見える関係性を築くとともに、拠点整備に向けた検討を進めています。

整備にあたって、第5期障がい福祉計画期間中に、相談支援の充実、緊急時の受入れ体制の確保や、親亡き後の生活、余暇支援の確保等について関係機関や関係団体と協議を進めるなど、拠点のあり方について検討していきます。

4 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行に関する目標として、国的基本指針では

- ① 平成32年度中に平成28年度実績の1.5倍以上が福祉施設から一般就労へ移行することを基本とする。
 - ② 平成32年度末における就労移行支援事業の利用者を平成28年度末の利用者から2割以上増加することをめざす。
 - ③ 平成32年度末において就労移行支援事業の利用者のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることをめざす。
 - ④ 就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。
- とされています。

国の基本指針に即し、平成28年度の実績を踏まえ、以下の通り目標を設定します。

目標数値

項目	数値	考え方
平成28年度の福祉施設から一般就労への移行者(A)	9人	
平成28年度末の就労移行支援の利用者(B)	7人	
平成28年度末の就労移行支援事業所(C)	3か所	
平成32年度の福祉施設から一般就労への移行者	14人	(A) × 1.5倍 = 13.5人
平成32年度末の就労移行支援の利用者(B)	9人	(B) × 2割 = 1.4人 1.4人 + 現在の利用者 = 8.4人
就労移行率の高い支援事業所の増加 (就労移行率3割以上の事業所を全体の5割以上)	2か所	(C) × 5割 = 1.5か所

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制の整備等に関する目標として、国の基本指針では

- ① 平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ② 平成 32 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ③ 平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- ④ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上で、圏域での設置であっても差し支えない。

とされています。

国の基本指針及び兵庫県の方針に即して、以下のとおり目標を設定します。

目標数値

項目	単位	平成 32 年度までの目標	考え方
児童発達支援センターの整備	整備 か所数	1 か所	圏域で児童発達支援センターたんぽぽに委託を継続する。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築	構築	圏域で児童発達支援センターたんぽぽに委託を継続する。
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備	整備 か所数	1 か所	開設に向けて働きかけを行う。
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの整備	整備 か所数	1 か所	開設に向けて働きかけを行う。
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置	設置	設置	自立支援協議会こども部会を協議の場として活用する。

6 市から障害者就労施設等への優先発注の促進

本市では、障害者就労施設等が提供する物品等に対する受注機会の拡大を図り、就労する障がいのある人の自立の促進を図るため、調達方針を定め、優先的な発注の促進に努めていきます。

目標数値

項目	平成 32 年度までの目標	
障害者就労施設等との随意契約による事業委託等	12 件／年	1,650 千円

第3章 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策

第5期赤穂市障がい福祉計画

1 訪問系サービス

訪問系サービスの見込みにあたっては、各サービスの利用実績を踏まえ、アンケートにおける利用希望の状況を勘案しながら、平成29年度は全体で1,665時間、78人の利用を見込みます。

在宅生活を送る上で、訪問系サービスは身近で重要なサービスであることから、事業所と連携を図りながら必要なサービス量の確保に努めていきます。

サービス名	単位	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	総利用時間 (時間／月)	791	768	780	780	780	780
	実利用者数 (人／月)	50	51	49	50	50	50
重度訪問介護	総利用時間 (時間／月)	0	0	8	10	20	20
	実利用者数 (人／月)	0	0	1	1	2	2
同行援護	総利用時間 (時間／月)	764	802	788	794	800	809
	実利用者数 (人／月)	24	24	24	24	24	24
行動援護	総利用時間 (時間／月)	87	87	89	90	90	90
	実利用者数 (人／月)	4	4	4	4	4	4
重度障害者等 包括支援	総利用時間 (時間／月)	0	0	0	0	0	0
	実利用者数 (人／月)	0	0	0	0	0	0
合計	総利用時間 (時間／月)	1,642	1,657	1,665	1,674	1,690	1,699
	実利用者数 (人／月)	78	79	78	79	80	80

(1) 居宅介護

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

利用は各年で増減している状況にあることから、平成 29 年実績を勘案し、サービス量を見込むものとします。

サービス名	単位	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績見込)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護	総利用時間 (時間／月)	791	768	780	780	780	780
	実利用者数 (人／月)	50	51	49	50	50	50

市内サービス提供事業所 3 事業所 (平成 29 年 12 月現在)

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人であって常時介護を要する人につき、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

平成 29 年度に利用があったことから、平成 30 年度以降に希望がある場合は、事業所と調整しサービスの提供に努めます。

サービス名	単位	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績見込)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
重度訪問介護	総利用時間 (時間／月)	0	0	8	10	20	20
	実利用者数 (人／月)	0	0	1	1	2	2

市内サービス提供事業所 3 事業所 (平成 29 年 12 月現在)

(3) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつや食事等の介護等の必要な援助を行います。

これまで利用がほぼ横ばいであることを勘案し、同水準を見込むものとします。

サービス名	単位	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績見込)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
同行援護	総利用時間 (時間／月)	764	802	788	794	800	809
	実利用者数 (人／月)	24	24	24	24	24	24

市内サービス提供事業所 1 事業所（平成 29 年 12 月現在）

(4) 行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を有する人で、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護等の援助を行います。

市内にサービス提供事業所がなく、これまで利用がほぼ横ばいであることから、同数を見込むものとします。

サービス名	単位	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績見込)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
行動援護	総利用時間 (時間／月)	87	87	89	90	90	90
	実利用者数 (人／月)	4	4	4	4	4	4

市内サービス提供事業所 なし（平成 29 年 12 月現在）

(5) 重度障害者等包括支援

常時介護を有する人で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有する人につき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。

市内にサービス提供事業所がなく、現在利用者もいないことから、サービス量は見込まないものとしますが、希望があった場合は市外事業所の利用で対応します。

サービス名	単位	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
重度障害者等 包括支援	総利用時間 (時間／月)	0	0	0	0	0	0
	実利用者数 (人／月)	0	0	0	0	0	0

市内サービス提供事業所 なし (平成29年12月現在)

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常時介護を要する障がいのある人につき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供等必要な援助を行います。

生活介護は利用が横ばいの傾向にあり、事業所アンケートで、今後整備を予定する事業所を勘案し、実利用者数の増を見込みます。

本サービスは、ほかの日中活動系サービスと比べ利用が多い状況にあり、希望が多いサービスであることから、利用者の障がいの状況に応じた質の高いサービスが提供できる事業所の確保に努めます。

サービス名	単位	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	延利用者数 (人日／月)	2,251	2,223	2,257	2,255	2,337	2,375
	実利用者数 (人／月)	118	118	118	118	123	125

市内サービス提供事業所 5事業所 (平成29年12月現在)

(2) 自立訓練（機能訓練）

身体障がいまたは難病等の対象者につき、障害福祉サービス事業所または居宅を訪問して、理学療法、作業療法等のリハビリテーション等の支援を行います。

自立訓練（機能訓練）は平成28年度の利用ではなく、平成27年度、平成29年度は1人と利用は少なく、また市内にサービス提供事業所はない状況です。

第5期障がい福祉計画においては、平成32年度までの各年度で1人を見込むものとします。

サービス名	単位	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練 (機能訓練)	延利用者数 (人日／月)	11	0	10	7	7	7
	実利用者数 (人／月)	1	0	1	1	1	1

市内サービス提供事業所 なし（平成29年12月現在）

(3) 自立訓練（生活訓練）

知的障がいまたは精神障がいのある人につき、障害福祉サービス事業所または居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練等を実施します。

自立訓練（生活訓練）は平成27年度では利用者はなく、平成28年度、平成29年度の利用者は1人となっています。

市内にサービス提供事業所がないため、第5期障がい福祉計画期間は各年度1人を見込みます。

サービス名	単位	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練 (生活訓練)	延利用者数 (人日／月)	0	12	10	10	10	10
	実利用者数 (人／月)	0	1	1	1	1	1

市内サービス提供事業所 なし（平成29年12月現在）

(4) 就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人につき行われる、生産活動、職場体験等就労に必要な知識や訓練、その適性に応じた職場の開拓、就職後行われる職場の定着のために必要な相談等の支援を行います。

これまでの利用実績を踏まえ、平成 32 年度までの各年度で 9 人を見込みますが、福祉施設から一般就労を進めるためにも、本事業の利用促進を図るとともに、就労関係機関との連携を推進します。

サービス名	単位	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績見込)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労移行支援	延利用者数 (人日／月)	137	115	126	130	130	130
	実利用者数 (人／月)	8	6	7	9	9	9

市内サービス提供事業所 3 事業所（平成 29 年 12 月現在）

(5) 就労継続支援 A 型

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人につき行われる、生産活動や活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

就労継続支援 A 型事業所は、年々利用が増えている状況も踏まえ、平成 32 年度で 57 人を見込みます。

今後は、市内の企業と連携できる方策や新たな仕事の開拓に向け、サービス提供事業所との連携強化を図ります。

サービス名	単位	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績見込)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労継続支援 A型	延利用者数 (人日／月)	713	830	966	1,020	1,060	1,140
	実利用者数 (人／月)	34	41	49	51	53	57

市内サービス提供事業所 3 事業所（平成 29 年 12 月現在）

(6) 就労継続支援B型

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人で、就労移行支援事業等を利用したが一般就労に結びつかない人等で、生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上、維持のために必要な訓練等を行います。

就労継続支援B型事業の利用は年によって増減がありますが、居場所的な側面をもつサービスであること等により、過去から急激に利用者が増加したサービスです。

本サービスは利用ニーズも高いことから、平成32年度で125人を見込むものとします。

サービス名	単位	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労継続支援 B型	延利用者数 (人日／月)	1,801	1,959	1,880	1,920	1,936	2,000
	実利用者数 (人／月)	111	124	118	120	121	125

市内サービス提供事業所 8事業所（平成29年12月現在）

(7) 就労定着支援

【平成30年4月～】

就労に向けた一定の支援を受けて、通常の事業所に新たに雇用された障がいのある人につき、一定の期間にわたり、就労の継続を図るために必要な事業主、障害福祉サービス事業所、医療機関等との連絡調整を行います。

就労定着支援は就労移行支援等の利用から一般就労した人に対して、当該事業所が継続的に関わることが重要であると考えられるため、現在の就労移行支援事業所等に開設の働きかけを行います。

一般就労への移行者数を勘案し、平成32年度で5人を見込むものとします。

サービス名	単位	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労定着支援	実利用者数 (人／月)	-	-	-	3	4	5

(8) 療養介護

常時介護を要するA L S患者や重症心身障がい者等につき、病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、日常生活上の世話等の援助を行います。

療養介護の利用者は毎年度7人で、市内にサービス提供事業所はありませんが、今後の利用希望を勘案し、平成32年度における利用者数を9人見込みます。

サービス名	単位	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
療養介護	実利用者数 (人／月)	7	7	7	8	8	9

市内サービス提供事業所 なし (平成29年12月現在)

(9) 短期入所（ショートステイ）

居宅においてその介護を行う人の疾病等の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人につき、当該施設に短期間の入所をさせて行われる、入浴、排せつ及び食事の介護等の支援を行います。

短期入所の利用実績は、各年度で増減している状況ですが、アンケート、団体・事業所アンケートにおいて利用ニーズが高いため、必要なサービス提供体制の確保に努めます。

サービス名	単位	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所	延利用者数 (人日／月)	103	175	129	144	144	156
	実利用者数 (人／月)	15	21	17	20	20	22

市内サービス提供事業所 4事業所 (平成29年12月現在)

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

【平成 30 年 4 月～】

施設入所支援または共同生活援助を受けていた障がいのある人につき、居宅における自立した生活を営むまでの各般の問題について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問により、または随時通報を受けて相談に応じ、必要な情報提供や助言の援助を行います。

福祉施設からの地域移行の状況を勘案し、サービス提供事業所開設に向けた働きかけをしつつ、平成 32 年度で 2 人を見込みます。

サービス名	単位	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績見込)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	実利用者数 (人／月)	-	-	-	0	1	2

(2) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営むべき住居に入居している障がいのある人につき、主として夜間において、入浴、排せつ、食事の介護、相談等の援助を行います。

共同生活援助の利用実績は横ばいの状況にあり、市内サービス提供事業所は 3 か所となっています。

本サービスに対する希望は多く、また障がいのある人の自立促進や地域生活への移行を進める上でも本サービスの確保は重要であると考えています。

事業所アンケートで、今後整備を検討している事業所がみられることから、現在の利用状況を加味しつつ、平成 32 年度で 50 人を見込みます。

サービス名	単位	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績見込)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
共同生活援助	実利用者数 (人／月)	38	43	39	45	45	50

市内サービス提供事業所 3 事業所（平成 29 年 12 月現在）

(3) 施設入所支援

施設に入所する障がいのある人につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介助、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。

地域移行が進む中、施設入所の利用者は減少傾向にありますが、本サービスを必要とする人は一定数みられることから、平成 32 年度までの各年度で 60 人を見込むものとします。

サービス名	単位	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績見込)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
施設入所支援	実利用者数 (人／月)	64	62	61	60	60	60

市内サービス提供事業所 3 事業所（平成 29 年 12 月現在）

4 相談支援

(1) 計画相談支援

●サービス利用支援

- ①障害福祉サービスの申請等を受け、障がいのある人等の心身の状況やその置かれている環境、サービスの利用に関する意向等を勘案し、利用する障害福祉サービスや地域相談支援の種類、内容等を記載した「サービス等利用計画案」を作成します。
- ②支給決定等の後、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、支給決定にかかるサービスの内容等を記載した「サービス等利用計画」を作成します。

●継続サービス利用支援

支給決定等の有効期間内において、サービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、モニタリング期間ごとに、利用状況を検証し、意向等を勘案した上で計画の見直しを行い、関係者等との連絡調整等を行います。

平成 27 年度より、障害福祉サービスの利用に計画相談支援が必須となりました。障害福祉サービス利用者の増加に対応するため、新たな相談支援事業所や相談支援専門員の増員等が急務となっています。

平成 32 年度には、62 人を見込み、新たな事業所開設等に向けて働きかけを行います。

サービス名	単位	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績見込)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	実利用者数 (人／月)	41	55	55	58	60	62

市内サービス提供事業所 2 事業所（平成 29 年 12 月現在）

(2) 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がいのある人及び精神科病院に入院している精神障がいのある人を対象に、住居の確保や地域移行に向けた相談等の支援など、段階的に地域移行に向けた様々な支援を行うサービスです。

近年利用実績はありませんが、地域移行を促進するため、希望があった際はサービス提供事業所と連携し、必要な支援を行います。

サービス名	単位	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績見込)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域移行支援	実利用者数 (人／月)	0	0	0	1	1	1

市内サービス提供事業所 1 事業所（平成 29 年 12 月現在）

(3) 地域定着支援

居宅において単身及び家庭の状況等により、同居している家族による支援が受けられない障がいのある人の地域定着に向け、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等の相談や緊急訪問、緊急対応を行うサービスです。

市内にサービス提供事業所がないこともあり利用実績はありませんが、地域での生活を定着させるため、地域生活支援拠点等の整備と合わせて検討していきます。

サービス名	単位	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績見込)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域定着支援	実利用者数 (人／月)	0	0	0	0	1	1

市内サービス提供事業所 なし（平成 29 年 12 月現在）

第4章 障がいのある子どもに対するサービスの見込量と今後の方策

第1期赤穂市障がい児福祉計画

1 障害児通所支援

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、平成30年度から事業所指定の際に総量規制が導入され、計画に定める各年度の延利用者数に達した場合等は、兵庫県により事業所等の指定がなされない場合があります。

(1) 児童発達支援

特別な支援が必要と認められる就学前の子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の必要な支援を行います。

早期支援が重要視されていることもあります。児童発達支援は年々利用児が増加している状況です。アンケートにおいても本サービスに対する利用ニーズが高く、各関係機関との連携が図れていますから、平成32年度で104人のサービス利用を見込むとともに、サービス提供事業所の確保等受け入れ体制の充実に努めます。

サービス名	単位	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	延利用者数 (人日／月)	409	432	555	635	711	786
	実利用者数 (人／月)	59	63	74	84	94	104

市内サービス提供事業所 3事業所（平成29年12月現在）

(2) 医療型児童発達支援

児童発達支援において、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援を行います。

医療型児童発達支援の利用はない状況ですが、今後事業所開設等に向けた働きかけを行います。

サービス名	単位	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
医療型 児童発達支援	延利用者数 (人日／月)	0	0	0	0	0	10
	実利用者数 (人／月)	0	0	0	0	0	1

市内サービス提供事業所 なし (平成29年12月現在)

(3) 放課後等デイサービス

特別な支援が必要と認められる就学後の子どもに、授業の終了後または学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

児童発達支援の利用児の増加に比例して、放課後等デイサービスの利用児も年々増加している状況です。

本サービスも利用ニーズが高いため、平成32年度で65人のサービス利用を見込むとともに、サービス提供事業所の確保等受け入れ体制の充実に努めます。

サービス名	単位	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
放課後等 デイサービス	延利用者数 (人日／月)	423	431	507	610	663	696
	実利用者数 (人／月)	45	43	47	57	62	65

市内サービス提供事業所 4事業所 (平成29年12月現在)

(4) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、特別な支援が必要と認められる子どもに、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

これまでの利用状況を勘案し、平成32年度までの各年度で1人を見込むものとします。

サービス名	単位	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所等 訪問支援	延利用者数 (人日／月)	1	1	1	1	1	1
	実利用者数 (人／月)	1	1	1	1	1	1

市内サービス提供事業所 なし（平成29年12月現在）

(5) 居宅訪問型児童発達支援

【平成30年4月～】

障害児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な子どもにつき、発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与等の支援を行います。

第1期障がい児計画においてはサービスを見込まないものとし、利用ニーズを把握しながら、サービスの必要性について検討します。

サービス名	単位	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅訪問型 児童発達支援	延利用者数 (人日／月)	-	-	-	0	0	0
	実利用者数 (人／月)	-	-	-	0	0	0

2 障害児相談支援

(1) 障害児相談支援

●障害児支援利用援助

- ①通所給付決定の申請等を受け、障がいのある子どもの心身の状況やその置かれている環境、障害児通所支援の利用に関する意向等を勘案し、利用する障害児通所支援の種類、内容等を記載した「障害児支援利用計画案」を作成します。
- ②通所給付決定等の後、指定障害児通所支援事業者等との連絡調整等の便宜を供与とともに、支給決定にかかる障害児通所支援の内容等を記載した「障害児支援利用計画」を作成します。

●継続障害児支援利用援助

通所給付決定の有効期間内において、障害児支援利用計画が適切であるかどうかにつき、モニタリング期間ごとに、利用状況を検証し、意向等を勘案した上で計画の見直しを行い、関係者等との連絡調整等を行います。

障害児相談支援は、障害児通所支援の利用児数に比例し増加しており、新たな相談支援事業所や相談支援専門員の増員が急務となっています。

平成32年度には、25人を見込み、新たな事業所開設等に向けて働きかけを行います。

サービス名	単位	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児 相談支援	実利用者数 (人／月)	17	17	18	20	20	25

市内サービス提供事業所 1事業所（平成29年12月現在）

(2) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケアが必要な障がいのある子ども（医療的ケア児）が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制を整備する必要があります。

第1期障がい児計画期間内に、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置に向け、関係機関と検討していきます。

サービス名	単位	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置 人数 (人)	-	-	-	0	0	1

第5章 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障がいのある人が基本的人権を享有できる個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、市の実情や利用者の状況等に応じた柔軟な形態により実施することとされています。

ニーズに合わせた事業の実施を検討することとし、各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び事業の見込みと、その確保の方策について、次のとおり定めます。

1 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいや障がいのある人への理解を深めるため研修や啓発を通じて地域住民等への働きかけを強化することにより共生社会の実現を図ります。

アンケートや団体・事業所アンケートにおいて、障がいや障がいのある人に対する理解を求める声が大きく、理解促進は本計画において最重要課題であることから、障がいへの理解を深めるための研修・啓発事業の実施に取り組みます。

サービス名	単位	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・ 啓発事業	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

2 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより共生社会の実現を図ります。

基幹相談支援センターを中心に、団体や地域住民の自発的な活動の側面支援に取り組みます。

サービス名	単位	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自発的活動 支援事業	実施の 有無	未実施	未実施	実施	実施	実施	実施

3 相談支援事業

(1) 障害者相談支援事業

障がいのある人等の福祉に関する各般の問題につき、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービス等の利用支援等の必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整や権利擁護のために必要な援助を行います。

アンケート、団体・事業所アンケートにおいても、相談体制の充実を求める声が多く寄せられています。

相談支援には、高い専門性・即応性・継続性が求められることから、基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所、関係部署や関係機関と連携を図り、ニーズに合わせた相談支援を行います。

事業名	単位	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者 相談支援事業	実施 か所数	1	1	1	1	1	1

(2) 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として相談等の業務を総合的に行います。

基幹相談支援センターと連携し、本市における相談体制の充実を図ります。

センターの役割である総合的な相談業務のほか、理解促進・啓発や自立支援協議会や専門部会の運営、相談支援事業所との連絡調整、地域生活支援拠点等の中心的な役割を担います。

事業名	単位	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
基幹相談支援 センター	設置の 有無	未設置	未設置	設置	設置	設置	設置

(3) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃借契約による一般住宅への入居を希望される障がいのある人が、保証人がいない等の理由により入居が困難な場合に、入居に必要な調整等にかかる支援を行います。

基幹相談支援センターを中心に必要な支援を行います。

事業名	単位	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績見込)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
住宅入居等 支援事業	実施の 有無	未実施	未実施	実施	実施	実施	実施

4 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービス利用の観点から、成年後見制度を利用するすることが有用であると認められる知的障がいや精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援します。

西播磨成年後見支援センターと連携を図りながら、知的障がい、精神障がいのある人の成年後見制度の利用を支援し、本人が希望する自立した日常生活を営むことができるよう取り組んでいきます。

平成 29 年度において利用が 1 人であることから、平成 32 年度までの各年度で 1 人を見込みます。

事業名	単位	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績見込)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度 利用支援事業	実利用者数 (人／年)	1	0	1	1	1	1

5 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

成年後見制度を実施できる法人への働きかけを行い、法人後見の活動を支援します。

事業名	単位	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有無	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施

6 意思疎通支援事業

聴覚・言語機能、音声機能、視覚その他の障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

市社会福祉課窓口に、手話通訳者の設置を継続し、障がいのある人の意思疎通の支援や派遣事業のコーディネート等を行います。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、聴覚障がいのある人等の社会参加に伴い、今後も増加する見込みとしています。

また、平成30年度より、手話言語条例を制定し、意思疎通支援事業のさらなる充実を図るとともに、聴覚障がいのある人や手話への理解を深めていきます。

事業名	単位	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	実利用件数	109	130	126	130	135	141
手話通訳者 設置事業	実設置者数	1	1	1	1	1	1

7 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得できる人を養成し、意思疎通を図ることに支障がある人の自立した日常生活または社会生活を営むことができるようになります。

手話奉仕員養成研修事業は、専門性の高い意思疎通支援を行う人の養成を目的として、毎年度20人前後の希望者を対象に研修を行っており、第5期障がい福祉計画では平成32年度までの各年度で17人の修了を見込み、手話通訳者の養成に努めます。

事業名	単位	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話奉仕員養成研修事業	研修修了者数	15	17	16	17	17	17

8 日常生活用具給付等事業

障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することで、日常生活の便宜を図ります。

これまでの利用実績を踏まえ、平成32年度で697件を見込みます。

事業名	単位	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日常生活用具給付等事業	給付件数	518	545	631	645	668	697
介護・訓練支援用具	給付件数	9	0	4	2	2	2
自立生活支援用具	給付件数	10	6	7	6	6	6
在宅療養等支援用具	給付件数	13	16	12	12	12	13
情報・意思疎通支援用具	給付件数	7	9	11	10	12	14
排泄管理支援用具	給付件数	477	511	593	610	630	655
居宅生活動作補助用具	給付件数	2	3	4	5	6	7

9 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

移動支援事業の利用は増加の傾向にあるため、平成32年度で1,434時間、37人の利用を見込みます。

事業名	単位	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	実利用者数 (人／年)	32	39	34	35	36	37
	延利用時間 (時間／年)	1,236	1,393	1,340	1,371	1,402	1,434

10 地域活動支援センター

地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を提供し、障がいのある人の地域における日中活動を支援します。

市内では、「さんぽみち」(医療法人千水会)と「みのり赤穂」(社会福祉法人みのり)に対し、継続して運営費を補助します。

事業名	単位	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センター	実施か所数	2	2	2	2	2	2
	実利用者数 (人／年)	123	112	105	105	110	115

11 その他事業

(1) 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行うとともに、家族の就労支援や一時的な休息を図ります。

日中一時支援事業の利用は増加傾向にあることから、平成32年度は39人の利用を見込みます。

事業名	単位	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中一時支援事業	実利用者数 (人／年)	21	26	30	33	36	39
	延利用回数 (回／年)	715	971	1,212	1,323	1,449	1,575

(2) 点字・声の広報等発行事業

赤穂市社会福祉協議会に委託し、文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳・音訳等、わかりやすい方法により、市広報等の情報を定期的または必要に応じて提供します。

事業名	単位	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
点字・声の広報等発行事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(3) 訪問型歩行訓練事業

視覚障がいのある人に対して歩行訓練士を派遣し、日常生活圏等において個々の生活に応じた歩行訓練を実施します。

平成32年度までの各年度で、1人の利用を見込みます。

事業名	単位	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問型歩行訓練事業	実利用者数 (人／年)	0	3	1	1	1	1

(4) 訪問入浴サービス事業

居宅において入浴することが困難な重度身体障がいのある人等に対し、居宅の訪問による入浴サービスを提供します。

平成28年度から始まった事業であり、平成32年度までの各年度で、1人の利用を見込みます。

事業名	単位	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴サービス事業	実利用者数 (人／年)	—	1	1	1	1	1

資料編

トビラ裏

1 赤穂市障害者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 市長は、障がいの有無にかかわらず、すべての市民がお互いに人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第1号に規定する事業（以下「相談支援事業」という。）をはじめとする赤穂市の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として赤穂市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障がい者施策全般にわたる関係機関相互の連携と課題解決に関すること
- (2) 赤穂市障がい福祉計画等の進捗状況について、点検及び評価すること
- (3) 処遇困難ケースの検討に関すること
- (4) 相談支援事業者の中立及び公平性の確保に関すること
- (5) 新たに取り組むべき地域課題への対応に関すること
- (6) 関係機関の職員等に対する研修に関すること
- (7) その他市長が必要と認めること

(組織)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる区分により市長が委嘱する。

- (1) 障がい者福祉に関する各種団体等に属する者
- (2) 障がい者福祉に関する機関等に属する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
3 会長に事故あるときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は市長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 委員が、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
3 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合で、協議会において公開しないと決めたときはこの限り

でない。

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(専門部会等)

第8条 市長は、第2条各号に規定する事務のうち特定事項を協議するため必要があると認めるときは、協議会に専門部会又は分科会（以下「専門部会等」という。）を置くことができる。

2 専門部会等の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課がこれを行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

2 要綱の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 赤穂市障害者自立支援協議会委員名簿

選 出 区 分	委 員 氏 名	役職名等
赤穂市社会福祉協議会	小 寺 康 雄	理事長
兵庫県立赤穂特別支援学校	原 田 芳 彰	校長
龍野公共職業安定所赤穂出張所	岡 田 憲 明	出張所長
医療法人千水会	深 井 光 浩	赤穂仁泉病院長
西播磨障害者就業・生活支援センター	大 野 孝 彦	主任就業支援員
赤穂市身体障害者福祉協会	木 村 佳 史	会長
赤穂市手をつなぐ育成会	長谷部 隆 司	会長
社会福祉法人みのり	溝 端 善 子	施設長
重症心身障害児（者）の会スマイル	富 田 千 賀	
社会福祉法人愛心福祉会	中 川 裕美子	園長
赤穂商工会議所	小 田 正 勝	専務理事
兵庫県西播磨県民局赤穂健康福祉事務所	柿 本 裕 一	所長
赤穂市教育委員会	入 潮 賢 和	指導課長
公募委員	勝 原 建 夫	
公募委員	前 田 智 子	

任期：平成30年3月31日まで

会 長：小寺 康雄

事務局：健康福祉部社会福祉課

3 赤穂市障がい者福祉長期計画策定経過

期日等	内容（計画策定関係部分）
平成 29 年 6 月 10 日～6 月 28 日 団体・事業所アンケート調査の実施	【依頼数】47 件（障がい者団体等 6 件、サービス提供事業所 28 件、関係機関 13 件） 【回答数】47 件
平成 29 年 6 月 30 日 第 1 回 赤穂市障害者自立支援協議会	(1) 第 5 期障害福祉計画にかかる国の基本指針の見直しについて (2) 計画策定の概要及びスケジュールについて (3) アンケート調査等の実施について
平成 29 年 7 月 5 日～7 月 28 日 アンケート調査の実施	【調査の種類】①18 歳未満②18 歳以上 【対象者】障がい者手帳、自立支援医療（精神通院医療）、障害福祉サービス等の受給者証を所持している人 【抽出方法】①悉皆調査②無作為抽出 【調査方法】郵送による配布・回収 【配布数】①225 件②1,600 件 【回収数】①136 件②990 件 【回収率】①60.4%②61.9%
平成 29 年 7 月 7 日 ～平成 29 年 7 月 14 日 団体・事業所ヒアリング調査の実施	【実施数】9 件（障がい者団体等 2 件、サービス提供事業所 6 件、関係機関 1 件）
平成 29 年 9 月 20 日 第 2 回 赤穂市障害者自立支援協議会	(1) アンケート調査結果について (2) 団体・事業所アンケート、ヒアリング調査結果について (3) 計画骨子（基本理念、基本目標、施策の体系）について
平成 29 年 11 月 7 日 第 3 回 赤穂市障害者自立支援協議会	(1) 第 3 次赤穂市障がい者福祉プランについて (2) 第 5 期赤穂市障がい福祉計画／第 1 期赤穂市障がい児福祉計画について
平成 29 年 11 月 29 日 第 4 回 赤穂市障害者自立支援協議会	(1) 赤穂市障がい者福祉長期計画（案）について (2) パブリックコメントの実施について
平成 29 年 12 月 15 日 ～平成 30 年 1 月 15 日 パブリックコメントの実施	【周知方法】広報あこう、赤穂市ホームページ 【実施方法】赤穂市ホームページ、各公民館・社会福祉課にて供覧 【寄せられた意見】なし
平成 30 年 2 月 7 日 第 5 回 赤穂市障害者自立支援協議会	(1) パブリックコメントの結果について (2) 最終計画案、概要版について

4 市内障害福祉サービス等事業所

平成 29 年 12 月現在

母体	事業所名	サービス種別
社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団	赤穂精華園成人寮	生活介護 施設入所支援 短期入所 自立訓練(生活訓練)
	赤穂精華園授産寮 ※平成 30 年 1 月 1 日より名称が「赤穂精華園やまびこ寮」に改称されています。	就労移行支援 就労継続支援B型 施設入所支援 短期入所
	赤穂精華園児童寮	生活介護 施設入所支援 短期入所
	赤穂精華園放課後等デイサービスセンター	放課後等デイサービス
	赤穂精華園共同生活援助事業所	共同生活援助
	赤穂精華園相談支援事業所	計画相談支援
	赤穂精華園有年事業所	就労継続支援B型 共同生活援助
	さんぽみち	地域活動支援センター 計画相談支援 地域移行支援
	就労支援センターSORA	就労移行支援 就労継続支援B型
	涼風荘	共同生活援助
赤穂市	赤穂市立さくら園	就労移行支援 就労継続支援B型
	赤穂市児童発達支援事業あしたば園	児童発達支援
社会福祉法人 赤穂市社会福祉協議会	赤穂市社会福祉協議会	居宅介護
	居宅支援事業所	同行援護 重度訪問介護
社会福祉法人みのり	みのり赤穂	地域活動支援センター
	みのり大地	就労継続支援B型
NPO法人フロンティア	就労継続支援A型施設フロンティア	就労継続支援A型
社会福祉法人緑樹福祉会	わかば園	生活介護 就労継続支援B型
	ぶくぶくほーむ	短期入所
	てくてく	放課後等デイサービス
医療法人伯鳳会	生活介護事業所はくほう	生活介護 放課後等デイサービス
	就労継続支援A型施設はくほう	就労継続支援A型
	伯鳳会在宅ケアセンター	居宅介護 重度訪問介護
	はくほう	
社会福祉法人玄武会	就労継続支援A型施設げんぶ	就労継続支援A型
株式会社アトム	ヘルパーステーションアトム	居宅介護 重度訪問介護
NPO法人ピアサポート兵庫	ピアサポート兵庫	生活介護 就労継続支援B型
NPO法人ワーキング net にしほりま	ワーキング西播磨作業所	就労継続支援B型
NPO法人風里	児童発達支援事業所ふうり	児童発達支援
	GENKI-KIDS 風音(かのん)	児童発達支援 放課後等デイサービス

5 用語解説

あ行

赤穂学 [34 ページ]

赤穂市と連携を図り、「地域を知る」「地域の価値を尊重する」「地域の課題を知る」「地域創生を考える」を4本柱で行う関西福祉大学の講義。

アセスメント [49 ページ]

障がいのある人の生活状況や置かれている環境を理解し、生活ニーズの把握や必要なサービスの検討を行うこと。

一般就労 [39 ページ]

労働関係法の適用を受けて一般企業等で働くこと。

か行

介護・訓練支援用具 [20 ページ]

特殊寝台、特殊マットその他の障がいのある人の身体介護を支援する用具並びに障がいのある子どもが訓練に用いるいす等のうち、障がいのある人及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの。（日常生活用具給付等事業）

介護保険サービス [41 ページ]

介護保険により給付を受けることができるサービスで、居宅サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護など）、地域密着型サービス（認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護など）、施設サービス（介護福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院／介護療養型医療施設）、介護予防サービスがあり、利用するには要介護認定を受ける必要がある。

居宅生活動作補助用具 [20 ページ]

障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。（日常生活用具給付等事業）

権利擁護 [24 ページ]

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がいのある人に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

合理的配慮 [27 ページ]

障がいのある人が日常生活や社会生活を過ごす上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために行われる配慮。

国際障害者年 [1ページ]

国際連合が 1981 年（昭和 56 年）を国際障害者年に指定。完全参加と平等をテーマに、障がいのある人の身体的・精神的な社会適合の援助、就労機会の保障、日常生活への参加促進、社会参加権周知の社会教育・情報提供等を目的としている。

こども家庭センター [61 ページ]

児童福祉法第 12 条に規定する児童相談所。兵庫県では平成 17 年 4 月から、広く家庭問題に対応していくため名称を「こどもセンター」から「こども家庭センター」に改称。0 歳から 18 歳未満の子どもと家庭の問題について相談援助活動を展開している。

さ行

在宅療養等支援用具 [20 ページ]

電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障がいのある人等の在宅療養等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。（日常生活用具給付等事業）

指定難病 [13 ページ]

厚生労働省が難病対策のための研究事業において対象としている疾患で、平成 29 年 4 月から障害者総合支援法の対象疾患が 358 疾病に拡大された。

児童福祉法 [2ページ]

児童一般の健全育成と福祉の積極的増進を基本精神とする、児童の福祉に関する基本法。（昭和 22 年 12 月 12 日施行）

重症心身障がい [40 ページ]

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態。

手話通訳者 [19 ページ]

全国統一試験に合格し、都道府県の認定を受けて手話通訳を行う人。手話通訳士は、厚生労働大臣が認定した手話通訳技能認定試験に合格し、手話通訳士として登録を行った人。

障害基礎年金 [42 ページ]

国民年金に加入している間に初診日のある病気や怪我により、障害等級表に基づく障がいの状態にある間、支給されるもの。

障害者虐待防止法 [1ページ]

障がいのある人に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障がいのある人の自立及び社会参加にとって障がい者虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の禁止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障がいのある人に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障がいのある人の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。正式名称「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。

障害者就業・生活支援センター [46ページ]

障がいのある人の身近な地域で、雇用・保健福祉・教育等関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を行う機関。

障害者総合支援法 [1ページ]

障害者自立支援法に代わって施行された法律で、障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障がいのある人の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。正式名称「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。

障害者優先調達推進法 [1ページ]

地方公共団体等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関し、調達方針を策定し、施設等が供給する物品等の需要の促進を図り障がいのある人の自立を促進する法律。正式名称「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。

情報・意思疎通支援用具 [20ページ]

点字器、人工喉頭その他の障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。(日常生活用具給付等事業)

自立支援医療（精神通院医療）[5ページ]

精神疾患（てんかんを含む）の治療のため、通院による精神医療を継続的に要する病状にある人に対して医療費を公費で負担し、軽減する制度。

自立生活支援用具 [20ページ]

入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置その他の障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。(日常生活用具給付等事業)

成年後見制度 [19ページ]

家庭裁判所の手続きを通じて、成年後見人・保佐人等が、障がいにより判断能力が十分でない人を保護するため、その人の身の回りに配慮した財産管理等を行う制度。

た行

地域生活支援拠点 [23 ページ]

障がいのある人の高齢化・重度化等の対応や「親亡き後」を見据え、障がいのある人が地域社会で安心して暮らしていくける社会の実現をめざし、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していくための拠点。

特別支援学校 [25 ページ]

学校教育法に基づき、比較的重度の障がいのある幼児児童生徒を対象とした専門性の高い教育を行う盲学校・ろう学校・養護学校が、平成 19 年度の改正法施行により「特別支援学校」として規定された。

特別支援教育コーディネーター [64 ページ]

学校内の教職員全体の特別支援教育に対する理解のもと、小・中学校または特別支援学校と関係機関の連携協力体制の整備を図る。小・中学校では「学校内の関係者や関係機関との連絡・調整」「保護者に対する学校窓口」、特別支援学校ではこれらに地域支援の機能として「小・中学校等への支援」が加わり、地域内の特別支援教育の核として期待される。

特別障害者手当 [42 ページ]

日常生活において、常時特別の介護を必要とする状態にある 20 歳以上の在宅の重度の障がいのある人に支給される手当。(20 歳未満は障害児福祉手当)

トライアル雇用（障害者試行雇用事業） [49 ページ]

障がいのある人に関する知識や雇用経験がないために、障がいのある人の雇用をためらっている企業等に、試行雇用の形で受け入れてもらい、本格的雇用に取り組むきっかけづくりを行う。

な行

内部障がい [9 ページ]

身体障がいの一種類で、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこうまたは直腸の機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がいが該当する。

は行

排泄管理支援用具 [20 ページ]

紙おむつその他の障がいのある人の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。(日常生活用具給付等事業)

ハザードマップ [71 ページ]

自然災害について、予測される被害の範囲や大きさなどの災害情報や避難場所の位置、緊急連絡先などの避難情報をわかりやすく掲載した地図。

発達障がい [27 ページ]

自閉スペクトラム症、学習障がい（LD）、注意欠如多動症（AD/HD）、そのほかこれに類する脳機能障がいで、その症状が通常低年齢において発現するもの。

パブリックコメント [5ページ]

市等が条例や計画を企画立案する場合に、その計画等の案や、市民等が検討するために必要な事項を公表して、市民等に広く意見を求めるこ。

パラリンピック [30 ページ]

国際パラリンピック委員会が主催する、主に肢体不自由の身体障がいのある人（視覚障がいを含む）を対象とした競技大会。

バリアフリー [30 ページ]

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

ピアカウンセリング [37 ページ]

障がいのある人自身が、自らの体験に基づき、ほかの障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流・問題の解決等を支援する行動。

福祉的就労 [24 ページ]

一般就労が困難な障がいのある人が、就労移行支援や就労継続支援（A型・B型）といったサービス等を利用して働くこと。

福祉のまちづくり条例 [66 ページ]

平成4年10月9日に兵庫県が全国に先駆けて制定した、高齢者・障がいのある人をはじめすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりをめざす条例。

補装具 [70 ページ]

盲人安全つえ・補聴器・義肢・車いす・歩行器など、身体の失われた部分や障がいのある部分を補い、日常生活や働くことを容易にする用具。

ま行

民生委員・児童委員 [24 ページ]

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人で、「児童委員」を兼ねている。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う人。

や行

要約筆記 [19 ページ]

話し手の内容をつかみ、筆記して聴覚障がいのある人に伝えること。

ユニバーサル社会 [34 ページ]

年齢・性別・障がい・文化等の違いに関わりなくだれもが地域社会の一員として支え合う中で安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会。

ユニバーサルデザイン [25 ページ]

バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

ら行

ライフステージ [24 ページ]

幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期など、人の一生を身体的、精神的な発達の段階に応じて区分した各段階。

リハビリテーション [24 ページ]

障がいのある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上をめざす総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず、障がいのある人のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がいのある人の自立と参加をめざすとの考え方。

療育 [25 ページ]

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がいのある子ども・その家族、障がいに関し心配のある人等を対象に、障がいの早期発見・早期治療または訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談・指導・診断・検査・訓練等の支援を行うこと。

レスパイト [40 ページ]

家族を一時的に介護から開放し、日頃の心身の疲れを回復させること。

あこうはいいとこ



赤穂市観光マスコットキャラクター
陣たくん

赤穂市障がい者福祉長期計画

第3次赤穂市障がい者福祉プラン

第5期赤穂市障がい福祉計画

第1期赤穂市障がい児福祉計画

発行：赤穂市健康福祉部社会福祉課

住所：〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋 81 番地

電話：0791-43-6833

FAX：0791-45-3396

メール：shougai@city.ako.lg.jp